

長野県ファシリティマネジメント基本計画

～経営的視点に基づく財産の総合的な利活用の推進～

平成29年3月
(平成31年2月改正)
(令和4年3月改正)
(令和5年2月改正)
(令和6年2月改正)
(令和7年3月改正)
(令和8年2月改正)

長野県

目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1 策定趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 ファシリティマネジメントの定義	2
4 ファシリティマネジメントの理念	3
5 対象施設	3
6 計画期間	3
7 基本方針	4
第2章 県有施設を取り巻く状況及び課題.....	5
1 県有施設の現況	5
(1) 公共建築物	
(2) インフラ施設	
2 県有施設の課題	7
(1) 公共建築物の老朽化	
(2) インフラ施設の老朽化	
(3) 施設の耐震化	
(4) 維持管理費の更なる削減	
(5) 環境問題への対応	
3 人口の状況	12
(1) 人口の推移	
(2) 人口の減少と公共施設のあり方	
4 財政の状況	13
5 固定資産減価償却率の推移	13
6 県有施設の建替、大規模改修に要する費用の試算	14
(1) 算出方法	
(2) 試算結果	
第3章 基本計画策定前の取組.....	15
1 未利用県有地の売却	15
2 県有施設耐震化整備プログラムに基づく耐震改修	15
3 行政財産の使用許可・使用料の見直し	16
4 行政財産の貸付け（自動販売機の公募貸付け）	16
5 新たな貸付制度の導入	16
6 情報共有のための財産情報システムの整備	17
7 専門部署の設置	17
8 インフラ施設の整備・維持管理計画の策定	18
9 施設アセスメントの実施	19
(1) 評価方法	

(2) 評価結果	
10 施設の有効活用・転用集約化計画の策定	
11 職員宿舍管理戸数適正化実行計画の策定	
第4章 公共施設等の管理に関する取組方針	24
1 県有財産の総量縮小	24
(1) 施設アセスメント	
(2) 施設の有効活用・転用集約化計画	
(3) 市町村との共同設置、市町村施設の利用、民間ノウハウの活用	
(4) 未利用県有地の売却促進	
(5) 県有施設の市町村や民間への譲渡・移管	
2 県有財産の有効活用	29
(1) 貸付制度の活用	
(2) 遊休施設・空きスペースを活用する仕組みの構築	
(3) 職員宿舍の管理事務集約化と共同利用の推進	
(4) 高校再編に伴う後利用の検討	
(5) ユニバーサルデザイン化の推進	
3 県有施設の長寿命化	33
(1) 保全情報の一元化	
(2) 中長期修繕・改修計画（個別施設計画）の策定	
(3) 定期点検の実施体制の整備	
(4) 県有施設の安全確保	
(5) 保全業務の支援	
(6) インフラ施設の長寿命化	
4 県有施設の省エネ化などによる維持管理の適正化	37
(1) エネルギー使用量の把握と分析	
(2) 維持管理業務の最適化	
(3) トータルコストを考慮した改修と省エネルギー効果の検証	
(4) 省エネルギー化推進体制の構築	
第5章 推進体制等	39
1 ファシリティマネジメント推進会議（FM推進会議）	39
2 プロジェクトチーム（PT）	39
3 ワーキンググループ（WG）	39
4 ファシリティマネジメント推進員（FM推進員）	39
5 財産の利活用・売却等に関する意思決定プロセス	40
6 新たな地方公会計制度の活用	40
7 職員の意識改革	40
8 取組状況の点検と見直し（PDCAサイクルによる評価）	41
9 県民への情報発信	41
第6章 計画の推進状況.....	42
1 各計画の策定・改訂状況	42

(1) 「施設の中長期修繕・改修計画」の策定	
(2) 「施設の有効活用・転用集約化計画」の策定	
(3) その他公共建築物に係る計画の策定・改訂状況	
2 県有施設の状況	44
(1) 公共建築物の推移	
(2) インフラ施設の保有状況	
(3) 現在の管理経費	
3 中長期修繕・改修計画の計画修繕による建替・大規模修繕経費の試算	46
第7章 施設類型ごとの方針	47
1 庁舎・事務所	47
(1) 県庁・合同庁舎	
(2) 検査・試験・研究機関	
(3) 警察施設	
2 社会・文化・体育施設	55
(2) 県民文化会館・創造館	
(3) 県営野球場	
3 県立学校	61
(1) 高等学校	
(2) 特別支援学校	
(3) 工科短期大学校、技術専門校	
4 職員宿舎	69
5 県営住宅	71
6 インフラ施設	73
(1) 道路	
(2) 河川管理施設	
(3) 砂防関係施設	
(4) 都市公園	
(5) 下水道	
(6) 林道	
(7) 治山施設	
(8) 農業・農村施設	
(9) 交通安全施設	
(10) 企業会計	

第1章 計画の基本的事項

1 策定趣旨

急速な少子高齢化の進展や人口減少社会の到来は、産業、教育、医療、福祉など様々な分野に大きな影響を及ぼすことが予測されています。県有財産についても、施設に求められるニーズは多様化するとともに、必要とされる県有財産の規模は縮小していくものと考えられます。

また、税収の減少や社会保障費の増大、景気の減速という経済情勢も受け、県財政は厳しい状況が続いています。

このような中で、膨大な県有財産を、限られた財源の中で、今まで以上に有効活用と効率的利用を図るためには、経営的な視点で全ての県有財産を総合的に企画、管理、活用する「ファシリティマネジメント」を重視した取組が不可欠となっています。

そのため本県では、平成23年12月に「長野県ファシリティマネジメント基本方針」を定め、県有財産の利活用を推進してきました。

一方、国においても厳しい財政状況の下、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減、公共施設等の最適な配置の実現が必要なことから、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成26年4月には、すべての地方自治体において「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がされました。

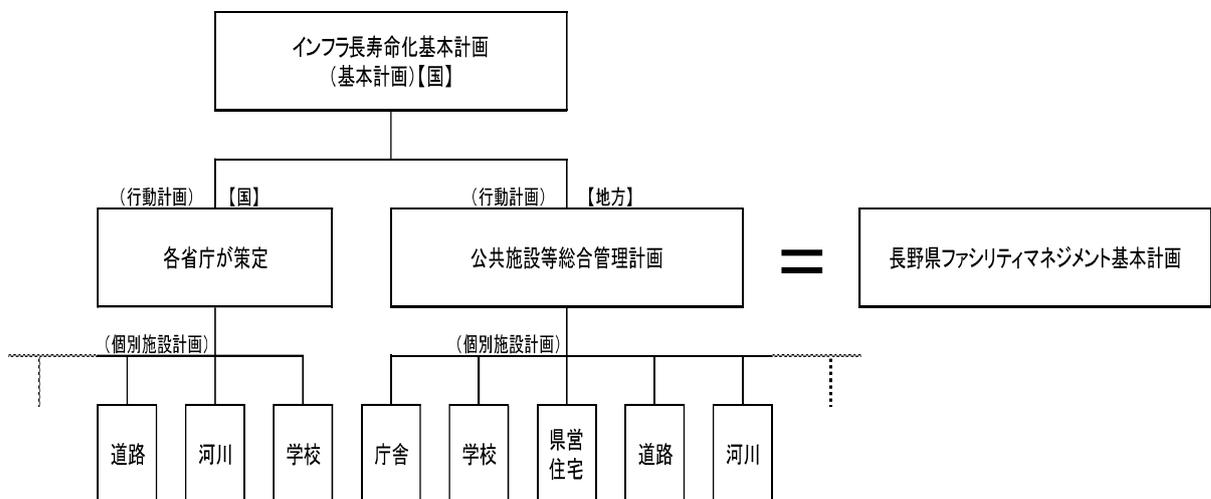
また、気候変動枠組条約加盟国のすべてが参加し2020年以降の新たな温暖化対策を定めたパリ協定で求めている「今世紀後半における世界の気温上昇を1.5度に抑える」という目標に向け、県としても1事業者として、長野県ゼロカーボン戦略で設定した日本の脱炭素化をリードする温室効果ガス削減目標の達成を目指し、率先して取り組む必要があります。

そこで、「ファシリティマネジメント基本方針」を見直し、「公共施設等総合管理計画」として位置付けるとともに、県有財産の総量縮小・利活用をさらに推進します。

2 計画の位置付け

この計画は、県の公共施設等の管理に関する総合的な基本計画とし、財政負担の軽減・平準化等を図るための「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日付総財務第 74 号）における「公共施設等総合管理計画」として位置付けます。

また、国において公共施設等の長寿命化を図るため決定された「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）における「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に相当するものとしても位置付けます。



3 ファシリティマネジメントの定義

ファシリティマネジメントは、土地、建物、工作物などの財産を経営資源と捉え、総合的かつ長期的な観点によりコストと便益の最適化を図りながら、財産を戦略的かつ適正に保有・処分・維持・利活用を行う手法です。

4 ファシリティマネジメントの理念

県民ニーズが多様化・複雑化している中で、多くの課題を行政だけで担っていくことには限界があります。

環境やまちづくりなど、行政が担っていた分野で活動するNPO、民間企業、市民団体等の公共サービスの担い手が着実に増加しているため、行政とこれらの主体が連携・協働して、一層質の高い公的サービスの提供や地域課題の解決を図ることが期待されます。

県有財産の利活用にあたっては、こうした主体と積極的に連携・協働しながら、取り組んでいくことが必要です。

また、県と同様に遊休財産を持つ市町村等と情報共有・連携を図ることも必要です。

5 対象施設

本計画の対象とする財産は、全ての県有地・県有施設及びその従物並びに県が借用している土地・施設とします。

6 計画期間

平成29年度（2017年度）を初年度とし、令和8年度（2026年度）を目標年度とする10年間を計画期間とします。ただし、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

7 基本方針

ファシリティマネジメントを推進するため、4つの柱を設定します。

① 県有財産の総量縮小

人口減少社会の到来及び厳しい財政状況等を考慮し、既存施設の転用・集約化、市町村施設等の利用、市町村との共同設置などにより、総量縮小を推進するとともに、未利用県有地の売却などを進め、令和8年度末までに、県有施設総量（総延床面積）を5%縮減します（インフラ施設、企業資産を除く）。

② 県有財産の有効活用

集約化等により未利用となる施設については、地域振興などの観点から市町村等を含め、地域として活用方法を検討するとともに、様々な貸付制度を活用するなど、空きスペースの有効活用を進め、県有財産の一層の効率的利活用を推進します。

③ 県有施設の長寿命化

老朽化施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、計画的な保全措置の実施により長寿命化を推進するため、令和2年度末までに、中長期修繕・改修計画（個別施設計画）を策定します。

④ 県有施設の省エネ化などによる維持管理の適正化

施設の維持管理にあたっては、2050年度までに二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量ゼロ（2050ゼロカーボン）を目指し、長野県ゼロカーボン戦略及び第6次長野県職員率先実行計画を踏まえ、ZEB・ZEHの整備など従来の延長線上にない取組により徹底した省エネルギーを推進するなど、維持管理の一層の適正化を図ります。

第2章 県有施設を取り巻く状況及び課題

1 県有施設の現況

(1) 公共建築物

ア 保有財産

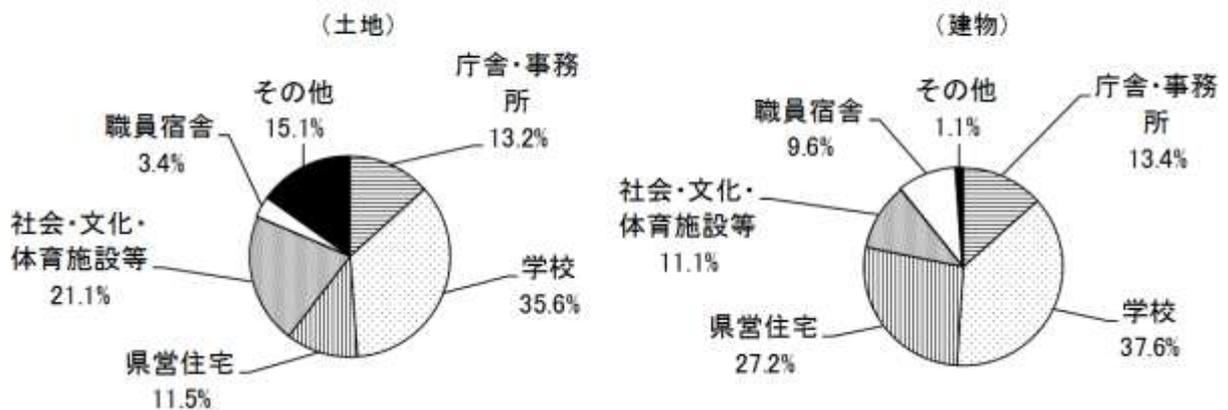
長野県が保有する行政財産及び普通財産は、平成 27 年度末現在で、土地面積は約 1,575 万㎡、建物延床面積は約 366 万㎡と膨大な量となっています。

【用途別土地・建物延床面積（平成 27 年度末現在）】

(単位:㎡)

用途区分	土地		建物	
	行政財産	普通財産	行政財産	普通財産
庁舎・事務所	2,084,767	-	490,910	-
学校	5,606,325	-	1,379,565	-
県営住宅	1,816,946	-	994,980	-
社会・文化・体育施設等	3,319,739	-	405,750	-
職員宿舎	-	537,078	-	352,753
その他(貸付け、未利用地等)	-	2,380,682	2,080	38,258
計	12,827,777	2,917,760	3,273,285	391,011
合計	15,745,537		3,664,296	

(注) 行政財産の山林88,407,767㎡を除く。



イ 借受財産

長野県が借受している土地及び建物は、平成 27 年度末現在で、土地面積約 529 万㎡、建物延床面積約 2.6 万㎡となっています。

(2) インフラ施設

長野県が保有又は管理する道路、都市公園、下水道等のインフラ財産は、平成 27 年度末現在で、道路実延長 5,172 km、橋梁 3,831 橋、都市公園 9 公園、面積 271.86ha、下水道管渠延長 190.4 kmなどとなっています。

【インフラ施設の保有状況（平成 27 年度末現在）】

区 分	状 況	備 考
道 路	路線数 実延長(km) 橋梁数 トンネル数 (※ロックシェッド、スノーシェッドを含む。)	国道用地、施設の所有者：国
	県道 401 3,929 2,727 177	
	国道(県管理分) 23 1,243 1,104 140	
	(計 424 5,172 3,831 317)	
河 川	県管理河川 8水系 河川数 737 河川延長 4,803km 県管理ダム 16(多目的ダム 13、治水専用ダム 3) (建設中 1 治水専用ダム) 陸閘門 3、樋門・樋管 68、堰 1、水門 8	河川用地の所有者：国、県、市町村又は民間
砂 防	砂防設備(砂防堰堤等) 18, 598施設 地すべり防止施設(区域数) 306 急傾斜地崩壊防止施設(区域数) 737	
都市公園	9公園 面積 271.86ha	公園用地の所有者：一部市町村
流域下水道	管渠延長 190.4km 終末処理場 4施設、ポンプ場 4箇所	
林 道	県管理林道 34路線 延長 74,491m	
治山施設	治山ダム 25,600基	
農業・農村施設	地すべり防止施設 137区域 6,392.50ha ダム 1	
交通安全施設	交通信号機 3,544基 道路標識 92,237本	
企業会計資産 (電気、水道)	事業用有形固定資産 電気事業 発電所 14所及び附帯設備一式 企業局管理ダム 3 新規 2発電所建設中(H29.4.1本格稼働) 水道事業 末端給水事業 浄水場 2箇所及び附帯施設一式 (取水口 1、浅井戸 14、ポンプ場 35、配水池 52、管路延長 1,435km) 用水供給事業 浄水場 1箇所及び附帯施設一式 (取水口 1、導水トンネル延長 3.3km、ポンプ場 4、管路延長 52km)	

2 県有施設の課題

(1) 公共建築物の老朽化

長野県が保有する建物棟数は、約 8,500 棟（倉庫、車庫などを含む。）となっています。

建物棟数を用途別建築年度別に見ると、昭和 40 年代は県営住宅、昭和 50 年代は学校の割合が大きくなっています。職員宿舎については、昭和 40～50 年代の棟数が多くなっています。

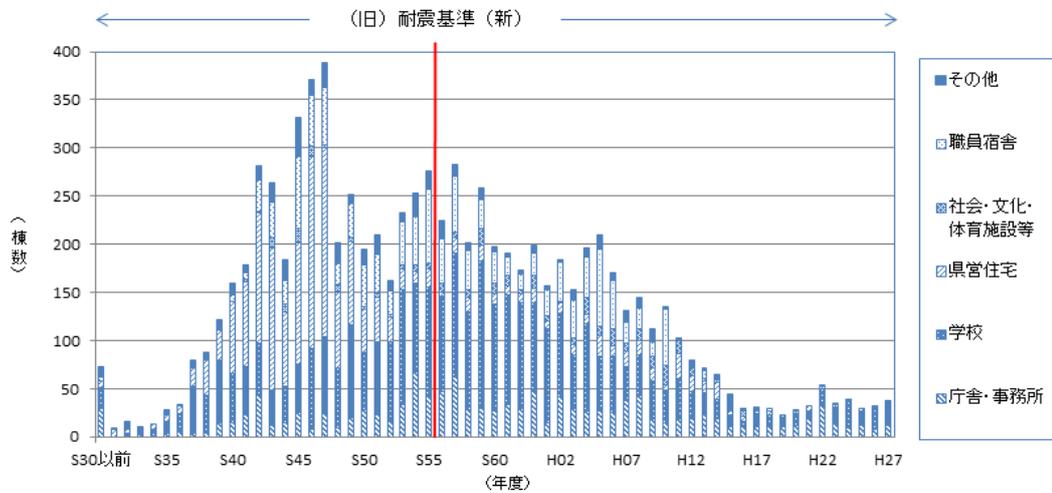
建物棟数を構造別建築年度別に見ると、昭和 40 年代を中心に鉄骨造及びコンクリートブロック造の割合が大きくなっています。

建築経過年を見ると、建築後 40 年を経過したものが約 39%、30 年を経過したものが約 66%と全体の約 3 分の 2 になっています。建築後 30 年以上を経過する施設は、大規模改修や建替を検討することが必要です。

このようなことから、更新経費が大きな負担となることが確実な状況であり、大規模改修や建替が適切であると判断される施設については、他の施設と時期が集中しないよう分散させ、財政支出を平準化していくことが求められます。

また、今後 10～20 年で築後 30 年を経過することになる施設については、計画的修繕と延命改修等の予防保全措置を実施し、施設の長寿命化を図る必要があります。計画的な修繕に要する費用は、対症療法的な修繕費用に比べて少なく済むことが一般的であるため、財政支出を軽減することにもなります。

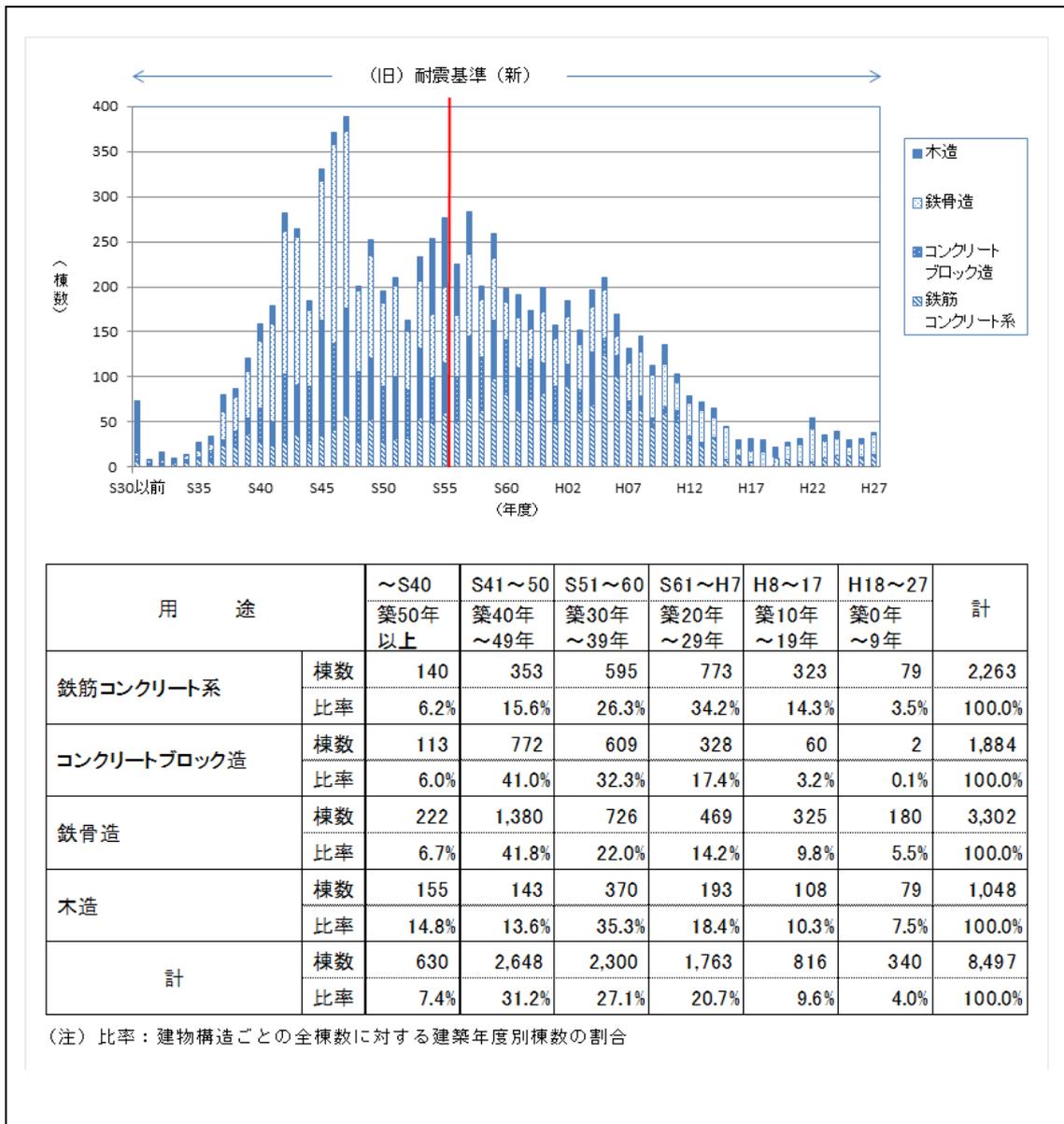
【用途別建物棟数（建築年度別）（平成27年度末現在）】



用途		～S40	S41～50	S51～60	S61～H7	H8～17	H18～27	計
		築50年以上	築40年～49年	築30年～39年	築20年～29年	築10年～19年	築0年～9年	
庁舎・事務所	棟数	76	205	375	311	187	138	1,292
	比率	5.9%	15.9%	29.0%	24.1%	14.5%	10.7%	100.0%
学校	棟数	274	614	1,076	796	259	161	3,180
	比率	8.6%	19.3%	33.8%	25.0%	8.1%	5.1%	100.0%
県営住宅	棟数	201	1,179	187	123	118	22	1,830
	比率	11.0%	64.4%	10.2%	6.7%	6.4%	1.2%	100.0%
社会・文化・体育施設等	棟数	-	67	77	93	81	10	328
	比率	0.0%	20.4%	23.5%	28.4%	24.7%	3.0%	100.0%
職員宿舎	棟数	16	387	440	360	104	5	1,312
	比率	1.2%	29.5%	33.5%	27.4%	7.9%	0.4%	100.0%
その他	棟数	63	196	145	80	67	4	555
	比率	11.4%	35.3%	26.1%	14.4%	12.1%	0.7%	100.0%
計	棟数	630	2,648	2,300	1,763	816	340	8,497
	比率	7.4%	31.2%	27.1%	20.7%	9.6%	4.0%	100.0%

(注) 比率：建物用途ごとの全棟数に対する建築年度別棟数の割合

【構造別建物棟数（建築年度別）（平成 27 年度末現在）】



(2) インフラ施設の老朽化

インフラ施設は、昭和 40 年代に集中して整備されたものが多く、老朽化が進んでいます。

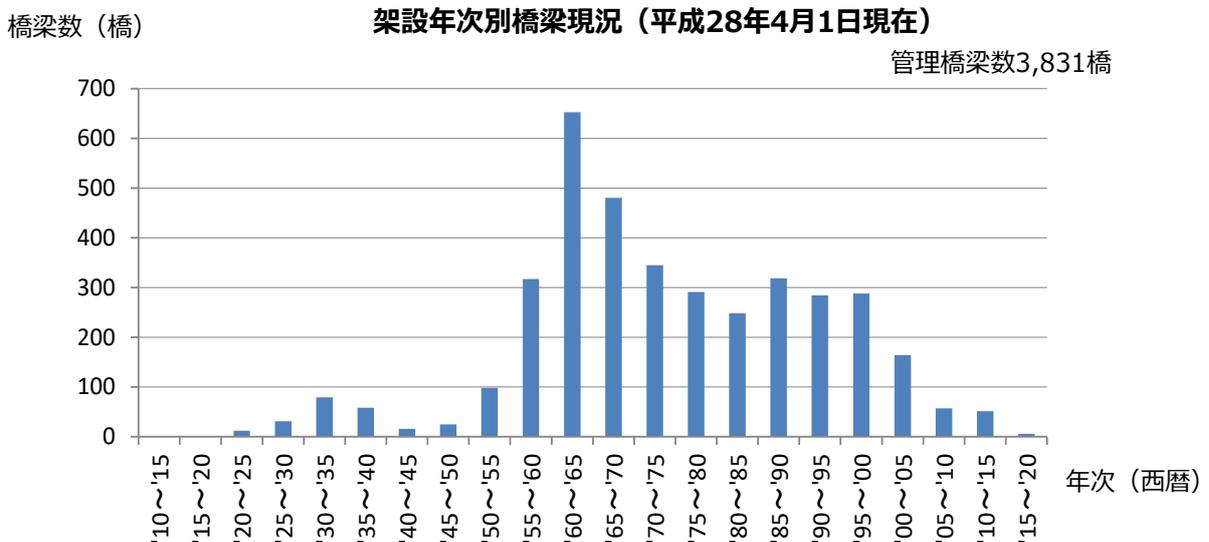
橋梁を例に見ると、10 年後には約半数が、20 年後には約 7 割が建設後 50 年を経過します。

厳しい財政状況下においては、インフラ施設についても、現状把握と分析を行い、損傷が大きくなる前に計画的な修繕と延命改修等の予防保全措置を実施することにより長寿命化を図り、財政支出を軽減することが必要です。

【インフラ施設の状況】

主なインフラ施設	施設数 (H28.4.1現在)	建設後50年以上経過する施設の割合	
		平成27年度末	10年後
橋 梁	3,831 橋	33.9 %	55.4 %
トンネル	192 本	21.9 %	38.2 %
ロックシェッド	52 箇所	0.0 %	17.3 %
スノーシェッド	73 箇所	4.1 %	8.3 %
緊急輸送路吹付法面	719 箇所	2.2 %	29.0 %

【橋梁の年次別建設数】



(3) 施設の耐震化

建物の耐震基準は昭和 56 年に強化されていますが、阪神・淡路大震災等で基準改正前に建てられた建物に被害が集中したことを踏まえ、県有施設のうち基準改正前に建てられた建物については、耐震性能の向上に取り組むことが必要です。

また、震災の際に防災上重要な拠点となる施設については、災害応急活動や業務継続が出来るよう施設の機能確保を図る耐震化が求められています。

(4) 維持管理費の更なる削減

各施設においては、財産管理者がそれぞれ維持管理費の削減に取り組んできたところですが、個別の取組であるため施設間の情報共有が少なく、費用にバラツキがあり、費用削減の取組が他の施設に生かされていないことが考えられます。

今後は、他の施設や施設規模別の標準値との比較、委託業務の発注方法の統一など維持管理費の最適化に取り組むことが必要です。

(5) 環境問題への対応

地球温暖化防止は、世界共通の大きな課題であり、県においては、環境マネジメントシステム「エコマネジメント長野」の導入や、「温室効果ガス削減のための『第 6 次長野県職員率先実行計画』」を策定し、県の事務事業により発生する温室効果ガス排出量を削減する取組を行っています。

県有施設の建設・維持保全等にあたっては、既存施設の長寿命化対策を施し最大限活用することにより、建設に伴う資材の消費や解体に伴う廃材発生の抑制、リサイクル資材や製品の活用、施設の適切な維持管理による省エネルギー対策や再生可能エネルギーの積極的な導入など、地球温暖化防止等の環境保全に配慮した取組を積極的に進めていくことが必要です。

3 人口の状況

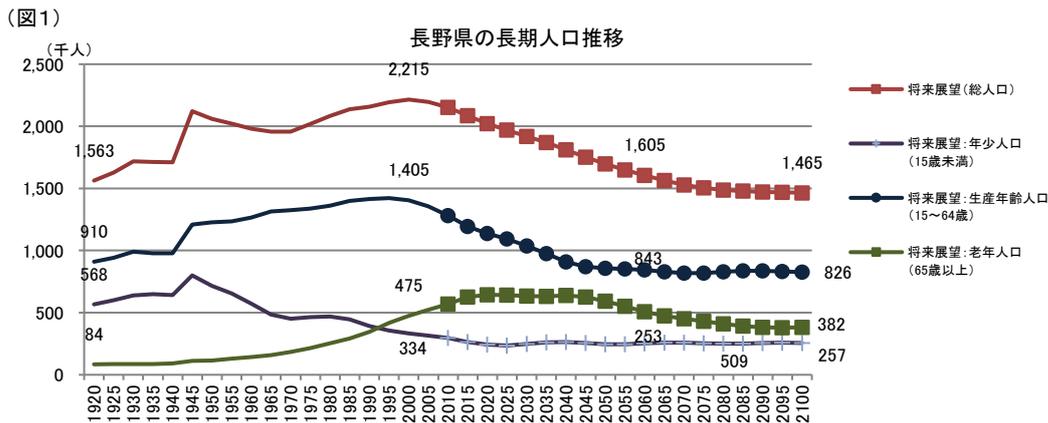
(1) 人口の推移

長野県の総人口は、平成 12 年（2000 年）を頂点として減少に転じており、平成 27 年（2015 年）の人口は、209 万 9 千人となっています。

また、平成 27 年（2015 年）の生産年齢人口は 118 万 7 千人、老年人口は 62 万 6 千人となっています。

長野県の生産年齢人口割合は全国を下回る水準で低下する一方、老年人口割合は全国を上回る水準で上昇しています。

人口減少は今後も続くと思われており、信州創生戦略に基づき、人口減少に歯止めをかける政策を講じた場合でも、将来的には 150 万人程度まで減少すると見込まれます



出典：長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略（信州創生戦略）

(2) 人口の減少と公共施設のあり方

将来人口の推計では、総人口が減少することが見込まれていることから、今後、県有施設等に対する需要減・供給過多、新たな社会ニーズへの対応が必要となることが予想されます。

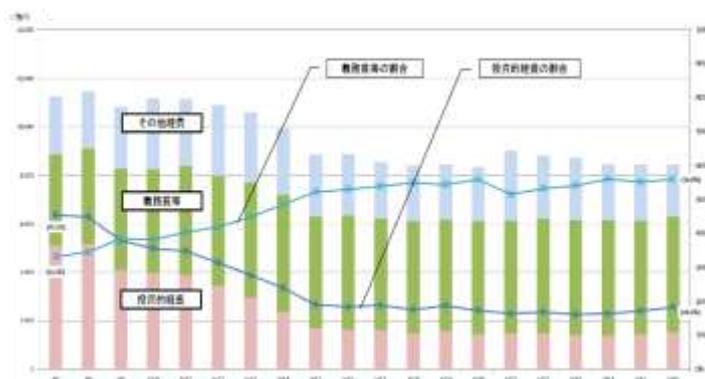
このため、社会環境の変化や県民ニーズの変化等を見極めながら、既存施設の機能の見直しや集約化、余剰財産の処分など、現時点から、将来を見据えて公共施設のあり方を見直す必要が生じています。

また、高齢者や障がい者など多くの方が利用する公共施設は、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮するなど、誰もが利用しやすい施設としていくことが必要です。

4 財政の状況

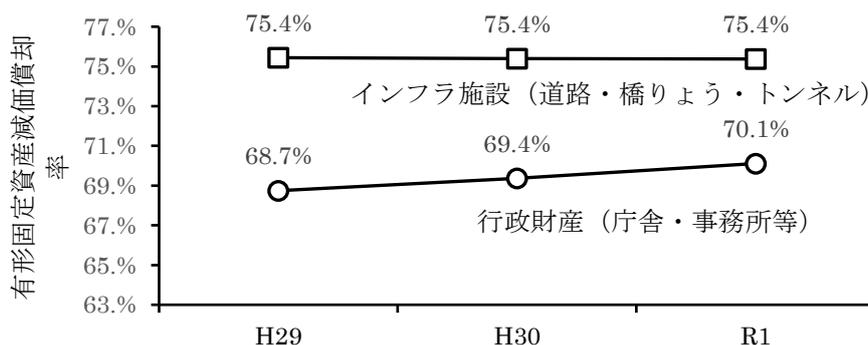
本県財政は、全体の財政規模が縮小する中で人件費や公債費などの義務費や医療・介護などの社会保障経費の割合が過去 20 年増加傾向にあり、平成 26 年度決算では全体の概ね 6 割を占めるなど、裁量の余地が狭い硬直的な構造となっています。

そのような中、投資的経費については、真に必要な社会資本整備に重点的に予算を配分してきました。県有財産の有効活用と効率的利用を図るために、限られた財源を選択と集中によって効果的に投資していくことが今後とも必要です。



5 固定資産減価償却率の推移

平成 29 年度末から令和元年度末までの 3 か年について、有形固定資産減価償却率（＝減価償却累計額／有形固定資産（償却資産）額）の推移は、以下のとおりです。公共建築物（庁舎・事務所、社会・文化・体育施設、学校施設、県営住宅）は、償却率が年々増加していることが分かります。



6 県有施設の建替、大規模改修に要する費用の試算

平成 27 年度末の保有施設をそのまま保持した場合の、建替及び大規模改修に要する費用を試算しました。

(1) 算出方法

ア 試算の対象

- ・ 平成 27 年度末に保有する全施設。

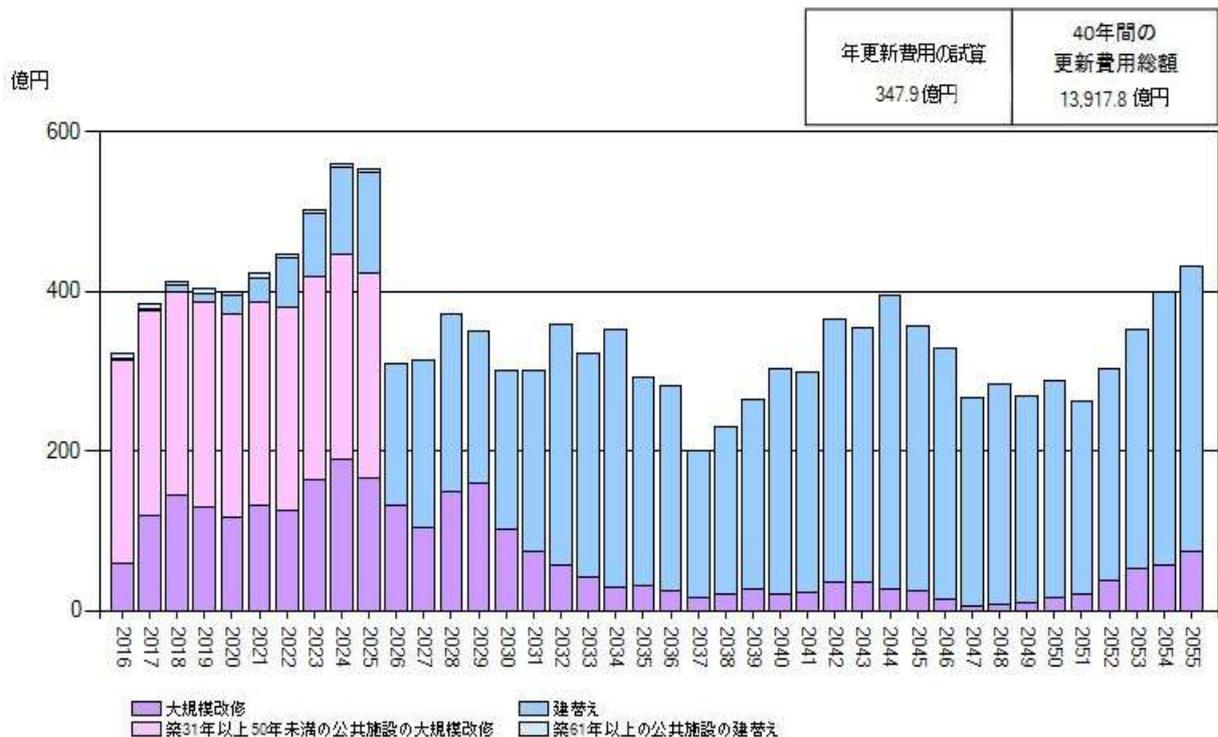
イ 試算の方法

- ・ 建替：建築後 60 年（ただし、試算時点で 61 年以上の建物は、今後 10 年で均等に実施）
- ・ 大規模改修：建築後 30 年（ただし、試算時点で 31 年以上 50 年未満の建物は、今後 10 年で均等に実施。50 年以上の建物は建替に計上）
- ・ 公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）による。

(2) 試算結果

公共施設を現状の規模で改修・更新するとして試算すると、40 年間の総事業費は、約 1 兆 4,000 億円で、年平均 350 億円となります。

このため、県有財産の総量縮小の推進はもとより、老朽化施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、計画的な保全措置の実施により長寿命化を推進する必要があります。



第3章 計画策定前の取組

1 未利用県有地の売却

厳しい財政状況下、平成 11 年度から未利用県有地の売却に取り組んでいます。

市町村や社会福祉法人等の公共的団体に未利用県有地の情報を提供し、活用希望の把握を行い、再活用や売却を進めています。

公共的団体において活用希望のないものについては、ホームページへの掲載、新聞、情報誌への広告など幅広く情報発信することにより、民間への売却を推進しています。

売れ残り物件対策として、平成 16 年度から民間宅地建物取引業者への媒介業務の委託、平成 19 年度からはインターネットによる入札を取り入れ、売却の促進を図っています。

【 売却実績 (H11～H27)】 544 件 110.4 億円

2 県有施設耐震化整備プログラムに基づく耐震改修

平成 18 年度に策定した長野県耐震改修促進計画に基づき、平成 19 年度に県有施設の耐震化を計画的に進めるため「県有施設耐震化整備プログラム」を策定し、旧耐震基準により建設されている災害拠点施設及び特定建築物 607 棟を対象として、耐震診断・耐震改修工事を実施しました。

平成 27 年度に「県有施設耐震化整備プログラム」が完了したため、新たに「第二期県有施設耐震化整備プログラム」を策定し、防災上重要な拠点となる施設の耐震性強化や吊り天井等の非構造部材の耐震対策など、引き続き県有施設の耐震化を推進しています。

【 第一期県有施設耐震化整備プログラム (H19～H27)】

災害拠点施設及び多数の者が利用する建築物 1,233 棟のうち、旧耐震基準により建設された 607 棟について耐震補強や改築等を実施。

3 行政財産の使用許可・使用料の見直し

庁舎等の各種団体に対する使用許可について、公益法人制度改革等の状況も踏まえ、受益者負担適正化の観点から、使用許可、使用料について見直しを行いました。

また、県民サービスの向上を図る観点から、利用率の低い施設の会議室等の有効活用を図るため、短時間・短期間の使用許可など制度を導入しました。

4 行政財産の貸付け（自動販売機の公募貸付け）

平成 19 年 3 月施行の地方自治法改正により、庁舎の床スペースや敷地等に余裕がある場合には、民間への貸付けが可能となりました。

これを踏まえ、行政財産の使用許可により設置していた自動販売機について、平成 22 年度から、公募により自動販売機設置事業者に貸し付ける制度を導入しています。

【貸付実績（H23～H27）】 8.2 億円

5 新たな貸付制度の導入

県の組織改正等により生じた余裕スペースの有効活用として、NPOや民間企業等に貸し付ける制度を導入しました。

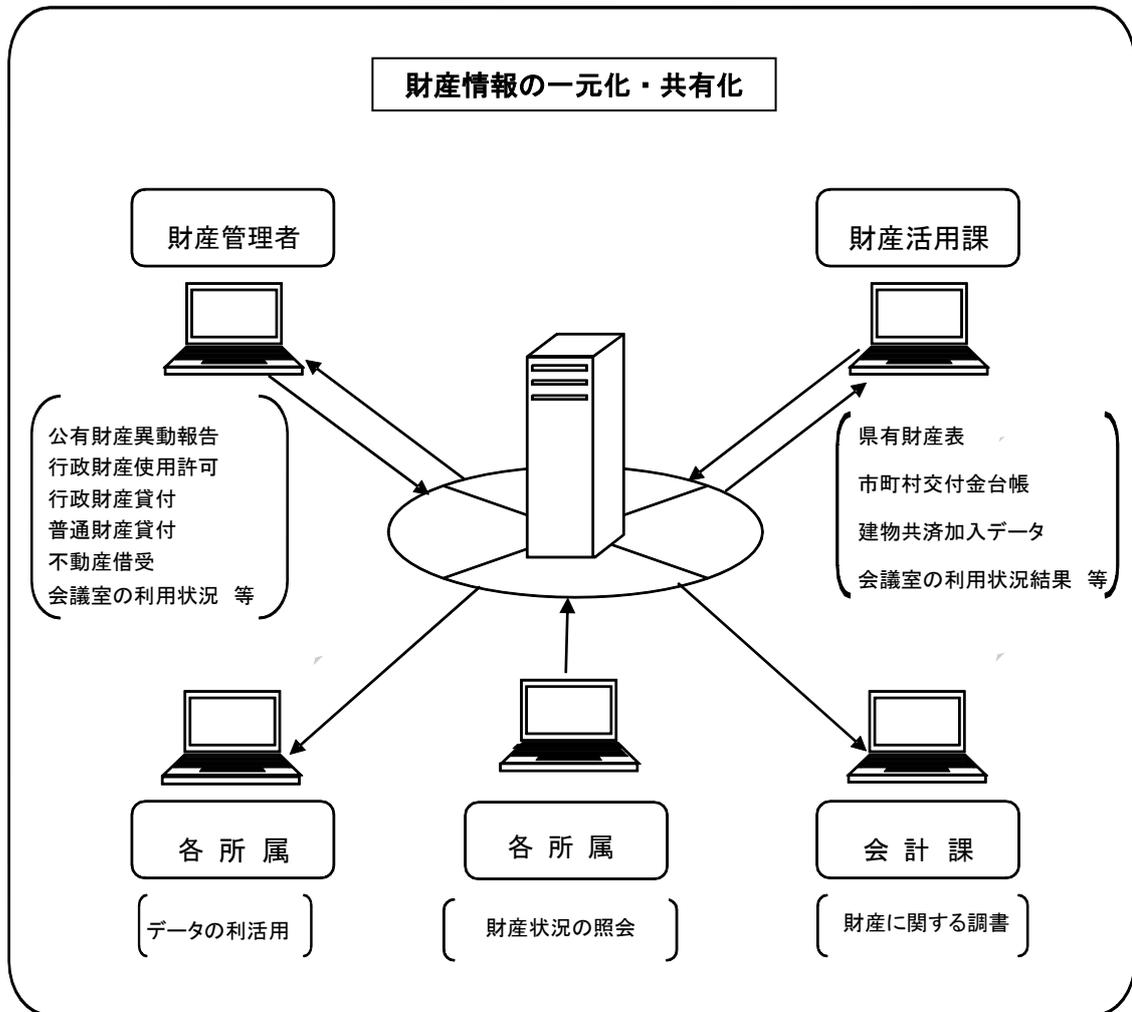
また、歳入確保等の観点から、庁舎のホール壁面、エレベーター内壁面、庁舎屋根等の貸付制度を新設しました。



（エレベーターホール壁面貸付）

6 情報共有のための財産情報システムの整備

財産の利用状況や保全情報を把握し効率的に利用するため、県有財産のデータベース化を行い、財産に関する情報の一元化、共有化を図りました。



7 専門部署の設置

ファシリティマネジメントを確実に推進するため、財産を統括管理し利活用調整する組織及び施設の保全を主管して総括的に実施することができる組織を整備し、基本方針に基づく具体的な取組を確実に進めるため、各財産管理者への各種取組の要請を行うなど総合的な調整を行っています。

8 インフラ施設の整備・維持管理計画の策定

インフラ施設は、それぞれ整備、維持管理の計画を策定し、マネジメントに取り組んでいます。

【インフラ施設の整備等計画の策定状況】

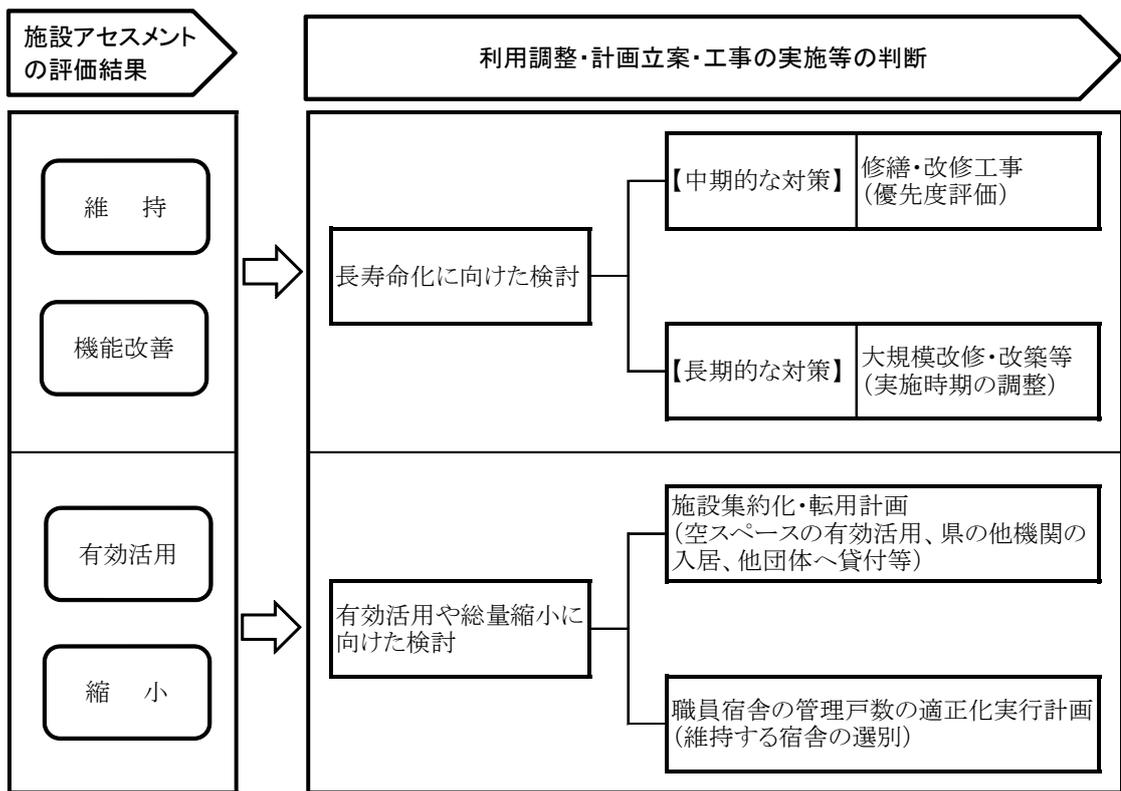
区 分	整備等計画名	備 考
道 路	橋梁長寿命化修繕計画（第1期計画：平成20年度策定、第2期計画：平成25年度策定）	
	舗装長寿命化修繕計画（平成25年度策定）	
	トンネル長寿命化修繕計画（平成25年度策定）	
	ロックシェッド・スノーシェッド長寿命化修繕計画（平成25年度策定）	
	吹付法面長寿命化修繕計画（平成25年度策定、平成27年度一部追加）	
	横断歩道橋長寿命化修繕計画（平成27年度策定）	
	大型道路標識長寿命化修繕計画（平成27年度策定）	
	大規模道路施設長寿命化修繕計画（平成27年度策定）	
河 川	河川整備計画 信濃川水系上小圏域（東御市）（平成17年度認可） 信濃川水系長野圏域（浅川）（平成19年度認可） 信濃川水系南佐久圏域（平成20年度認可） 天竜川水系飯田圏域（平成22年度認可） 信濃川水系長野圏域（犀川）（平成22年度認可） 信濃川水系上小圏域（矢出沢川）（平成23年度認可） 信濃川水系松本圏域（黒沢川）（平成24年度認可） 天竜川水系伊那圏域（平成24年度認可） 天竜川水系諏訪圏域（平成26年度第3回変更認可） 信濃川水系北信圏域（平成27年度認可）	（水系、地域性等を考慮し、県内を16圏域に分割） 整備計画未策定の8圏域は、必要に応じて策定する。
	河川管理施設長寿命化計画（平成26年度策定）	
	諏訪湖釜口水門長寿命化計画（平成21年度策定）	ダム等他の大規模河川施設の長寿命化計画は、国の動向を見ながら順次策定予定
都市公園	公園施設長寿命化計画（平成25年度策定）	
砂防	砂防関係施設長寿命化計画（平成26年度策定）	
流域下水道	長野県「水循環・資源循環のみち2015」構想（平成27年度策定）	
	下水道長寿命化計画	耐用年数を迎える施設から順次策定中
	下水道総合地震対策計画	緊急性の高い施設から順次策定中
企業会計資産 (電気・水道)	長野県公営企業経営戦略（平成27年度策定）	

9 施設アセスメントの実施

建物構造や建築経過年数等から算定した「建物性能」、利用者数や利用頻度等の「利用状況」、光熱水費等をもとにした「管理効率」により施設の現状を把握し、将来の利活用の方向性を区分けするため、全施設（1,690施設）を対象に「施設アセスメント」を実施し、うち職員宿舎を除く505施設について現状や将来余剰の見通し等を調査した上で、施設の利活用の方向性を示しました。

評価結果は、今後の個別施設に関する整備や集約化等を行う際の判断材料として活用します。

《 施設アセスメントの結果の活用イメージ 》



(1) 評価方法

〔一次評価〕

全施設 (1, 690 施設) を用途別に 5 つのグループに分け、「建物性能」、「利用状況」、「管理効率」を分析。

〔二次評価〕 (客観評価)

類似施設との比較ができるよう更に各グループを細分化し、一次評価の分析をもとに、「建物性能」と「利用状況」の相関関係に「管理効率」の要因を加味し、原則として有人施設 (1, 136 施設) について、施設の基本的な方向性として 4 区分 (維持、機能改善、有効活用、縮小) に区分け。

高	《 評価イメージ 》		「維持」: 建物性能が良く利用者も多いため、今後も維持していくもの 「機能改善」: 利用者が多いため、それに見合った建物性能へ改善していくもの 「有効活用」: 建物性能が良いため、利用者を増やす方策を検討していくもの 「縮小」: 老朽化が進み利用者も少ないため、縮小を検討するもの
	機能改善	維持	
利用状況	縮小	有効活用	
低	建物性能		高

〔三次評価〕 (総合評価)

現状のほか将来余剰の見通し等についても調査した上で、最終的に職員宿舎を除く 4 グループ 505 施設について総合的に評価。

職員宿舎については、宿舎戸数の適正化を進める実行計画を別途作成。

(2) 評価結果

利活用の方向性 (将来余剰又は将来縮小を含む) としては、「維持」 347 施設、「機能改善」 112 施設、「有効活用」 13 施設、「縮小」 33 施設となりました。

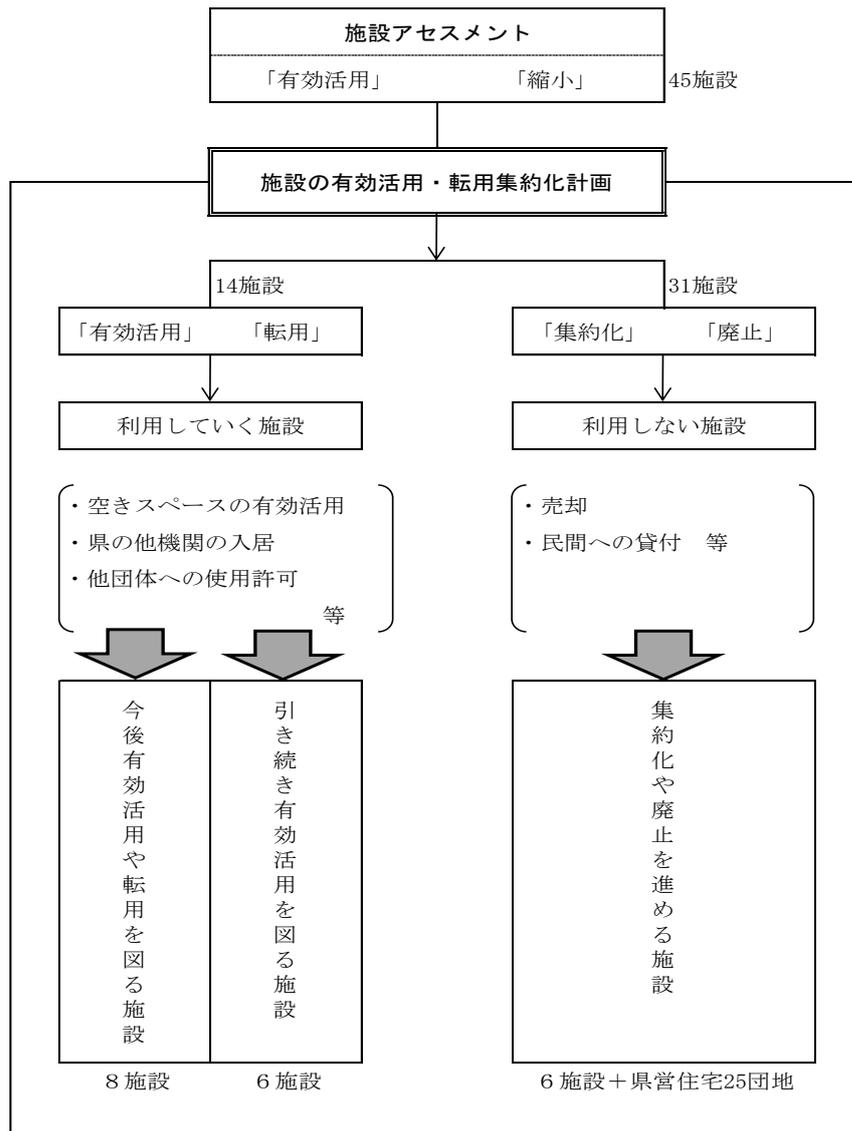
区 分	維持	機能改善	有効活用	縮 小	計
A 庁舎・事務所等	149 [-2]	31 [-2]	4 [+2]	3 [+2]	187
a 庁舎・事務所	21 [-2]	10 [-2]	1 [+2]	2 [+2]	34
b 検査・試験・研究施設	18	9	2	1	30
c 警察署等	31	3	0	0	34
d 交番	79	9	1	0	89
B 社会・文化・体育施設	32	7	0	1	40
a 社会施設等	13	5	0	1	19
b 文化施設等	19	2	0	0	21
C 学校	112 [-3]	8 [-1]	4 [+3]	1 [+1]	125
a 高等学校	81 [-3]	3	3 [+3]	1	88
b その他の学校	31	5 [-1]	1	0 [+1]	37
D 県営住宅	59	69	0	25	153
a 県営住宅	59	69	0	25	153
計	352 [-5]	115 [-3]	8 [+5]	30 [+3]	505

※〔 〕内は、将来余剰及び将来縮小の見込数(外数)

10 施設の有効活用・転用集約化計画の策定

施設アセスメントで「有効活用」「縮小」と評価した46施設のうち、すでに廃止した施設を除く45施設を対象に、施設のあり方について検討した結果を今後の方針として具体的に示すものです。

◆ 施設の有効活用・転用集約化のイメージ



◆ 施設の有効活用・転用集約化のスケジュール

	施設名称	今後の方針	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
今後有効活用や転用を図る施設	南俣庁舎	有効活用	行政庁舎として活用 耐震改修工事					
	安曇野庁舎	有効活用	行政庁舎として引き続き使用(安曇野市使用部分は公共的団体が使用) 空きスペースを有効活用					
	中野庁舎	有効活用	行政庁舎として引き続き使用 空きスペースを有効活用					
	飯山高校	転用	飯山高校	飯山市へ譲渡 (飯山市立城南中学校として活用)				
	須坂商業高校	有効活用	校舎は須坂創成高校商業科で活用		校舎は有効活用			体育施設は須坂創成高校で活用
	旧上伊那農業高校 定時制課程	有効活用	グラウンドは売却	校舎部分は部局横断的に調整・有効活用				
	旧飯田工業高校	転用	(検討)	地元自治体等による活用				
	大町北高校	有効活用	大町北高校	校舎は有効活用 体育施設は大町岳陽高校で活用				
集約化や廃止を進める施設	旧職員センター	廃止	平成26年度売却済 (公立学校共済組合施設用地として活用)					
	旧自治研修所	廃止	(検討)	地元自治会等による活用 活用されない場合は移築を条件とした売却等を検討				
	県庁東庁舎	廃止	県機関と公共的団体が使用					
	妻科庁舎	廃止	公共的団体が使用					
	短期大学 付属幼稚園	廃止	解体工事					
	原村試験地	一部 廃止	職員宿舎は解体					
	県営住宅	集約化	耐用年限を超過した低層住宅等は縮小					

1 1 職員宿舍管理戸数適正化実行計画の策定

施設アセスメントの評価結果を踏まえ、管理している全ての職員宿舍について、今後の方針を定めたものです。

○ 対象宿舍

知事部局、警察本部（署長宿舍・所長宿舍及び駐在所を除く。）及び教育委員会が所管する県内の職員宿舍 794 棟 5,386 戸（平成 25 年度末）

○ 適正化後の管理戸数

職員宿舍の基本類型及び宿舍の建物性能や利用効率等の視点を踏まえ、廃止する宿舍の総数を 506 棟 2,053 戸とし、今後も維持する宿舍は、288 棟 3,333 戸とします。

○ 廃止宿舍

廃止宿舍は、現在の入居状況及び耐用年数等を考慮し、平成 30 年度末までに廃止する第一次廃止宿舍と平成 31 年度以降廃止する廃止予定宿舍を以下のとおりとします。

- ・ 第一次廃止宿舍 362 棟 549 戸（平成 30 年度末まで）
- ・ 以降の廃止予定宿舍 144 棟 1,504 戸（平成 31 年度以降）

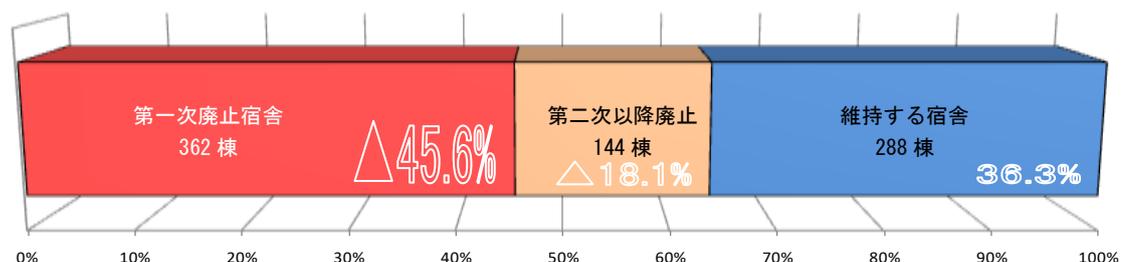
なお、第一次分は県有地の高度利用と管理の効率化を図るため戸建て宿舍の廃止を中心としました。

また、各地域においては、入居状況の推移等を踏まえ、任命権者の枠を越えた近接宿舍の集約化や所管換えを行い、廃止可能な宿舍は、前倒しで廃止することも検討します。

《宿舍の保有状況》

現在の保有数	794 棟	5,386 戸	(H25 年度末)
維持する宿舍数	288 棟	3,333 戸	
廃止する宿舍数	506 棟 (63.7%減)	2,053 戸 (38.2%減)	
第一次廃止宿舍	362 棟	549 戸	(H26～30 年度)
以降の廃止予定宿舍※	144 棟	1,504 戸	(H31 年度～)

※ 第二次以降の廃止数は 5 年毎に進捗状況や県の行財政改革の推進状況を踏まえ確定します。



【 職員宿舍廃止実績 (H26～H27) 】 127 棟

第4章 公共施設等の管理に関する取組方針

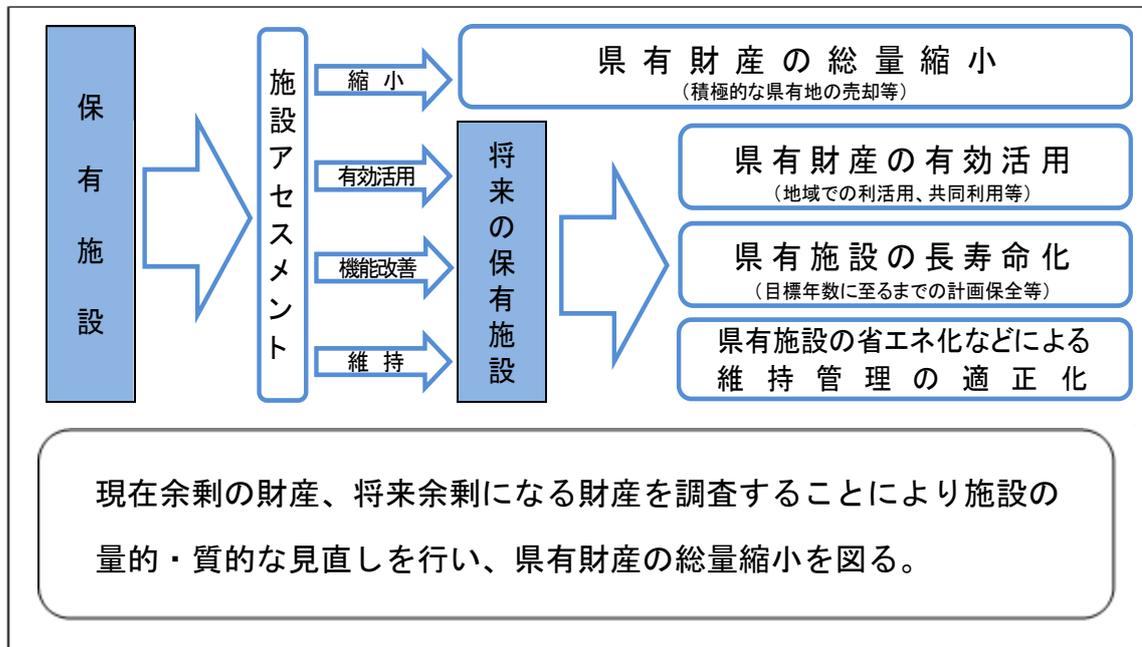
1 県有財産の総量縮小

ファシリティマネジメントによる長寿命化などの適正な管理を行い、既存施設の有効活用を図るとともに、これ以上延床面積を増加させないため、施設整備にあたっては、スクラップ・アンド・ビルドを原則とします。

新しい行政ニーズに対応するため新規整備が必要となった場合は、公共施設の適正化の観点から、既存施設の転用、集約化や市町村施設の利用、市町村との共同設置などを検討します。

また、施設アセスメントの評価結果及び施設の有効活用・転用集約化計画等に基づき、利活用見込みのない県有財産の売却及び劣化が著しい施設の除却を推進するとともに、利用者の利便性やサービス向上の観点から、県有施設の市町村や民間への譲渡・移管を進めるなど、県有財産の総量縮小を推進します。

このため、以下の取組を行います。

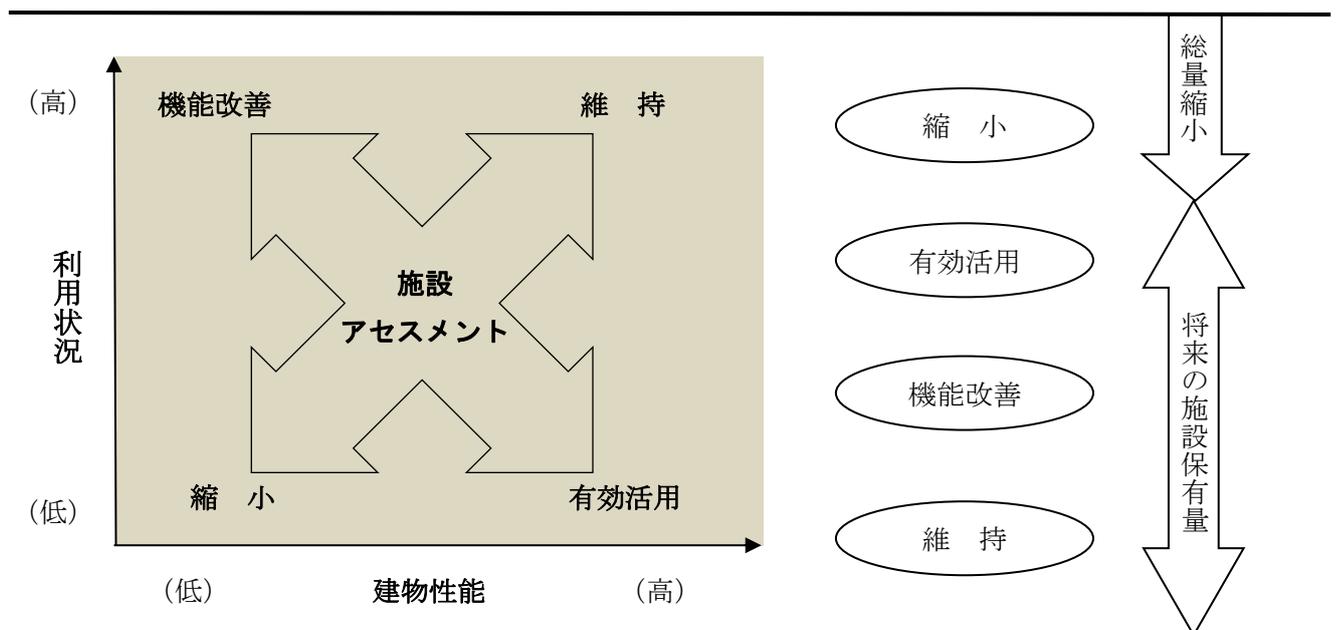


(1) 施設アセスメント

施設の「維持（継続活用）」、「機能改善（大規模修繕、建替）」、「有効活用」、「縮小」などの利活用の方向性を検討するための判断材料として、一定規模以上の県有施設について、耐震性等の「建物性能」、利用者数や利用頻度等の「利用状況」、維持管理費等の「管理効率」を把握する施設アセスメントを概ね5年周期で実施します。

(注) 施設アセスメント：耐震性等の「建物性能」、利用者数や利用頻度等の「利用状況」、維持管理費等の「管理効率」、資産価値等を評価（アセスメント）することにより、施設の性能と価値を把握するものです。

【施設アセスメントによる利活用調整イメージ図】



(2) 施設の有効活用・転用集約化計画

新しい行政ニーズに対応するための施設の新規整備が必要となった場合や著しい機能低下による建替が必要になった場合は、既存施設の転用、集約化を最初に検討します。

なお、概ね5年周期で実施する施設アセスメントの結果を踏まえ、現地機関等の移転も視野におき、施設の有効活用・転用集約化計画の見直しを行います。

また、策定した施設の有効活用・転用集約化計画を実行し、総量縮小を着実に推進します。

(3) 市町村との共同設置、市町村施設の利用、民間ノウハウの活用

検討の結果、施設の新規整備や建替を行う場合は、公共施設の適正化の観点から、市町村との共同設置や市町村施設の利用等を検討するとともに、費用対効果の観点から、PPP^(注1)、PFI^(注2)などの民間の資金やノウハウを活用する方法を適宜検討します。

また、施設の新規整備や建替方法の検討にあたっては、省エネルギー化の検討も含め、地方公会計データを活用するなど、建設費用だけでなくランニングコストも含めた検討を行います。

(注1) PPP: Public Private Partnership の略で、一般的に「公民連携」と訳される。「官」と「民」が役割を分担しながら、公共施設の整備や公共サービスの充実・向上を図ることを実現する概念・手法の総称。

(注2) PFI: Private Finance Initiative の略で、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することによって、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法のこと。平成11年に制定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づき実施される事業。

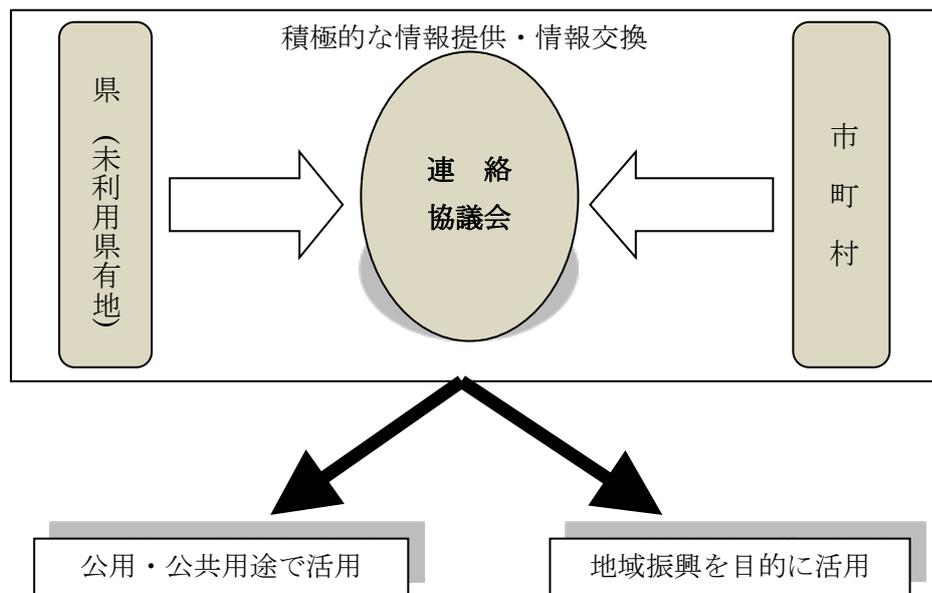
(4) 未利用県有地の売却促進

未利用県有地について、市町村に積極的に情報提供するとともに、大型物件は必要に応じて関係機関を構成員とする連絡協議会を設け、公用、公共用又は地域振興を目的とした活用について検討します。

県が市町村から借受している土地については、未利用県有地との交換の可能性を検討します。

また、職員宿舍管理戸数適正化実行計画、施設の有効活用・転用集約化計画等との整合を図りながら、未利用県有地を確実に把握します。

なお、未利用県有地の一層の売却促進に向けて、民間のノウハウを活用した多様な売却方法や無接道等による売却困難物件についての処分方法など売却促進策を検討します。

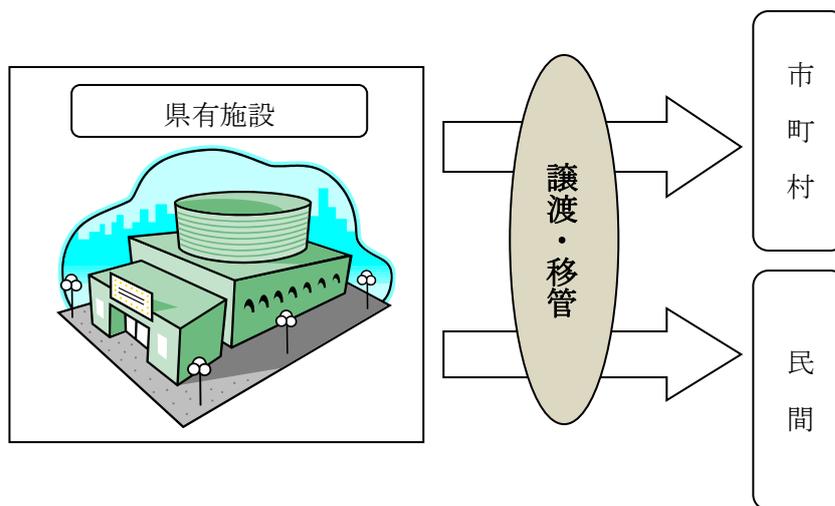


(5) 県有施設の市町村や民間への譲渡・移管

利用者の大半が所在市町村の住民である施設は、利用者の利便性やサービス向上の観点から、市町村等への譲渡を進めます。

また、民間が運営することにより、サービスの向上につながると考えられる施設については、民間への移管を進めます。

県が直接管理することが必要な場合は、施設ごとにあり方を検討します。

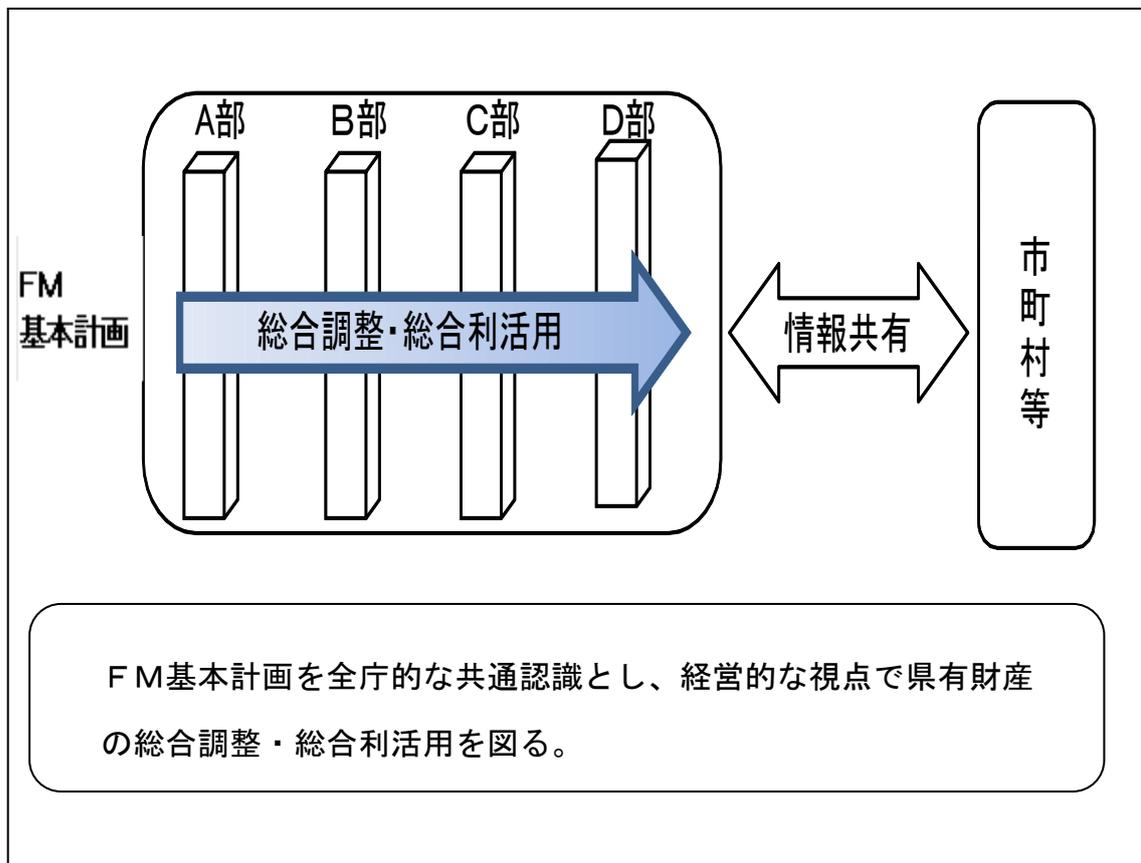


2 県有財産の有効活用

利用者の満足度向上につながる財産の有効活用を推進するとともに、歳入確保・歳出削減に向けて、広告掲載用の壁貸し、太陽光発電用の屋根貸しなど各種貸付制度の導入施設の拡大、市町村との連携による未利用地情報の発信を行うほか、職員宿舎の管理事務の集約化と共同利用を進めるなど、県有財産の一層の効率的利活用を推進します。

また、集約化等により未利用となる施設については、地域振興などの観点から市町村等を含め、地域として活用方法を検討します。

このため、以下の取組を行います。



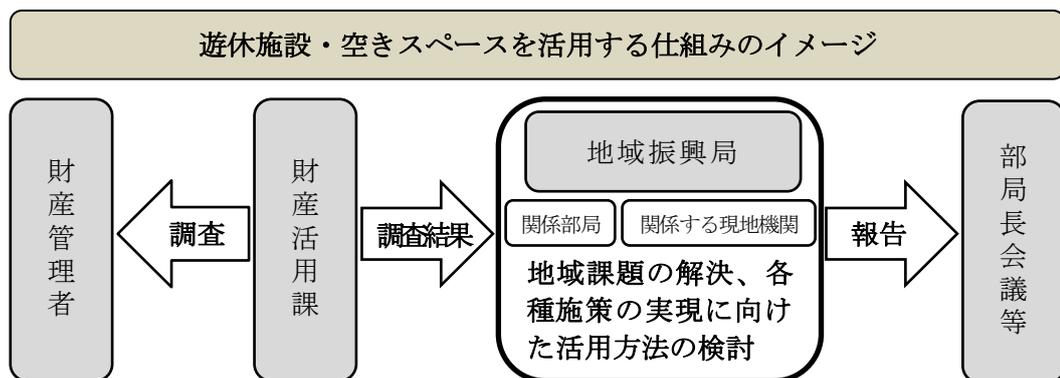
(1) 貸付制度の活用

歳入確保等の観点から導入した、庁舎のホール壁面、エレベーター内壁面、庁舎屋根等の貸付制度を活用し、有効活用を進めます。

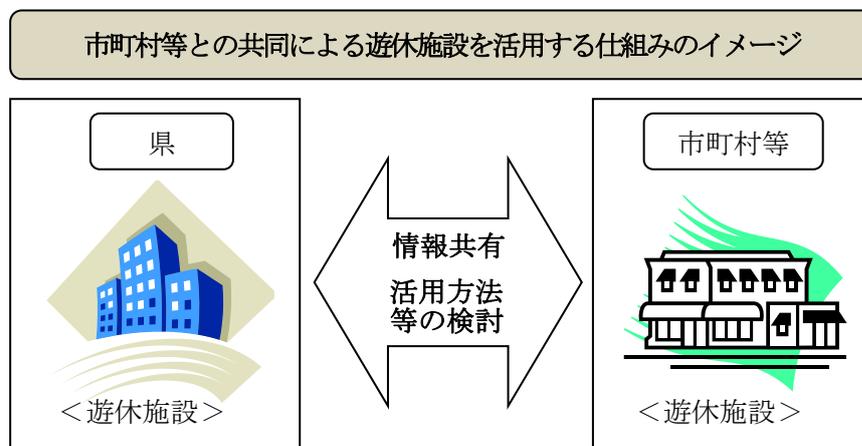
売却が進まない未利用県有地・県有施設及び利便性等の観点から新たに行政ニーズが生じた際に対応するために留保する現在未利用の財産は、有効活用の観点から、NPOや民間企業等への短期及び中長期の貸付を行います。

(2) 遊休施設・空きスペースを活用する仕組みの構築

一定規模以上の県有施設について利用状況等の調査を行うなど、遊休施設・空きスペースを把握し、県の各種施策の実現を図るため、有効に活用する仕組みを構築します。



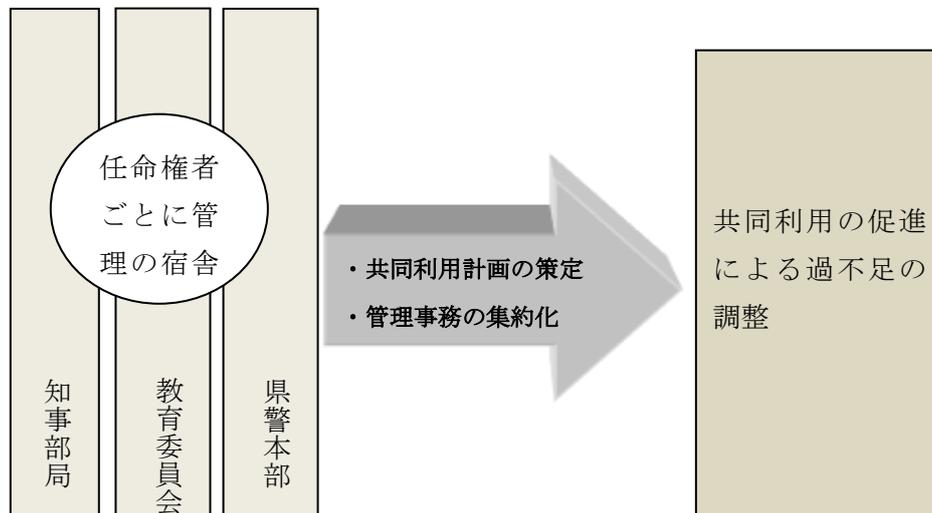
また、県だけでなく市町村等の遊休施設の情報共有し、地域振興などの観点から市町村等と共同で有効に活用する仕組みを構築します。



(3) 職員宿舎の管理事務集約化と共同利用の推進

職員宿舎の管理事務については、内部事務システムの導入や管理戸数の減少に伴い各財産管理者における入退居管理に係る業務負担が軽減している一方、建物の老朽化に伴う修繕業務の増加や維持管理に係る業務が複雑化していることなどから、管理事務の委託拡大に向けて管理事務等の標準化を図るとともに、管理事務の集約化や宿舎情報の一元化を進めます。

また、職員宿舎の有効活用については、空き宿舎の現状や職員数の動向を踏まえ、地域ごとに必要な宿舎戸数の最適化を図るため策定した「職員宿舎管理戸数適正化実行計画」に基づき、管理戸数の適正化を図るとともに、任命権者ごとにそれぞれ管理している宿舎の共同利用を進めます。



(4) 高校再編に伴う後利用の検討

再編計画に基づき統合される高等学校の校地・校舎について、再編時期を考慮し、県民や市町村、NPO等の公共的団体の意向に配慮しながら、部局横断的に県の施策に応じた転用などを検討していきます。

県・市町村・公共的団体での利活用がない場合は、利活用アイディアの募集、施設の特性を生かした私立学校等教育施設の公募などの幅広い利活用の検討を行うことにより、土地・建物の売却や不用となる建物の除却など総量縮小かつ収入確保を図っていきます。

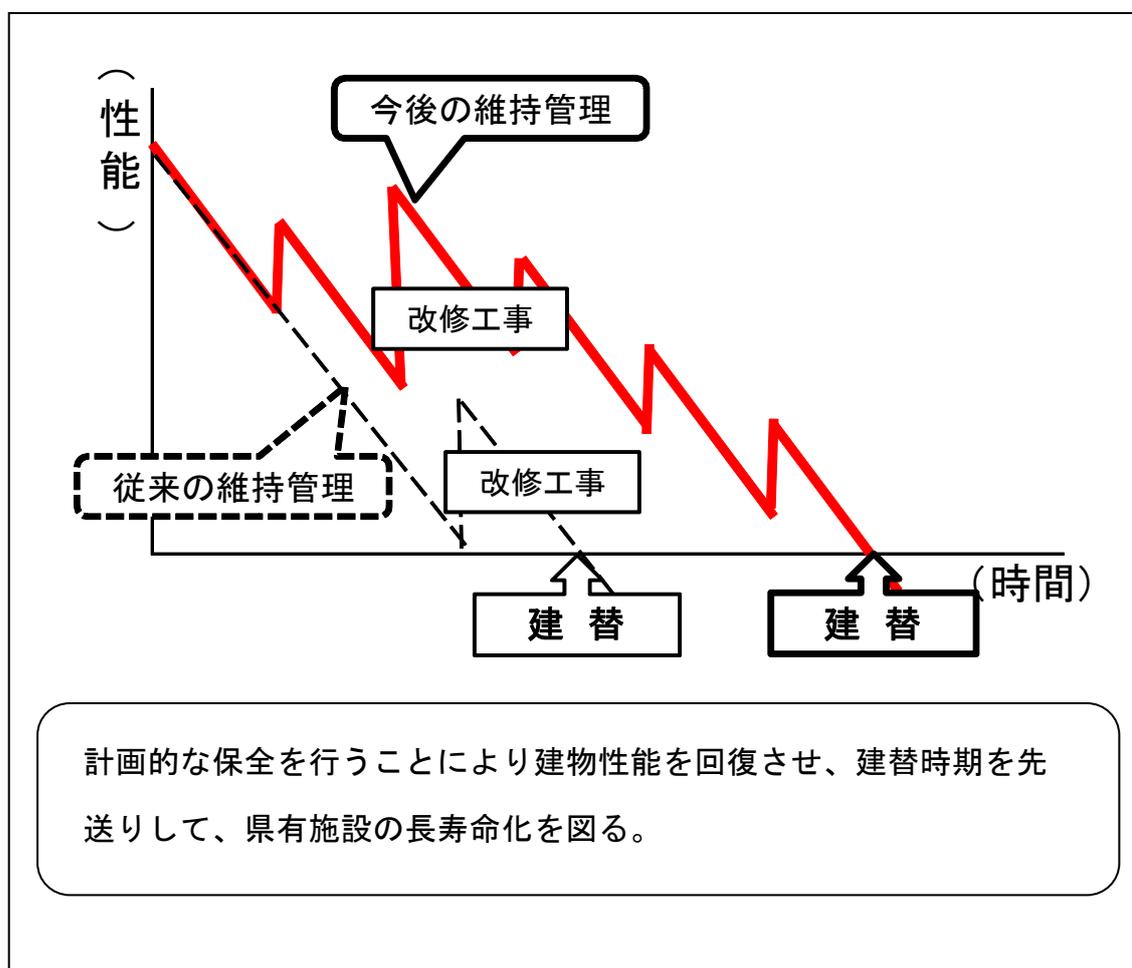
(5) ユニバーサルデザイン化の推進

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が安全で快適に利用できるよう、公共施設等のユニバーサルデザイン化を進めます。

3 県有施設の長寿命化

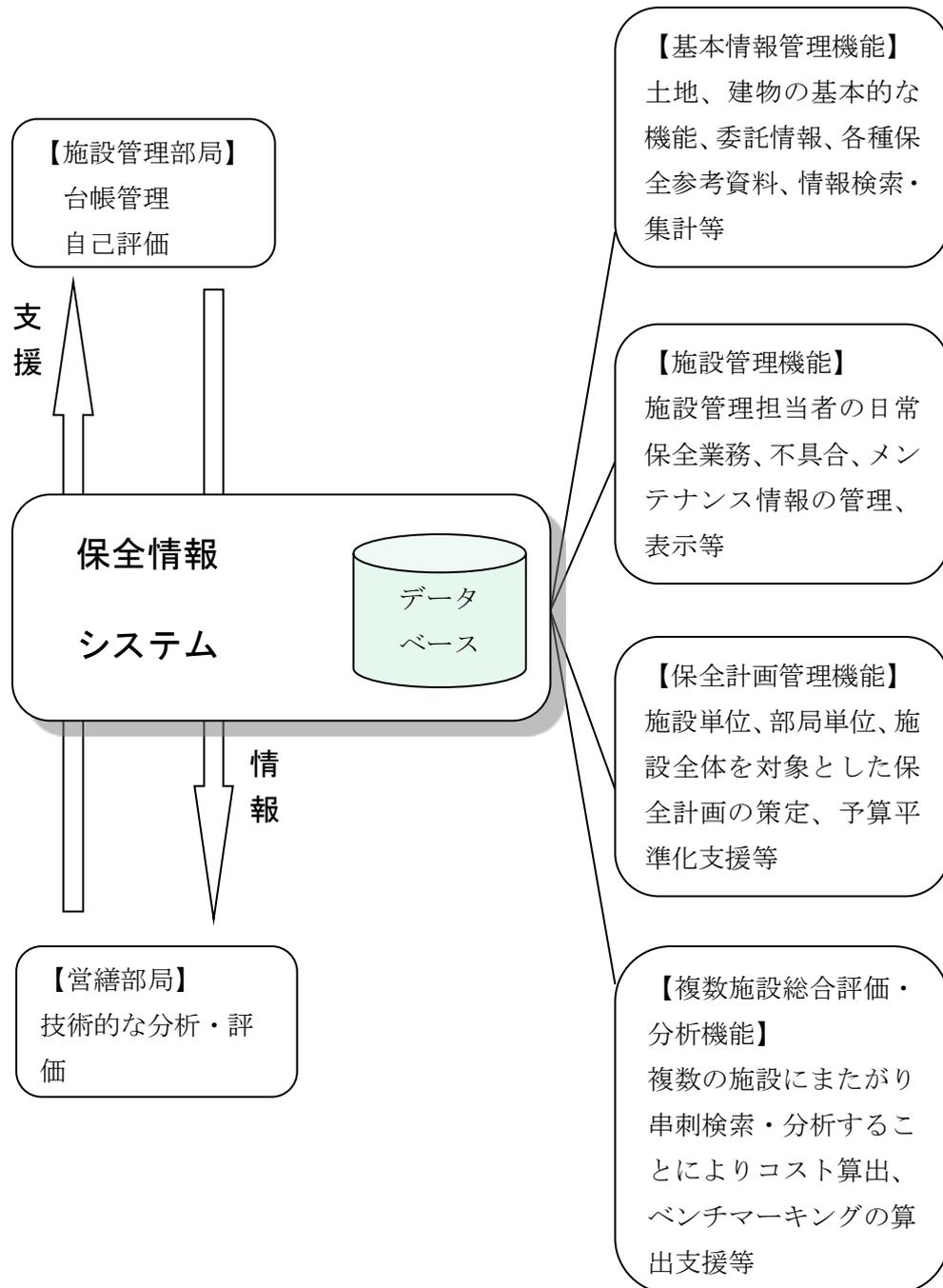
今後も継続して利用していく施設について、計画的に修繕、改修工事を実施するため、中長期修繕・改修計画を策定し、施設の長寿命化を推進するとともに、利用者等の安全を確保するため、県有施設の耐震化や定期点検の実施体制の整備を進めます。

このため、以下の取組を行います。



(1) 保全情報の一元化

保全情報を一元化するためのシステムを活用し、情報の蓄積及び共有化を進めることにより、保全業務の効率化を図ります。



(2) 中長期修繕・改修計画（個別施設計画）の策定

個別施設のメンテナンスサイクルの核として、個別施設を継続して適切な状態に保つとともに、その機能・性能を発揮させるため、省エネルギー診断等を実施し、当該施設ごとに修繕・改修工事の時期、費用、省エネルギー効果等に関する中長期的な目安となる計画を策定し、計画的に県有施設の修繕・改修工事を実施します。

なお、当該計画の策定にあたっては、工事の分散化を図るため、緊急性や重要性等による実施時期の調整を行います。

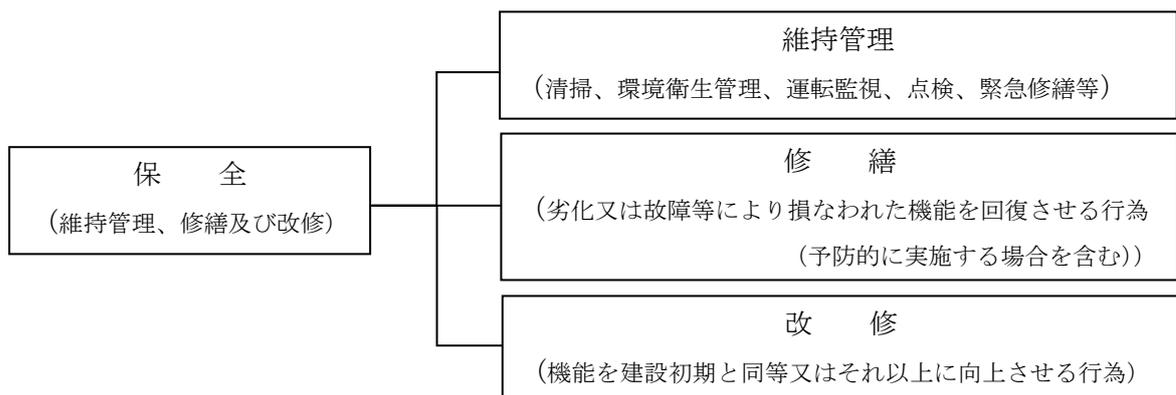
また、既に長寿命化計画等の計画を策定しているインフラ施設等については、当該計画を個別施設計画に位置付けるものとします。

【施設別修繕・改修計画イメージ】

施設名称		竣工年	年	目標使用年数	年
作成年月日		経過年数	年		
作成者		残年数	年		

更新内容		単価(円)	数量	金額(円)	更新周期(年)	最終更新年度	2012
建築	屋根塗装				20						
	外壁吹付け				20						
										
	小計										
電気設備	受変電設備				40						
	自家発電設備				40						
										
	小計										
機械設備	給水ポンプ				20						
	揚水ポンプ				20						
										
	小計										
修繕費											

【用語の定義】



(3) 定期点検の実施体制の整備

定期点検の標準化、施設管理担当者の円滑な点検の実施と施設劣化等による危険防止を図るため、定期点検マニュアルを作成し、定期点検の方法や様式等を定めるとともに、定期点検講習会を開催します。

(4) 県有施設の安全確保

平成 27 年度に策定した「第二期県有施設耐震化整備プログラム」により、引き続き県有施設の耐震化を推進します。

また、点検・診断により危険性が高いと認められた施設については、施設アセスメントによる当該施設の方向性にに基づき改修を行うなど、適切に対処します。

なお、耐震性能が著しく低く使用が危険な場合や劣化が著しく周辺環境に影響を及ぼす恐れがある場合などは施設を廃止し除却します。

(5) 保全業務の支援

修繕・改修工事の円滑な実施のため、現地調査や設計図書の作成等の技術的支援を行います。

(6) インフラ施設の長寿命化

既に施設長寿命化のための計画が策定済み又は策定中のインフラ施設については、当該計画に基づき長寿命化の取組を実施します。

4 県有施設の省エネ化などによる維持管理の適正化

県有施設の維持管理にあたっては、エネルギーマネジメントを実践し、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の規定による温室効果ガス削減のための第5次長野県職員率先実行計画と整合を図りつつ、省エネルギー化を推進するとともに、エネルギー使用量の把握、類似施設との比較分析、委託業務の仕様書等の統一などにより維持管理の適正化を図ります。

このため、以下の取組を行います。

(1) エネルギー使用量の把握と分析

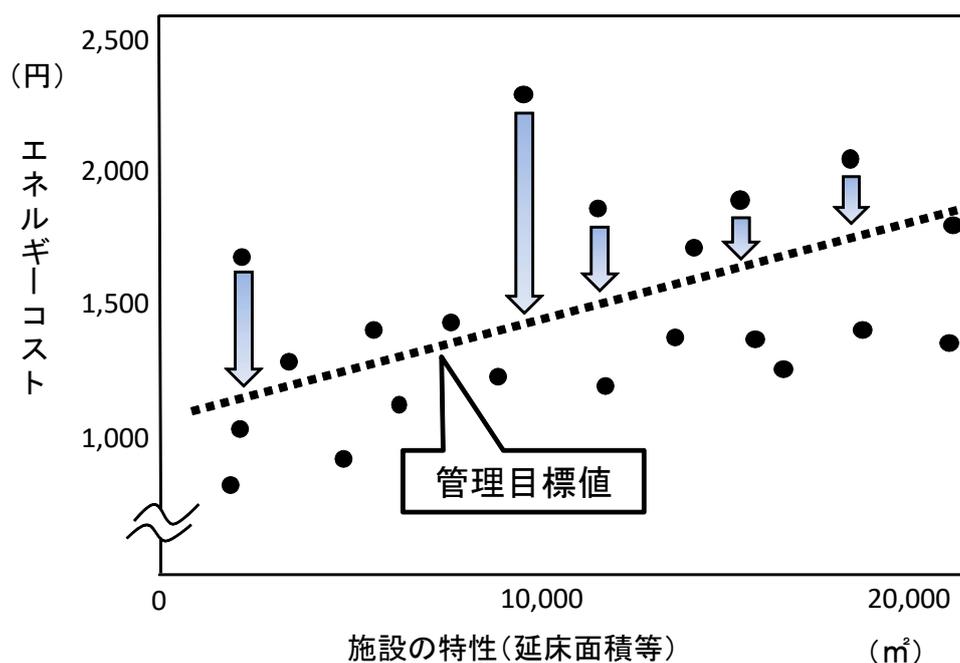
エネルギー使用量を把握し、前年同期等と比べ大きな増減が生じた場合は、その原因を分析した上で対策を実施します。

エネルギー消費量の多い設備については類型ごとに、エネルギー使用の合理化に関する管理標準を作成し、その内容に沿った運転を行います。

(2) 維持管理業務の最適化

光熱水費のベンチマーキング、委託業務の仕様書・積算基準の統一や複数施設の一括発注の検討、マニュアルに基づく維持管理業務の実施により、維持管理業務の効率化・最適化を図ります。

【ベンチマーキングイメージ図】



(3) トータルコストを考慮した改修と省エネルギー効果の検証

計画修繕を検討する際は、利用状況や管理状況を整理した上で、施設全体の効率性を考え、規模の適正化、トータルコスト、省エネルギー効果など総合的に検討した上で、ゼロカーボンビル化の推進につながる事業を実施します。

また、施設設備の改修等を行った際は、省エネルギーや経費の節減効果の検証を行います。

(4) 省エネルギー化推進体制の構築

エネルギーマネジメントに必要な人材の育成と組織体制の整備を図ります。

1 ファシリティマネジメント推進会議（FM推進会議）

基本方針の決定、見直し及び施設集約化・転用計画、大規模改修や改築等の実施時期に関する調整計画などの基本的な計画について協議します。

また、財産の取得・処分、施設の新築・改築の個別案件のうち、重要なものについて協議・決定します。

この他、基本的な各取組の進捗管理、インフラ財産の取組状況の確認を行います。

【重要な案件】

- ① 財産の取得又は処分（「予定価格3千万円以上の不動産又は1件5千㎡以上の土地」の買入れ、交換又は売払い、貸付け）
- ② 施設の新築・改築に関する構想（総事業費が5億円以上のもの）
- ③ その他、ファシリティマネジメント推進会議の長が必要と認めるもの

2 プロジェクトチーム（PT）

全庁的な課題の検討、重要な案件以外の軽易な案件についての協議・決定及びFM推進会議へ諮る案件についての調整等を行います。

3 ワーキンググループ（WG）

プロジェクトチームのもとに必要な応じ設置し、基本的な計画の策定や個別具体的な事項についての専門的な調査、検討等を行います。

4 ファシリティマネジメント推進員（FM推進員）

ファシリティマネジメントの推進役として、財産管理者ごとにFM推進員を配置し、財産の適正な管理、処分、保全、利活用に取り組みます。

5 財産の利活用・売却等に関する意思決定プロセス

未利用となる県有財産の利活用・売却等については、部局内はもとより、全庁的に様々な観点から利活用の方法を十分検討し、決定します。

また、市町村等の遊休施設についても情報を共有し、利活用などについて、検討を行います。

【決定プロセス】

- ① 部局内での利活用の検討
- ② 他部局での利活用の検討
- ③ 市町村、公共的団体等による利活用の確認
- ④ 県民やNPOなどの公共的団体等からの利活用アイデア募集
- ⑤ 利活用方法、売却の決定（FM推進会議・PT）
- ⑥ 利活用がない場合、民間等への売却や貸付け

6 新たな地方公会計制度の活用

新たな地方公会計制度の導入により、資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を示す資産老朽化比率を把握できるようになるなど、公共施設の老朽化対策における地方公会計データの活用が見込まれます。

7 職員の意識改革

ファシリティマネジメントを推進するためには、職員一人ひとりが常にコスト意識を持って、限られた財産の利活用について積極的に取り組むことが必要です。

県有財産は、県民の財産であることを認識し、「保有する財産」から「利活用する財産」へ意識改革を進めるために、必要な研修等を行います。

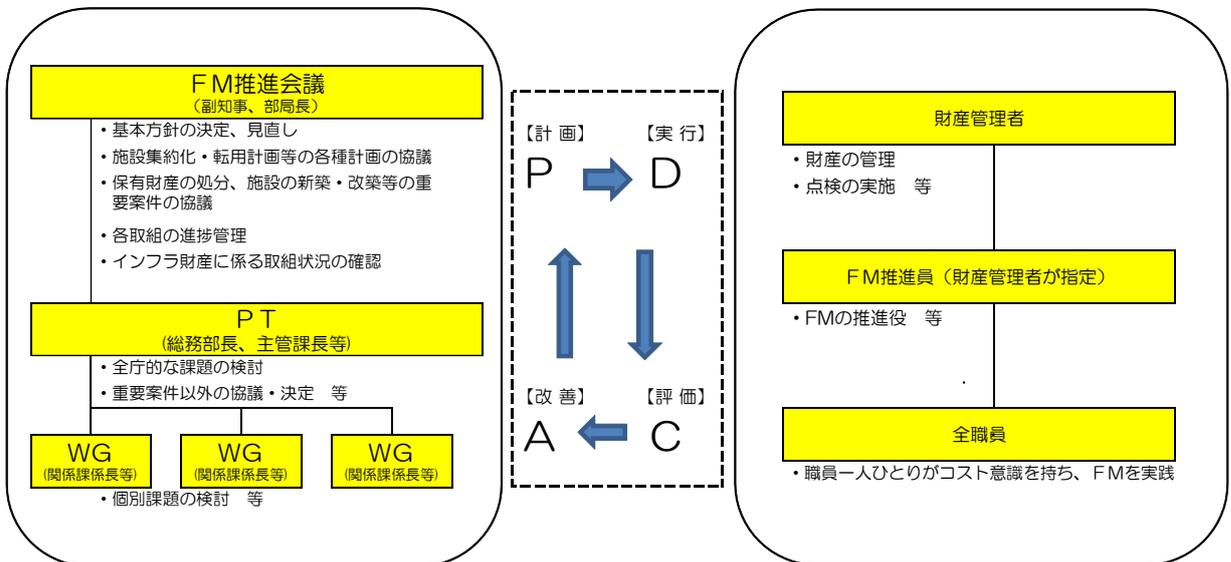
8 取組状況の点検と見直し（P D C Aサイクルによる評価）

ファシリティマネジメントに関する取組を実行のあるものにしていくためには、取組の成果について適切な評価を実施し、効果を客観的に検証することにより新たな改善などの取組に生かしていくことが必要です。

そのため、P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用し、進捗管理や見直しを行い、継続的な取組を行います。

また、P D C Aサイクルによる評価を踏まえ、計画の見直しを行います。

【推進体制、P D C Aサイクル イメージ図】



9 県民への情報発信

県有財産の状況（施設基本情報、利用状況、維持管理費）などファシリティマネジメントの取組を、ホームページ等により県民に分かりやすい形で毎年度公表します。

1 各計画の策定・改訂状況

(1) 「施設の中長期修繕・改修計画」の策定

国のインフラ長寿命化計画における個別施設計画に対応するものとして、施設の中長期修繕・改修計画を令和3年3月に策定しました。

この計画は、基本計画の4つの柱のうち、「長寿命化」、「省エネ化などによる維持管理の適正化」の具体計画であり、原則床面積200㎡以上の建築物を対象に、①計画修繕（長寿命化）、②機能強化（ゼロエネルギー化、ユニバーサルデザイン化、浸水対策）に取り組めます。

また、実施にあたっては、一括予算計上による予算執行の効率化、工事の複合化などにより、コスト縮減を図るとともに、効果的な起債制度の活用により、財政負担の軽減を図ります。

(2) 「施設の有効活用・転用集約化計画」の策定

「総量縮小」と「有効活用」をさらに推進するため、施設の有効活用・転用集約化計画を令和3年3月に策定しました。

この計画では、平成27年2月以降、「施設の老朽化」や「施設利用状況の低下」といった課題が見られた施設を対象に、廃止を進める1施設、転用を進める3施設、有効活用を図る8施設を選定し、令和3年度から5年程度の期間の取組方針を示しています。

(3) その他公共建築物に係る計画の策定・改訂状況

前述のとおり、職員宿舎については、「管理戸数適正化実行計画」に基づき、老朽化した宿舎を廃止するとともに、維持する宿舎については、一定の居住水準を確保し、長寿命化を図るための計画修繕に加え、任命権者の枠を超えた共同利用を推進し、宿舎の有効活用を図っています。現在は、第3次計画（計画期間：令和6年度～10年度）に取り組んでいます。

県営住宅については、将来需要推計を基に策定した「長野県公営住宅等長寿命化計画（長野県県営住宅プラン）」において、長寿命化と集約化を推し進めているところです。令和4年3月に策定した現行プラン（長野県県営住宅プラン2021）では、展開する施策の一つとして、再編事業（Restructuring）を推進していきます。

県立高等学校については、再編・整備計画を推進しています。

平成27年度までに策定したインフラ施設の整備、維持管理に係る計画（p.18）については、以下のとおり策定・改訂し、継続してマネジメントに取り組んでいます。

【インフラ施設の整備等計画の策定・改訂状況】（太字の計画はH28以降策定・改訂）

区 分	長寿命化計画	整備計画
道 路	橋梁長寿命化修繕計画（R7.4策定）	道路の整備に関するプログラム （R2.3策定）
	舗装長寿命化修繕計画（H25.6策定、R5.3一部改訂）	
	道路トンネル長寿命化修繕計画 （R3.3策定、R7.3一部改訂）	
	シェッド・大型カルバート長寿命化修繕計画 （R3.3策定、R7.3一部改訂）	
	吹付法面長寿命化修繕計画（H27.12策定）	
	横断歩道橋長寿命化修繕計画 （H27.12策定、R4.3一部改訂）	
	大型道路標識長寿命化修繕計画（H27.12策定）	
大規模道路施設長寿命化修繕計画（H27.12策定）		
河 川	河川管理施設長寿命化計画 （H26.9策定、R2第2期計画策定）	河川整備計画 天竜川水系諏訪圏域 H16.1（R3.2変更） 信濃川水系南佐久圏域 H21.2 天竜川水系飯田圏域 H22.8 天竜川水系伊那圏域 H24.11 信濃川水系松本圏域（黒沢川） H24.12 信濃川水系北信圏域 H27.7（R4.10変更） 信濃川水系長野圏域 H29.6（R7.1変更） 関川水系関川圏域 R2.4 姫川水系姫川圏域 R5.4 木曾川水系木曾川圏域 R5.4 信濃川水系上小圏域 R6.3 信濃川水系高瀬川圏域 R6.3
	釜口水門長寿命化計画（H24.3策定）	
	ダム長寿命化計画（H30.8策定）	
	長野県トンネル河川施設（源長川、王竜寺川）長寿命化計画（H30.3策定）	
都市公園	公園施設長寿命化計画（R3.3策定）	
砂 防	砂防関係施設長寿命化計画（H28.3策定）	
流域下水道	下水道長寿命化計画（第2期） （ストックマネジメント計画 R6.3策定）	長野県生活排水処理構想（2022改定版） （R5.3策定）
企業会計資産 （電気・水道）	長野県公営企業経営戦略（改訂版）（R3.3策定）	

2 県有施設の状況

(1) 公共建築物の推移

ア 保有財産

総量縮小と有効活用の取組方針に則り、県有施設の市町村移管や売却等を進めた結果、施設の延床面積は、令和6年度までの8年間で約11.4万㎡、3.1%を削減させました（ただし、特殊要因※を除く）。今後は、人口減少に伴い削減すべき学校、県営住宅、職員宿舎等を中心に、更なる削減を図ってまいります。

【県有施設総量の状況（山林を除く）】

（小数点以下を四捨五入しているため、計数が一致しない場合があります）

区分	用途	H27年度末（基準値）	R6年度末		
		上段：土地面積 下段：延床面積	上段：土地面積 下段：延床面積	基準値比	
行政財産	本庁舎等	2,084,767 ㎡	2,064,088 ㎡	△ 20,679 ㎡	△ 1.0 %
		490,910 ㎡	502,530 ㎡	11,620 ㎡	2.4 %
	学校	5,606,325 ㎡	5,505,246 ㎡	△ 101,079 ㎡	△ 1.8 %
		1,379,565 ㎡	1,343,330 ㎡	△ 36,236 ㎡	△ 2.6 %
	県営住宅	1,816,946 ㎡	1,782,454 ㎡	△ 34,492 ㎡	△ 1.9 %
		994,980 ㎡	963,234 ㎡	△ 31,747 ㎡	△ 3.2 %
	公園	1,506,028 ㎡	1,491,852 ㎡	△ 14,176 ㎡	△ 0.9 %
79,952 ㎡		75,521 ㎡	△ 4,430 ㎡	△ 5.5 %	
その他	1,813,711 ㎡	1,767,154 ㎡	△ 46,557 ㎡	△ 2.6 %	
	327,878 ㎡	354,429 ㎡	26,551 ㎡	8.1 %	
小計	12,827,777 ㎡	12,610,794 ㎡	△ 216,983 ㎡	△ 1.7 %	
	3,273,285 ㎡	3,239,043 ㎡	△ 34,242 ㎡	△ 1.0 %	
普通財産	職員宿舎	537,078 ㎡	392,234 ㎡	△ 144,844 ㎡	△ 27.0 %
		352,753 ㎡	295,103 ㎡	△ 57,650 ㎡	△ 16.3 %
	その他	2,380,682 ㎡	2,492,269 ㎡	111,587 ㎡	4.7 %
		38,258 ㎡	58,438 ㎡	20,181 ㎡	52.8 %
小計	2,917,760 ㎡	2,884,503 ㎡	△ 33,257 ㎡	△ 1.1 %	
	391,011 ㎡	353,542 ㎡	△ 37,469 ㎡	△ 9.6 %	
合計	15,745,537 ㎡	15,495,297 ㎡	△ 250,240 ㎡	△ 1.6 %	
	3,664,296 ㎡	3,592,584 ㎡	△ 71,712 ㎡	△ 2.0 %	
特殊要因調整後（延床面積）	3,664,296 ㎡	3,549,978 ㎡	△ 114,318 ㎡	△ 3.1 %	

※特殊要因：H29～R4に下水処理施設に屋根を設置等（約4.3万㎡）

イ 借受財産

長野県が借受けている土地及び建物は、令和6年度末現在で、土地面積約480万㎡（平成27年度末現在比約△49万㎡）、建物延床面積約2.6万㎡（同増減なし）となっています。

(2) インフラ施設の保有状況

長野県が保有又は管理するインフラ財産は、令和6年度末現在で、道路実延長5,210km（平成28年度末現在比40km）、橋梁3,873橋（同37橋）、都市公園5公園262.9ha（同△3公園△9.0ha）、下水道管渠延長190.6km（同0.2km）などとなっています。

【インフラ施設の保有状況（令和6年度末現在）】

区 分	状 況			
道 路	路線数	実延長 (km)	橋梁数	トンネル数※
	県道 399	3,945	2,732	192
	国道 (県管理分) 23	1,265	1,141	149
	計 422	5,210	3,873	341
河 川	県管理河川 8水系 河川数738 河川延長4,802km 県管理ダム 17 (多目的ダム16、治水専用ダム1) 陸閘門4、樋門・樋管69、堰4、水門6			
砂 防	砂防設備 (砂防堰堤等) 19,314 施設 地すべり防止施設 (区域数) 322 急傾斜地崩壊防止施設 (区域数) 819			
都市公園	5公園、面積262.9ha			
流域下水道	管渠延長190.6km 終末処理場4施設、ポンプ場4箇所			
林 道	県管理林道38路線、延長78,310m			
治山施設	治山ダム (県管理分) 26,358			
農業・農村施設	地すべり防止施設137区域 ダム1			
交通安全施設	交通信号機3,564基 道路標識92,089本			
企業会計資産 (電気、水道)	事業用有形固定資産 電気事業 発電所25所及び附帯設備一式、企業局管理ダム3 水道事業 末端給水事業 浄水場2箇所及び附帯施設一式 (取水口1、浅井戸15、ポンプ場35、配水池52、管路延長1,478.9km) 用水供給事業 浄水場1箇所及び附帯施設一式 (取水口1、導水トンネル延長3.3km、ポンプ場4、管路延長47.7km)			

(3) 現在の管理経費

長野県が公表している財務諸表のうち、行政コスト計算書に記載の維持補修費は、以下のとおりです。

【現在の維持補修費】

(単位：百万円)

決算期	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	8か年平均
維持補修費	11,450	11,379	11,348	10,298	66,324	58,508	65,781	79,092	39,273

3 中長期修繕・改修計画の計画修繕実施による建替・大規模改修経費の試算

施設の中長期修繕・改修計画（令和3年3月策定）では、劣化度調査等から修繕の優先順位を算出し、順次計画的な修繕（予防保全）を実施することで、長寿命化（使用目標年数まで施設を安全かつ機能的に使用できること）を図ります。

この計画の使用目標年数は「法定耐用年数におおむね30年を加えた年数」としていることから、法定耐用年数がおおむね経過した年数で更新（建替や大規模改修）する場合に比べ、更新経費を削減[※]する効果が期待されます。

※) この計画に沿った計画修繕を実施した場合の改修・更新経費を試算しました。

(1) 試算の方法

- ・平成27年度末に保有する建物を対象
- ・建替：建築後80年（50年の耐用年数に30年を加えた年数）
- ・大規模改修：建築後40年
- ・公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）による

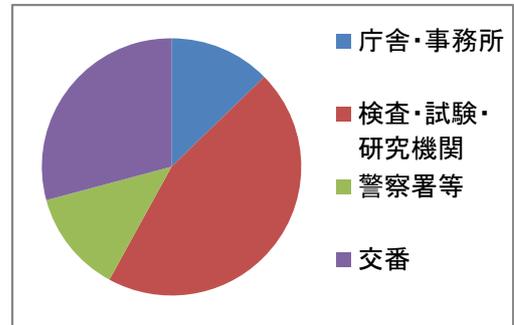
(2) 試算結果

計画修繕を実施したうえでの建替及び大規模改修に要する費用は、今後40年間で約1兆180億円と推計されます。法定耐用年数がおおむね経過した年数での更新費用の試算（第2章5で示した試算、p.14）と比較すると、総事業費で約4,000億円の経費削減と試算されます。

第7章 施設類型ごとの方針

1 庁舎・事務所

用途	棟数	延面積
庁舎・事務所	164 棟	234,390.03 m ²
検査・試験・研究機関	585 棟	244,185.43 m ²
警察署等	166 棟	100,264.92 m ²
交番	377 棟	38,467.08 m ²
計	1,292 棟	617,307.46 m ²



現

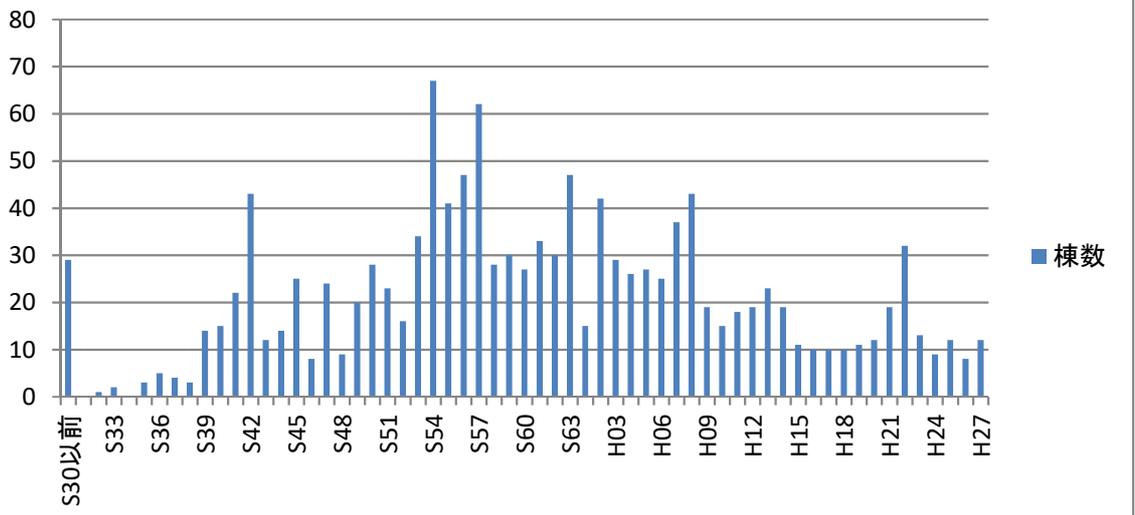
状

と

課

題

建築年度別棟数



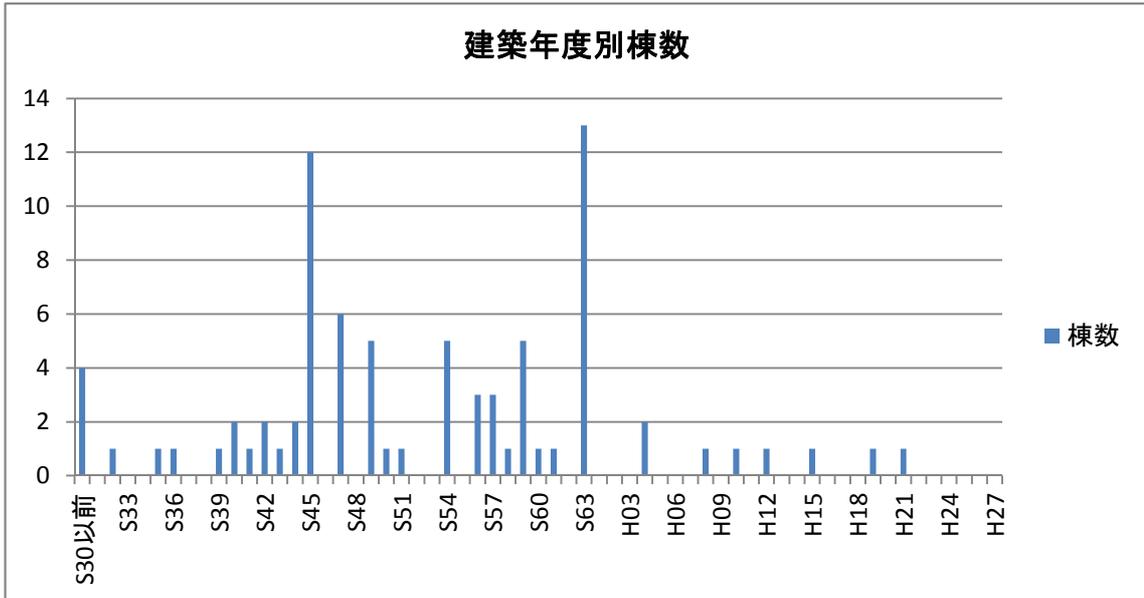
- ・ 行政サービスを効率的、効果的に提供する拠点として、県庁1施設のほか、県域を10の区域に分け、それぞれに合同庁舎が設置されています。
- ・ さらに、地域に密着した行政サービスの提供を図るため、保健福祉事務所2施設、建設事務所6施設、砂防事務所3施設、その他7施設が県下に配置されています。
- ・ 築50年以上経過している施設が5.9%、築40年以上経過している施設が21.7%、築30年以上経過している施設が50.8%、今後10年以内に築30年以上になる施設を加えると70%を超える状況であり、今後老朽化対策が必要となります。
- ・ 少子高齢化、人口減少社会の到来に伴う施設ニーズの変化及び交通環境の変化に対応した県有施設の最適化の実現、統廃合等による庁舎の空きスペースの有効活用が課題となっています。

取 組 方 針	診 断 点 検 等	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検の標準化、施設管理担当者の円滑な点検の実施と施設劣化等による危険防止を図るため、定期点検マニュアルを作成し、定期点検の方法や様式等を定めるとともに、定期点検講習会を開催します。
	維 持 ・ 管 理 ・ 更 新 ・ 等	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設のメンテナンスサイクルの核として、修繕・改修工事の時期、費用等の目安となる「中長期修繕・改修計画(個別施設計画)」を策定し、戦略的、計画的に県有施設の修繕・改修工事を実施します。 なお、当該計画の策定にあたっては、工事の分散化を図るため、緊急性や重要性等による実施時期の調整を行うものとします。 また、老朽化対策を検討する際は、利用状況や管理状況を整理した上で、施設全体の効率性を考え、規模の適正化、トータルコスト、省エネルギー効果など総合的に検討した上で、ESCO事業や自然エネルギーなどの活用も含め省エネルギーにつながる事業を実施します。
	安 全 確 保	<ul style="list-style-type: none"> 点検・診断により高度の危険性が認められた施設については、施設アセスメントによる当該施設の方向性に基づいて適切に対処します。
	耐 震 化	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎等の耐震化については、平成27年度に「県有施設耐震化整備プログラム」が完了したため、新たに「第二期県有施設耐震化整備プログラム」を策定し、防災上重要な拠点となる施設の耐震性強化や吊り天井等の非構造部材の耐震対策など、引き続き県有施設の耐震化を推進します。
	長 寿 命 化	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、将来にわたり長く利用する施設については、計画的な保全措置の実施により長寿命化を推進します。
	施 設 総 量 の 適 正 化	<ul style="list-style-type: none"> 「施設アセスメント」の結果「縮小」と評価された施設について、集約化や廃止を推進します。 「施設アセスメント」の結果「維持」「機能改善」及び「有効活用」と評価された施設については、それぞれの管理の方向性に基づいて、有効活用、長寿命化を推進します。 公共施設の最適化を図る視点を市町村等と共有し、市町村等との施設の相互利用、土地・建物の交換、共同施設の整備等について検討します。 施設の新規整備や建替を行う場合は、費用対効果の観点から、PPP、PFIといった民間の資金やノウハウを活用する方法についても適宜検討します。
	推 進 体 制	<ul style="list-style-type: none"> FM推進会議を設置し、基本計画の決定、見直し及び施設集約化・転用計画、大規模改修や改築等の実施時期に関する調整計画などの基本的な計画及び、財産の取得・処分、施設の新築・改築の個別案件のうち、重要なものについて協議します。 ファシリティマネジメントの推進役として、財産管理者ごとにFM推進員を配置し、財産の適正な管理、処分、保全、利活用に取り組むとともに、職員の意識改革を進めるために、必要な研修等を行います。

(1) 県庁・合同庁舎

用途	棟数	延面積
県庁	20棟	71,113.08 m ²
合同庁舎	61棟	107,988.34 m ²
計	81棟	179,101.42 m ²

現
状
と



課
題

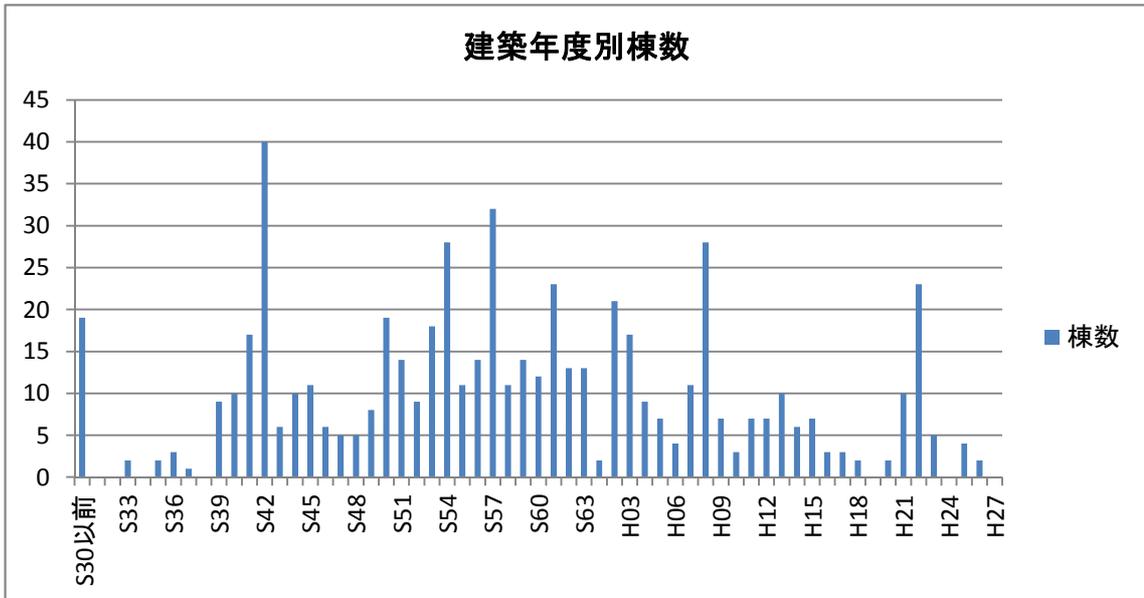
- ・ 行政サービスを効率的、効果的に提供する拠点として、県庁1施設のほか、県域を10の区域に分け、それぞれに合同庁舎が設置されています。
- ・ 県庁には本館棟のほか、議会棟、西庁舎、東庁舎、妻科庁舎などのほか、車庫、倉庫などの附属施設を含め20棟が設置されています。
- ・ 合同庁舎には、10合同庁舎それぞれの本館棟のほか、別館、車庫、倉庫などを含め61棟が設置されています。
- ・ 築50年以上経過している施設が12.3%、築40年以上経過している施設が49.4%、築30年以上経過している施設が72.8%、今後10年以内に築30年以上になる施設を加えると90%を超える状況であり、今後老朽化対策が必要となります。
- ・ 少子高齢化、人口減少社会の到来に伴う施設ニーズの変化及び交通環境の変化に対応した県有施設の最適化の実現が課題となっています。

取 組 方 針	診断等・点検等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法に基づく定期点検のほか、消防用設備等の点検を実施しています。 ・ 引き続き、利用者等の安全を確保するため、定期点検マニュアルによる定期点検等を実施します。
	維持・管理・更新等・修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別施設のメンテナンスサイクルの核として、修繕・改修工事の時期、費用等の目安となる「中長期修繕・改修計画(個別施設計画)」を策定し、戦略的、計画的に施設の修繕・改修工事を実施します。 ・ 県庁舎や合同庁舎は行政サービスを提供する中核施設であり、災害時には防災拠点施設にもなることから、常に機能の維持と安全の確保を図るため、適切な維持管理を行います。 ・ 老朽化対策を検討する際は、利用状況や管理状況を整理した上で、施設全体の効率性を考え、規模の適正化、トータルコスト、省エネルギー効果など総合的に検討した上で、ESCO事業や自然エネルギーなどの活用も含め省エネルギーにつながる事業を実施します。
	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検・診断により高度の危険性が認められた施設については、施設アセスメントによる当該施設の方向性に基づいて適切に対処します。
	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎の耐震化については、平成27年度に「県有施設耐震化整備プログラム」が完了したため、新たに「第二期県有施設耐震化整備プログラム」を策定し、防災上重要な拠点となる施設の耐震性強化や吊り天井等の非構造部材の耐震対策など、引き続き施設の耐震化を推進します。
	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、将来にわたり長く利用する施設については、計画的な保全措置の実施により長寿命化を推進します。
	施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「施設アセスメント」の結果「維持」「機能改善」及び「有効活用」と評価された施設については、それぞれの管理の方向性に基づいて、有効活用、長寿命化を推進します。 ・ 公共施設の最適化を図る視点を市町村等と共有し、市町村等との施設の相互利用、土地・建物の交換、共同施設の整備等について検討します。 ・ 施設の新規整備や建替を行う場合は、費用対効果の観点から、PPP、PFIといった民間の資金やノウハウを活用する方法についても適宜検討します。
	推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファシリティマネジメント基本計画に基づき、所定の手続きを経た上で事業を実施します。

(2) 検査・試験・研究機関

用途	棟数	延面積
検査・試験・研究機関	585棟	244,185.43 m ²

現
状



と
課
題

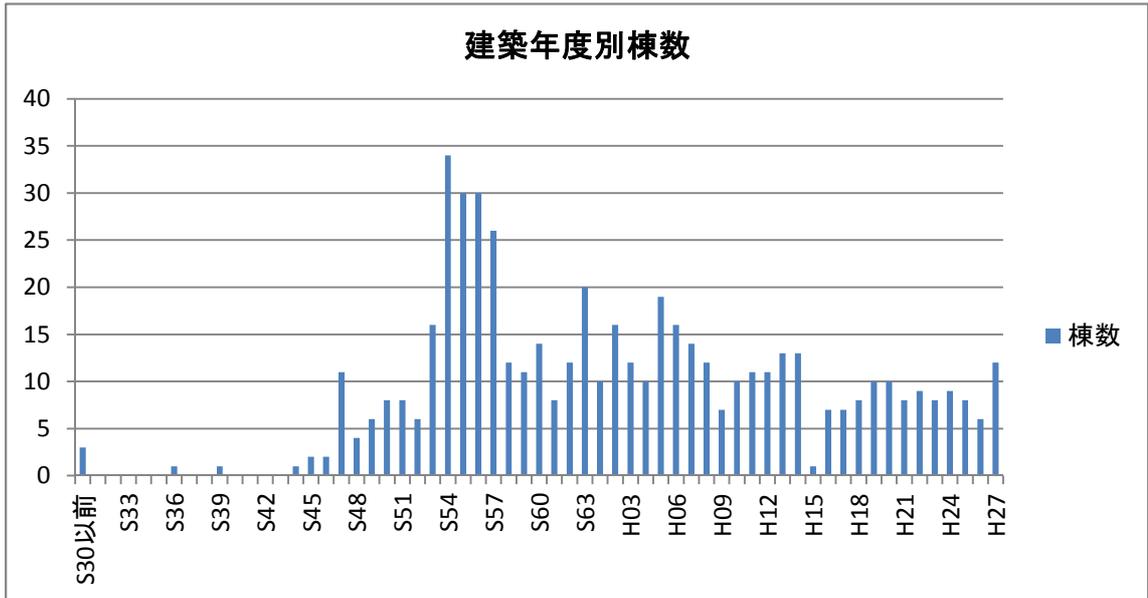
- ・ 県内各地に36の検査・試験・研究機関が目的に応じて設置されており、県民生活の向上や地域産業の発展に寄与するための研究等を行っています。
- ・ それぞれの検査・試験・研究機関には、本館棟のほか、研究棟、実験棟、薬品庫、倉庫、車庫など585棟が設置されています。
- ・ 築50年以上経過している施設が7.9%、築40年以上経過している施設が29.6%、築30年以上経過している施設が57.4%、今後10年以内に築30年以上になる施設を加えると70%を超える状況であり、今後老朽化対策が必要となります。
- ・ 施設ニーズの変化及び交通環境の変化に対応した県有施設の最適化の実現が課題となっています。

取 組 方 針	点検・ 診断等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法に基づく定期点検のほか、消防用設備等の点検を実施しています。 ・ 引き続き、利用者等の安全を確保するため、定期点検マニュアルによる定期点検等を実施します。
	維持・ 修繕・ 更新等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別施設のメンテナンスサイクルの核として、修繕・改修工事の時期、費用等の目安となる「中長期修繕・改修計画(個別施設計画)」を策定し、戦略的、計画的に施設の修繕・改修工事を実施します。 ・ それぞれ異なる検査・試験・研究を行っているため、施設に求められるニーズも異なることから、施設ごとの必要性に応じた改修、維持管理を行います。 ・ 老朽化対策を検討する際は、利用状況や管理状況を整理した上で、施設全体の効率性を考え、規模の適正化、トータルコスト、省エネルギー効果など総合的に検討した上で、ESCO事業や自然エネルギーなどの活用も含め省エネルギーにつながる事業を実施します。
	安全 確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検・診断により高度の危険性が認められた施設については、施設アセスメントによる当該施設の方向性に基づいて適切に対処します。
	耐震 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎の耐震化については、平成27年度に「県有施設耐震化整備プログラム」が完了したため、新たに「第二期県有施設耐震化整備プログラム」を策定し、防災上重要な拠点となる施設の耐震性強化や吊り天井等の非構造部材の耐震対策など、引き続き施設の耐震化を推進します。
	長寿 命化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、将来にわたり長く利用する施設については、計画的な保全措置の実施により長寿命化を推進します。
	施設 総量 の適 正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「施設アセスメント」の結果「縮小」と評価された施設について、集約化や廃止を推進します。 ・ 「施設アセスメント」の結果「維持」「機能改善」及び「有効活用」と評価された施設については、それぞれの管理の方向性に基づいて、有効活用、長寿命化を推進します。 ・ 施設の新規整備や建替を行う場合は、費用対効果の観点から、PPP、PFIといった民間の資金やノウハウを活用する方法についても適宜検討します。
	推 進 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファシリティマネジメント基本計画に基づき、所定の手続きを経た上で事業を実施します。

(3) 警察施設

用途	棟数	延面積
警察署等	166 棟	100,264.92 m ²
交番・駐在所	377 棟	38,467.08 m ²
計	543 棟	138,732.00 m ²

現
状
と



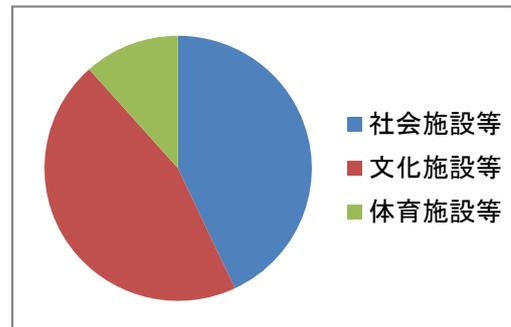
課
題

- ・ 警察署や交番などの警察施設の建物は、543棟、約14万m²で、そのうち約40%の施設が築30年以上経過しています。また、県民の安心安全を確保するために増員が行われてきたことに伴い、多くの警察施設が狭隘の状況となっています。
- ・ 特に警察本部は、県庁新築時には本館の9階と10階に集約されていましたが、治安情勢の変化に伴い、現在は、県庁本館のほか、西庁舎、東庁舎及び長野市内の警察施設などに分散されている状況にあり、有事の際の集中運用や効率的な活動に支障が生じています。
- ・ 警察施設は、県民生活の安全を確保するための治安基盤施設であり、その機能を十分発揮していくため、警察本部機能の集約、施設の長寿命化及び計画的な更新が課題となっています。

取 組 方 針	点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法の法定点検の対象建築物・建築設備及び県が独自に定めた点検対象施設の点検については、定期点検マニュアルに基づく点検を実施します。
	維持・管理・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕・改修工事の時期、費用等の目安となる「中長期修繕・改修計画（個別施設計画）」を策定し、計画的に施設の修繕・改修工事を実施します。 ・ 計画の策定にあたっては、「事後保全型管理」から「予防保全型管理」への転換を図ることにより、長寿命化の推進、コスト縮減・財政負担の平準化及び工事の分散化を図ります。 ・ 施設の新規整備や建替を行う場合は、費用対効果の観点から、PPP、PFIといった民間の資金やノウハウを活用する方法についても適宜検討します。 ・ 老朽化対策を検討する際は、利用状況や管理状況を整理した上で、施設全体の効率性を考え、規模の適正化、トータルコスト、省エネルギー効果など総合的に検討した上で、ESCO事業や自然エネルギーなどの活用も含め省エネルギーにつながる事業を実施します。
	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検・診断により高度の危険性が認められた施設については、施設アセスメントによる当該施設の方向性に基づいて適切に対処します。
	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察署等災害拠点施設の耐震化については、平成27年度に「県有施設耐震化整備プログラム」により完了したため、新たに策定した「第二期県有施設耐震化整備プログラム」に基づき、災害拠点施設の割増補強や設備の防災機能の強化など、引き続き施設の耐震化を推進します。
	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、将来にわたり長く使う施設については、計画的な保全措置の実施により長寿命化を推進します。
	施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の更新にあたっては、治安情勢等を踏まえ、機能強化を図るための複合化や集約化を検討します。
	推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファシリティマネジメント基本計画に基づき、所定の手続きを経た上で事業を実施します。

2 社会・文化・体育施設

用途	棟数	延面積
社会施設等	141 棟	80,487.42 m ²
文化施設等	149 棟	161,497.72 m ²
体育施設等	38 棟	20,984.19 m ²
計	328 棟	262,969.33 m ²



現

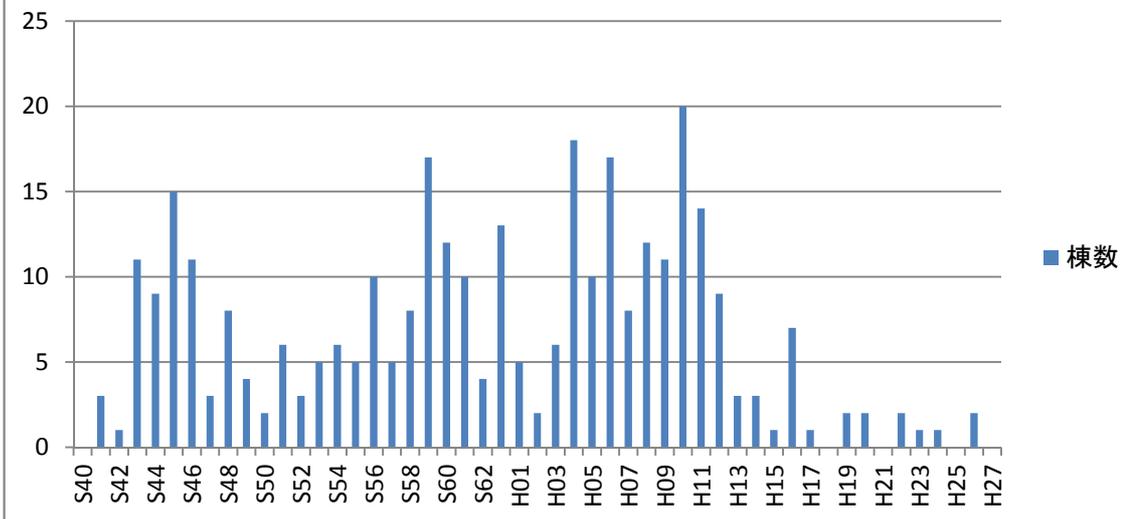
状

と

課

題

建築年度別棟数



- ・ 県民の文化・スポーツの振興、福祉の増進を図るため、男女共同参画センター、障がい者福祉センターなどの社会施設等、文化会館、信濃美術館などの文化施設、野球場、ジャンプ台などの運動施設が県内各地に設置されています。
- ・ 築40年以上経過している施設が20.4%、築30年以上経過している施設が43.9%、今後10年以内に築30年以上になる施設を加えると70%を超える状況であり、今後老朽化対策が必要となります。
- ・ 県立長野図書館などの一部の施設を除きほとんどが指定管理者により管理されています。
- ・ 少子高齢化、人口減少社会の到来に伴う施設ニーズの変化及び交通環境の変化に対応した県有施設の最適化の実現が課題となっています。

取 組 方 針	診 断 等	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検の標準化、施設管理担当者の円滑な点検の実施と施設劣化等による危険防止を図るため、定期点検マニュアルを作成し、定期点検の方法や様式等を定めるとともに、定期点検講習会を開催します。
	維 持 ・ 管 理 ・ 更 新 ・ 等	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設のメンテナンスサイクルの核として、修繕・改修工事の時期、費用等の目安となる「中長期修繕・改修計画(個別施設計画)」を策定し、戦略的、計画的に県有施設の修繕・改修工事を実施します。 なお、当該計画の策定にあたっては、工事の分散化を図るため、緊急性や重要性等による実施時期の調整を行うものとします。 また、老朽化対策を検討する際は、利用状況や管理状況を整理した上で、施設全体の効率性を考え、規模の適正化、トータルコスト、省エネルギー効果など総合的に検討した上で、ESCO事業や自然エネルギーなどの活用も含め省エネルギーにつながる事業を実施します。
	安 全 確 保	<ul style="list-style-type: none"> 点検・診断により高度の危険性が認められた施設については、施設アセスメントによる当該施設の方向性に基づいて適切に対処します。
	耐 震 化	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎等の耐震化については、平成27年度に「県有施設耐震化整備プログラム」が完了したため、新たに「第二期県有施設耐震化整備プログラム」を策定し、防災上重要な拠点となる施設の耐震性強化や吊り天井等の非構造部材の耐震対策など、引き続き県有施設の耐震化を推進します。
	長 寿 命 化	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、将来にわたり長く利用する施設については、計画的な保全措置の実施により長寿命化を推進します。
	施 設 総 量 の 適 正 化	<ul style="list-style-type: none"> 「施設アセスメント」の結果「維持」「機能改善」及び「有効活用」と評価された施設については、それぞれの管理の方向性に基づいて、有効活用、長寿命化を推進します。 利用者の大半が所在市町村の住民であるような施設については、利用者の利便性やサービス向上の観点から、引き続き市町村への譲渡を推進します。 民間団体等が運営することにより、サービスの向上につながると考えられる施設については、民間団体等への移管を進めます。 公共施設の最適化を図る視点を市町村等と共有し、市町村等との施設の相互利用、土地・建物の交換、共同施設の整備等について検討します。 施設の新規整備や建替を行う場合は、費用対効果の観点から、PPP、PFIといった民間の資金やノウハウを活用する方法についても適宜検討します。
	推 進 体 制	<ul style="list-style-type: none"> FM推進会議を設置し、基本計画の決定、見直し及び施設集約化・転用計画、大規模改修や改築等の実施時期に関する調整計画などの基本的な計画及び、財産の取得・処分、施設の新築・改築の個別案件のうち、重要なものについて協議します。 ファシリティマネジメントの推進役として、財産管理者ごとにFM推進員を配置し、財産の適正な管理、処分、保全、利活用に取り組むとともに、職員の意識改革を進めるために、必要な研修等を行います。

(1) 県民文化会館・創造館

現 状 と 課 題	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用 途</th> <th>棟 数</th> <th>延面積</th> <th>建設費※1</th> <th>開館年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民文化会館</td> <td>3</td> <td>50,384.60 m²</td> <td>190億7千万</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホクト文化ホール</td> <td>1</td> <td>22,325.76 m²</td> <td>79億6千万</td> <td>1983.4 (S58)</td> </tr> <tr> <td>伊那文化会館</td> <td>1</td> <td>11,561.43 m²</td> <td>40億6千万</td> <td>1988.12 (S63)</td> </tr> <tr> <td>キッセイ文化ホール</td> <td>1</td> <td>16,497.41 m²</td> <td>70億5千万</td> <td>1992.7 (H4)</td> </tr> <tr> <td>創造館</td> <td>2</td> <td>7,287.01 m²</td> <td>15億3千万</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飯田創造館</td> <td>1</td> <td>2,411.35 m²</td> <td>6億5千万</td> <td>1979.12 (S54)</td> </tr> <tr> <td>佐久創造館</td> <td>1</td> <td>4,875.66 m²</td> <td>8億8千万</td> <td>1980.12 (S55)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5</td> <td>57,671.61 m²</td> <td>206億0千万</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用 途	棟 数	延面積	建設費※1	開館年月	県民文化会館	3	50,384.60 m ²	190億7千万		ホクト文化ホール	1	22,325.76 m ²	79億6千万	1983.4 (S58)	伊那文化会館	1	11,561.43 m ²	40億6千万	1988.12 (S63)	キッセイ文化ホール	1	16,497.41 m ²	70億5千万	1992.7 (H4)	創造館	2	7,287.01 m ²	15億3千万		飯田創造館	1	2,411.35 m ²	6億5千万	1979.12 (S54)	佐久創造館	1	4,875.66 m ²	8億8千万	1980.12 (S55)	計	5	57,671.61 m ²	206億0千万		※1 建設費には設計委託等は含まない
	用 途	棟 数	延面積	建設費※1	開館年月																																										
	県民文化会館	3	50,384.60 m ²	190億7千万																																											
	ホクト文化ホール	1	22,325.76 m ²	79億6千万	1983.4 (S58)																																										
	伊那文化会館	1	11,561.43 m ²	40億6千万	1988.12 (S63)																																										
	キッセイ文化ホール	1	16,497.41 m ²	70億5千万	1992.7 (H4)																																										
	創造館	2	7,287.01 m ²	15億3千万																																											
	飯田創造館	1	2,411.35 m ²	6億5千万	1979.12 (S54)																																										
	佐久創造館	1	4,875.66 m ²	8億8千万	1980.12 (S55)																																										
	計	5	57,671.61 m ²	206億0千万																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用 途</th> <th>経過年数※2</th> <th>施設等の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民文化会館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホクト文化ホール</td> <td>32年0月</td> <td>大ホール(2,173席)、中ホール(1,070席)、小ホール(300席)、リハーサル室、展示室、会議室</td> </tr> <tr> <td>伊那文化会館</td> <td>27年4月</td> <td>大ホール(1,512席)、小ホール(400席)、展示室、プラネタリウム</td> </tr> <tr> <td>キッセイ文化ホール</td> <td>22年9月</td> <td>大ホール(2,000席)、中ホール(746席)、国際会議室、リハーサル室、会議室</td> </tr> <tr> <td>創造館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>飯田創造館</td> <td>36年4月</td> <td>展示室、学習室(13室)、【H11増築】</td> </tr> <tr> <td>佐久創造館</td> <td>35年4月</td> <td>体育館、学習室(13室)</td> </tr> </tbody> </table>	用 途	経過年数※2	施設等の概要	県民文化会館			ホクト文化ホール	32年0月	大ホール(2,173席)、中ホール(1,070席)、小ホール(300席)、リハーサル室、展示室、会議室	伊那文化会館	27年4月	大ホール(1,512席)、小ホール(400席)、展示室、プラネタリウム	キッセイ文化ホール	22年9月	大ホール(2,000席)、中ホール(746席)、国際会議室、リハーサル室、会議室	創造館			飯田創造館	36年4月	展示室、学習室(13室)、【H11増築】	佐久創造館	35年4月	体育館、学習室(13室)	※2 平成27年4月現在																					
用 途	経過年数※2	施設等の概要																																													
県民文化会館																																															
ホクト文化ホール	32年0月	大ホール(2,173席)、中ホール(1,070席)、小ホール(300席)、リハーサル室、展示室、会議室																																													
伊那文化会館	27年4月	大ホール(1,512席)、小ホール(400席)、展示室、プラネタリウム																																													
キッセイ文化ホール	22年9月	大ホール(2,000席)、中ホール(746席)、国際会議室、リハーサル室、会議室																																													
創造館																																															
飯田創造館	36年4月	展示室、学習室(13室)、【H11増築】																																													
佐久創造館	35年4月	体育館、学習室(13室)																																													
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の文化の振興と福祉の増進を図るため、長野県文化会館条例に基づき、長野市にホクト文化ホール(長野県県民文化会館)、伊那市に長野県伊那文化会館、松本市にキッセイ文化ホール(長野県松本文化会館)が設置されています。 ・ 住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民にスポーツ、レクリエーション及び文化活動の場を提供するため、長野県都市公園条例に基づき、飯田市に飯田創造館、佐久市に佐久創造館が設置されています。 ・ 両創造館及びホクト文化ホールが築30年以上経過、伊那文化会館及び松本文化会館も築20年を超え、躯体や設備の経年劣化が進行しており、老朽化対策が急務となっています。 ・ 施設の長寿命化、または創造館の市町村への移管など、施設の今後の維持・管理方法が課題となっています。 																																														

取 組 方 針	診 断 点 検 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き指定管理者による法定点検・定期点検を実施します。
	修 繕 ・ 維 持 ・ 管 理 ・ 更 新 ・ 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理業務に含まれる日々発生する修繕(比較的軽微なもの)については、指定管理者において実施します。 ・ 上記を除く文化会館等のホールの維持修繕は、施設の安全管理上、舞台公演者及び観客の信頼を保つために「予防保全」という機能停止前の改修・更新が原則です。 ・ 各施設の利用予約は1年前から受付できるようになっており、突発的な事故が起こった場合は、予約キャンセルにより主催者や来館者が利用できなくなる上に、損害賠償問題が生じる恐れがあります。このため、大規模な修繕については、施設ごと中期計画を立て、県有施設の修繕・改修計画の優先度評価結果に基づき、必要な案件について計画的に予算要求をしていきます。 ・ いずれの施設も年間を通じて貸館や自主事業を行っており、改修内容によっては工期の確保が困難な場合もあるため、指定管理者及び施設課と早い段階から時期の調整を行います。
	安 全 確 保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検・診断により高度の危険性が認められた施設については、施設アセスメントによる当該施設の方向性に基づいて適切に対処します。
	耐 震 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県有施設耐震化整備プログラムに基づき、平成27年度(平成27年12月)に佐久創造館、平成28年度以降(長野市芸術館開館後)にホクト文化ホールの耐震改修工事を実施する予定です。 ・ 施設によっては、耐震化整備プログラムの整備対象となっていない吊り形状の天井があるため、関係各課(施設課、財産活用課など)と十分協議をし、脱落対策を検討します。
	長 寿 命 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産活用課において策定される施設性能に関する基準に基づき、大規模改修や改築等を計画的に実施します。
	施 設 総 量 の 適 正 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化会館については、「施設アセスメント」の結果、いずれも「維持」と評価されており、それぞれの管理の方向性に基づいて、長寿命化を推進します。 ・ 創造館については、地域に密着した施設であるため、平成24年3月に策定された「長野県行政・財政改革方針」に基づき、移管に向けて、他の県有施設の整備と合わせ総合的に移管先との協議を進めます。
	体 制 構 築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模修繕及び改築等について、専門的なノウハウを有する関係各課(施設課、財産活用課など)及び各文化施設と協議し、適正な維持管理、利活用に取り組みます。

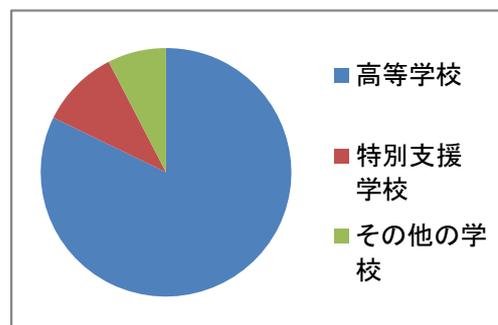
(2) 県営野球場

	施設名称	建設年度	延面積 (㎡)	施設の概要
	長野運動公園野球場	昭和41年度	2,876.27	本館・内野スタンド スコアボード 外野トイレ
	県営上田野球場	平成8年度	4,140.29	メインスタンド スコアボード
現 状 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長野運動公園・長野県営上田野球場の2つの野球場を管理しています。 ・ 施設の安全かつ安定的な運営を行うため、施設改修や設備更新など維持・修繕への対応が課題となっています。 ・ 競技人口の減少や地域に応じた施設ニーズの変化等に対応した県有施設の最適化の実現が課題となっています。 ・ 利用者の利便性やサービス向上の観点から、各野球場が所在する市と移管に向けて協議中です。なお、伊那運動公園については、平成29年4月1日から伊那市へ移管しました。 			

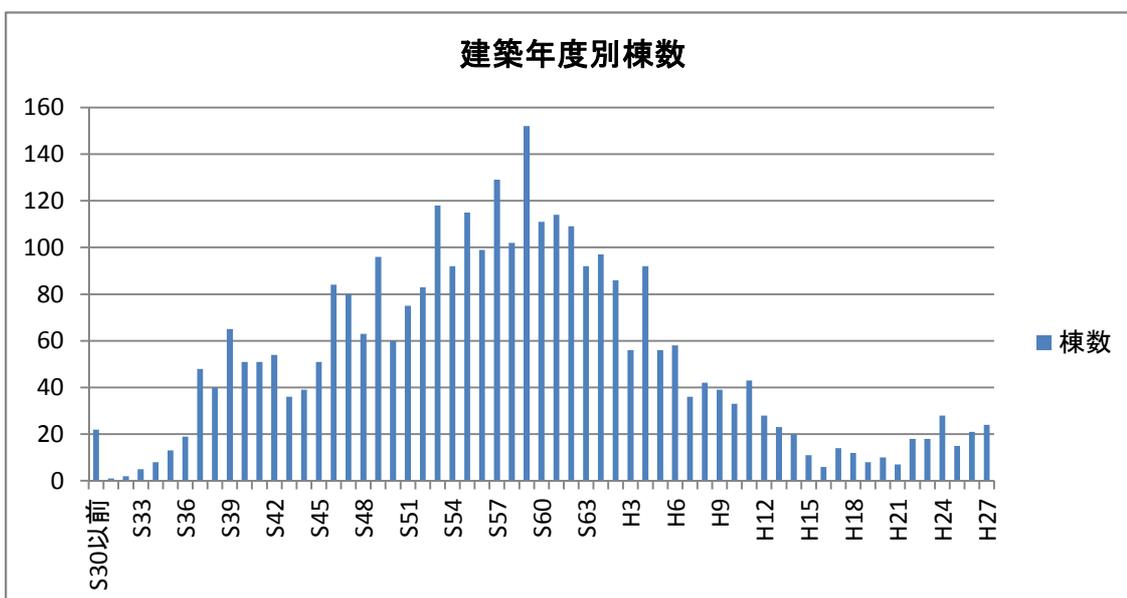
取 組 方 針	診 断 等 ・	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者による日常点検、清掃、補修を継続して実施し、施設の劣化や損傷の把握を行います。
	修 繕 ・ 管 理 ・ 更 新 ・ 等	<ul style="list-style-type: none"> 財政負担の標準化及び工事の分散化を図るため、緊急性や重要性等による「修繕・改修工事の優先度評価」による順位付けを行い、実施時期の調整を行います。
	安 全 確 保	<ul style="list-style-type: none"> 点検・診断等により、整備の優先度が高いと認められた施設については、修繕・改修計画の優先度評価の結果等を踏まえ、適切に対処します。
	耐 震 化	<ul style="list-style-type: none"> 「県有施設耐震化整備プログラム」により、平成26年度までに耐震化が必要な施設については改修を終えました。 「県有施設耐震化整備プログラム」の対象にならない施設については、今後検討が必要です。
	長 寿 命 化	<ul style="list-style-type: none"> 「長野県ファシリティマネジメント基本方針」に基づき、老朽化施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、将来にわたり長く利用する施設については、計画的な保全措置の実施により長寿命化を推進します。
	施 設 総 量 の 適 正 化	<ul style="list-style-type: none"> 「県が直接管理することが必要な施設」を選別し、直接管理不要な施設については、「長野県ファシリティマネジメント基本方針」に基づき、「利用者の大半が所在市町村の住民であるような施設」は、利用者の利便性やサービス向上の観点から、市町村への移管を検討します。
	体 制 構 築	<ul style="list-style-type: none"> 特になし

3 県立学校

用途	棟数	延面積
高等学校	2,615棟	1,127,737.90㎡
特別支援学校	324棟	123,914.31㎡
その他の学校	241棟	127,913.16㎡
計	3,180棟	1,379,565.37㎡



現
状
と



課
題

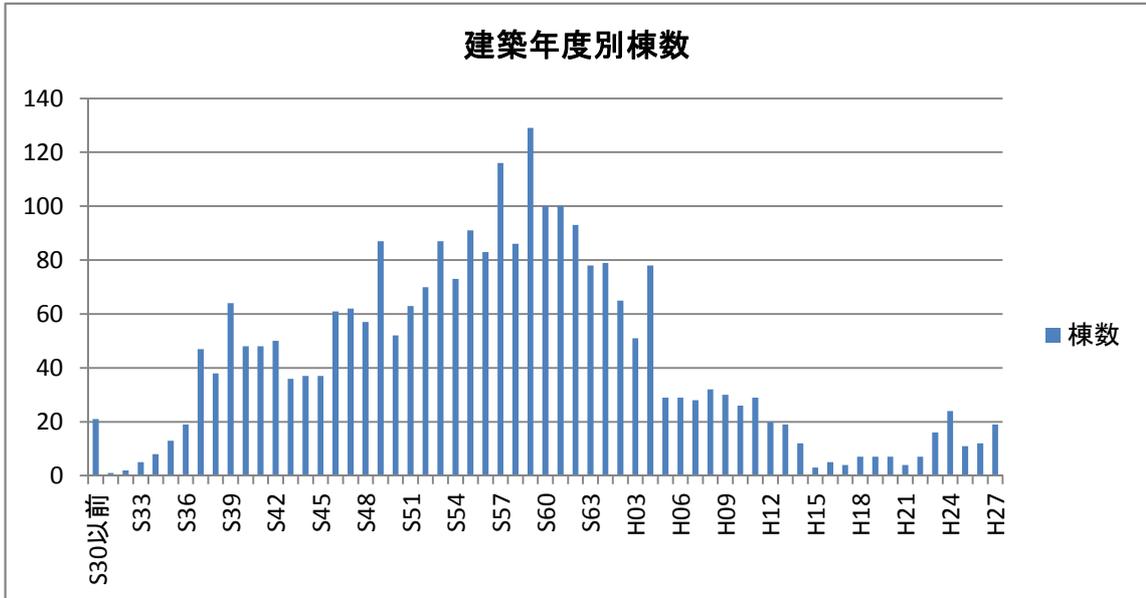
- ・ 高等学校、特別支援学校のほか、県短期大学、看護大学、公衆衛生専門学校、福祉大学校、工科短期大学校、技術専門校、消防学校、農業大学校、林業大学校が、県内各地に設置されています。
- ・ 築50年以上経過している施設が8.6%、築40年以上経過している施設が27.9%、築30年以上経過している施設が61.8%、今後10年以内に築30年以上になる施設を加えると85%を超える状況であり、今後老朽化対策が必要となります。
- ・ 県立大学を建設中で、平成30年開学を予定しています。これに伴い、県短期大学は、最短で平成31年度末に閉学予定となっています。
- ・ 少子高齢化、人口減少社会の到来に伴う施設ニーズの変化及び交通環境の変化に対応した施設の最適化の実現が課題となっています。

取 組 方 針	診 断 点 検 等	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検の標準化、施設管理担当者の円滑な点検の実施と施設劣化等による危険防止を図るため、定期点検マニュアルを作成し、定期点検の方法や様式等を定めるとともに、定期点検講習会を開催します。
	維 持 ・ 管 理 ・ 更 新 ・ 等	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設のメンテナンスサイクルの核として、修繕・改修工事の時期、費用等の目安となる「中長期修繕・改修計画(個別施設計画)」を策定し、戦略的、計画的に県有施設の修繕・改修工事を実施します。 なお、当該計画の策定にあたっては、工事の分散化を図るため、緊急性や重要性等による実施時期の調整を行うものとします。 また、老朽化対策を検討する際は、利用状況や管理状況を整理した上で、施設全体の効率性を考え、規模の適正化、トータルコスト、省エネルギー効果など総合的に検討した上で、ESCO事業や自然エネルギーなどの活用も含め省エネルギーにつながる事業を実施します。
	安 全 確 保	<ul style="list-style-type: none"> 点検・診断により高度の危険性が認められた施設については、施設アセスメントによる当該施設の方向性に基づいて適切に対処します。
	耐 震 化	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化については、平成27年度に「県有施設耐震化整備プログラム」が完了したため、新たに「第二期県有施設耐震化整備プログラム」を策定し、防災上重要な拠点となる施設の耐震性強化や吊り天井等の非構造部材の耐震対策など、引き続き県有施設の耐震化を推進します。
	長 寿 命 化	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、将来にわたり長く利用する施設については、計画的な保全措置の実施により長寿命化を推進します。
	施 設 総 量 の 適 正 化	<ul style="list-style-type: none"> 「施設アセスメント」の結果「縮小」と評価された施設について、集約化や廃止を推進します。 「施設アセスメント」の結果「維持」「機能改善」及び「有効活用」と評価された施設については、それぞれの管理の方向性に基づいて、有効活用、長寿命化を推進します。 公共施設の最適化を図る視点を市町村等と共有し、市町村等との施設の相互利用、土地・建物の交換、共同施設の整備等について検討します。 施設の新規整備や建替を行う場合は、費用対効果の観点から、PPP、PFIといった民間の資金やノウハウを活用する方法についても適宜検討します。
	推 進 体 制	<ul style="list-style-type: none"> FM推進会議を設置し、基本計画の決定、見直し及び施設集約化・転用計画、大規模改修や改築等の実施時期に関する調整計画などの基本的な計画及び、財産の取得・処分、施設の新築・改築の個別案件のうち、重要なものについて協議します。 ファシリティマネジメントの推進役として、財産管理者ごとにFM推進員を配置し、財産の適正な管理、処分、保全、利活用に取り組むとともに、職員の意識改革を進めるために、必要な研修等を行います。

(1) 高等学校

用途	棟数	延面積
高等学校	2,615 棟	1,127,737.90 m ²

現
状
と
課
題



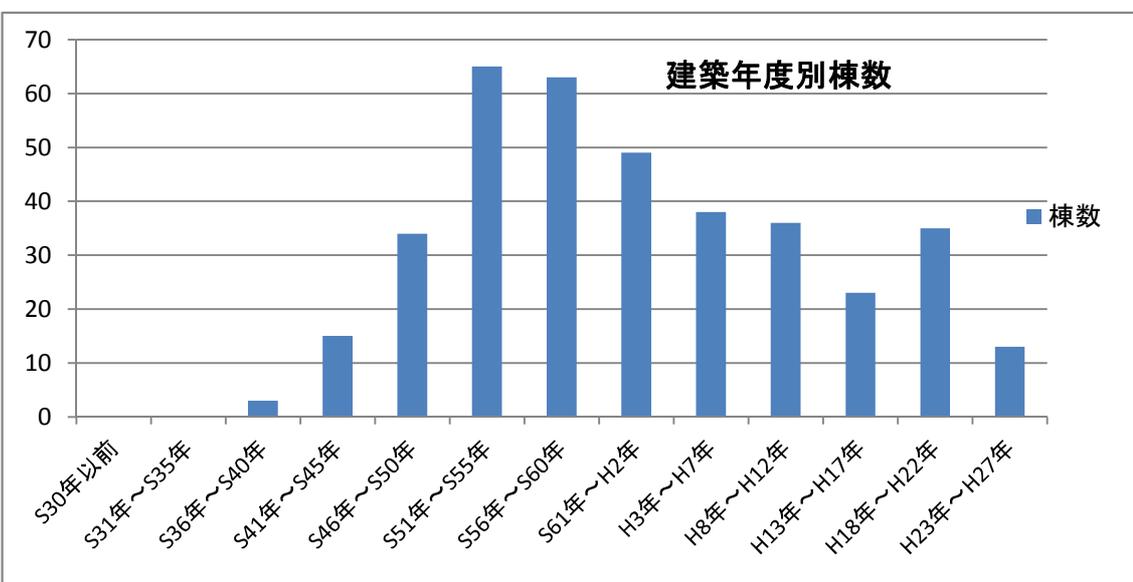
- ・平成28年4月現在、県立高等学校は81校82施設が設置されています。
- ・施設数が多く、また、各校の施設規模も大きいことに加え、これまで耐震化整備プログラムに基づく耐震対策を最優先に施設整備を行ってきたため、施設・設備の老朽化が顕著になっています。
- ・また、高校再編により使用しなくなる施設の後利用も課題となっています。

取 組 方 針	点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法に基づく定期点検のほか、消防用設備等の定期点検を実施しています。 ・ 引き続き、利用者等の安全を確保するため、定期点検等を実施します。
	維持・管理・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政負担の平準化及び工事の分散化を図るため、緊急性や重要性等により実施時期の調整を行うものとします。
	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検・診断等により整備の優先度が高いと認められた施設について適切に対処します。
	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「県有施設耐震化整備プログラム」対象施設の耐震化は完了しました。 ・ 「第二期県有施設耐震化整備プログラム」により、平成27年度までの耐震化において対象外となっていた中規模施設と吊り天井等の非構造部材の耐震化に取り組むこととし、吊り天井等の耐震化は平成28年度に完了しました。 ・ 今後は引き続き中規模施設の耐震化を行います。
	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、将来にわたり長く利用する施設については、計画的な保全措置の実施により長寿命化を推進します。
	施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「施設アセスメント」の結果「縮小」と評価された施設については、所管換や財産処分を図ります。 ・ 「施設アセスメント」の結果「維持」、「機能改善」及び「有効活用」と評価された施設については、それぞれの管理の方向性に基づいて、有効活用、長寿命化を図ります。 ・ 平成30年3月に策定する「学びの改革 実施方針」に基づき、「新たな社会を創造する力」を育むために教育の質の向上や教育方法の改善を推進するとともに、少子化による高等学校の規模と配置の適正化に一体的に取り組みます。
	推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファシリティマネジメント基本計画に基づき、所定の手続きを経た上で事業を実施します。

(2) 特別支援学校

用途	棟数	延面積
特別支援学校	324 棟	123,914.31 m ²

現
状
と
課
題



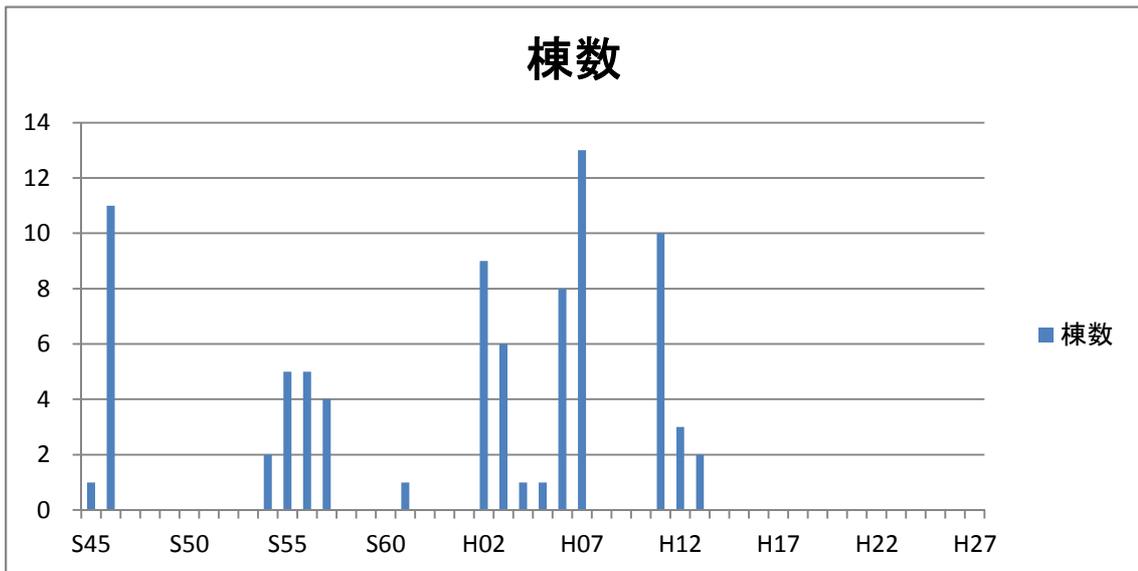
- ・ 県立特別支援学校は平成8年度までに18校を設置し、その後は児童数の増加に対応するため、各校の状況に応じて必要な校舎を増設してきました。
- ・ これまで必要に応じて改築や大規模改修を実施してきましたが、現在の施設・設備の中には昭和50年代の設置当時のままのものもあり、老朽化への対策が必要になっています。
- ・ 県有施設耐震化整備プログラムに基づく耐震対策により、平成26年度までに耐震化率100%となり、非構造部材の耐震化(吊り天井の落下防止対策)も平成28年度に完了しました。

取 組 方 針	点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法に基づく定期点検のほか、消防用設備等の定期点検を実施しています。 ・ 引き続き、利用者等の安全を確保するため、定期点検等を実施します。
	維持・管理・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政負担の平準化及び工事の分散化を図るため、緊急性や重要性等により実施時期の調整を行うものとします。
	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検・診断等により整備の優先度が高いと認められた施設について適切に対処します。
	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「県有施設耐震化整備プログラム」により、平成26年度末までに耐震化を終えました。 ・ 「第二期県有施設耐震化整備プログラム」において耐震化の対象外となっている非構造部材の耐震化(吊り天井の落下対策)についても平成28年度に完了しました。
	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、将来にわたり長く利用する施設については、計画的な保全措置の実施により長寿命化を推進します。
	施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「施設アセスメント」の結果「維持」「機能改善」及び「有効活用」と評価された施設については、それぞれの管理の方向性に基づいて、有効活用、長寿命化を図ります。
	推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファシリティマネジメント基本計画に基づき、所定の手続きを経た上で事業を実施します。

(3) 工科短期大学校、技術専門校

用途	棟数	延面積
工科短期大学校	14 棟	10,726.00 m ²
技術専門校	68 棟	30,667.00 m ²
計	82 棟	41,393.00 m ²

現
状
と



課
題

- ・ 新規学卒者・離転職者等に対し、就業に必要な技能・技術及びこれに関する知識を習得するための職業訓練を実施し、県内産業界を担う人材を育成することを目的として、工科短期大学校1校、技術専門校7校を設置しています。
- ・ 築40年以上経過している施設が15%、築30年以上経過している施設が20%、今後10年以内に築30年以上になる施設を加えると80%を超える状況であり、老朽化対策が必要になると予想されます。
- ・ 平成28年度から32年度までを計画期間とする、第10次長野県職業能力開発計画に基づいた施設の最適化が課題となります。

取 組 方 針	点検 診断 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法に基づく定期点検のほか、日常点検等を実施しています。 ・ 引き続き、利用者等の安全を確保するため、定期点検等を実施するとともに、日常的に職員が点検を実施します。
	維持 ・ 修繕 ・ 管理 更新 ・ 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30万円未満の修繕については、年度当初に修繕予算を再配当し各校の判断において実施します。30万円以上の修繕については、人材育成課に協議の上、予算再配当後、修繕を実施します。見積額が100万円を超えるものについては、緊急性や重要性等により優先順位をつけて予算化し、計画的に修繕を実施します。
	安全 確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険性が高いものは優先順位をあげ早急に修繕をするようにしていきます。
	耐 震 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「県有施設耐震化整備プログラム」により、耐震診断を実施済みです。改修の必要な施設はありません。
	長 寿 命 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員による日常点検を実施しています。修繕必要箇所は人材育成課担当職員の現地確認等を実施の上、緊急性の高いものから順位付けをし年度計画を策定の上、計画的に修繕を実施していきます。
	施設 総量 の 適 正 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度から32年度までを計画期間とする、第10次長野県職業能力開発計画に基づき、職業訓練施設の総量の適正化について検討します。
	推 進 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファシリティマネジメント基本計画に基づき、所定の手続きを経た上で事業を実施します。

4 職員宿舎

		(平成27年4月現在)				
		棟数	戸数	延面積	棟数	
		知事部局宿舎	150 棟	1,834 戸	116,534.44 m ²	■ 知事部局
		教育委員会宿舎	379 棟	1,613 戸	104,052.70 m ²	■ 教育委員会
		警察本部宿舎	188 棟	1,822 戸	125,554.07 m ²	■ 警察本部
		計	717 棟	5,269 戸	346,141.21 m ²	

現
状

建築年度別宿舎棟数

■ 宿舎棟数

課
題

- ・ 県が管理する職員宿舎は、公務の円滑な遂行や職員の福利厚生のため設置され、これまで公務能率の確保、職員の採用や異動に伴う住居の確保に大きな役割を果たしてきました。
- ・ しかし、高速交通網等の整備に伴う通勤範囲の拡大や民間賃貸住宅の充実等の社会情勢の変化、現地機関の再編と職員数の減少、さらには、経年による施設の老朽化等から空き住戸が増加する状況がありました。
- ・ このため、平成25年度に「職員宿舎に関する基本方針」を策定し、今後維持する宿舎の保有目的を明確化し、目的以外の宿舎は廃止することとし、以下の計画等を策定しました。この計画に基づいて確実に総量縮小を進めていく必要があります。
 - ⇒「職員宿舎管理戸数適正化実行計画」：H26～30年度(第一次廃止計画)で362棟(△45.6%)廃止
 - ⇒「職員宿舎共同利用実施要領」：集合住宅や寮を、任命権者の枠を超えた共同利用宿舎として活用
- ・ なお、警察の職員宿舎は待機宿舎であり、基本方針における「維持する宿舎」に位置付けており、必要数を確保していく必要があります。
- ・ また、住宅供給公社への維持管理業務委託を拡大し、宿舎管理業務の効率化に努めてきています。

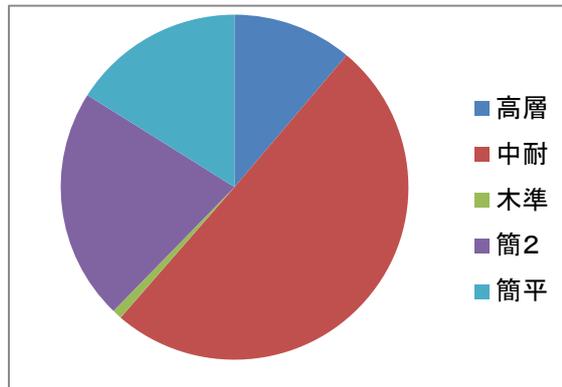
(平成27年4月現在)				
	知事部局	教育委員会	警察本部	合計
保有戸数	1,834 戸	1,613 戸	1,822 戸	5,269 戸
入居戸数	1,470 戸	1,130 戸	1,597 戸	4,197 戸
入居率	80.2 %	70.1 %	87.7 %	79.7 %
保有棟数	150 棟	379 棟	188 棟	717 棟
戸建	39 棟	250 棟	26 棟	315 棟
集合	111 棟	129 棟	162 棟	402 棟

取	点検等・診断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の適切な維持管理を図るため、点検項目や事務処理について、宿舎管理マニュアルを定め点検を実施していきます。
	維持・管理・更新等・修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕・改修工事の時期、費用等の目安となる「中長期修繕・改修計画（個別施設計画）」を策定し、戦略的計画的に県有施設の修繕・改修工事を実施します。 ・ なお、当該計画の策定にあたっては、工事の分散化を図るため、緊急性や重要性等による実施時期の調整を行うものとします。 ・ 施設の更新等を行う場合には、職員宿舎に関する基本方針に基づき、借上げやPFIなどの導入についても検討していきます。
	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的に改修をすることにより、予防保全に努めるとともに、点検等により高度の危険性が認められた施設については、宿舎基本方針による当該施設の今後の方向性（廃止計画など）を勘案しながら適切に対処していきます。
	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県有施設の耐震化については、平成27年度に「県有施設耐震化整備プログラム」が完了したため、新たに策定した「第二期県有施設耐震化整備プログラム」に基づいて、引き続き県有施設の耐震化を推進します。
	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿舎の耐久性、耐震性等の性能を確保するため、施設の性能基準に基づき、「中長期修繕改修計画（個別施設計画）」により、大規模改修や改築等の事業計画を策定していきます。
方	施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25年度に「職員宿舎に関する基本方針」を以下のとおり策定しました。 ○ 今後県が維持する宿舎を次の①から③のとおりとし、それ以外の宿舎は、耐用年数を考慮し、使用可能な期間有効活用を図った後、順次廃止します。 ① 山間へき地・県外に勤務する職員用宿舎 ② 居住場所が勤務公署の近接地に制限されている職員用宿舎 ③ 災害時等の要員確保用宿舎 ・ 上記、基本方針に基づき、「職員宿舎管理戸数適正化実行計画」を以下のとおり策定し、計画に基づき実行していきます。 ○ 平成26年度から30年度までの5年間を、第一次廃止計画とし、362棟 549戸を廃止 ○ 第二次以降の廃止予定は、144棟 1,504戸としますが、廃止数や廃止時期は、5年ごとに入居状況・県の行財政改革の進捗状況を踏まえ決定するものとします。 ・ 空き宿舎の活用については、平成25年度に策定した「職員宿舎共同利用実施要領」により、任命権者の枠を超えた利活用を促進していきます。
		推進体制
針		

5 県営住宅

【県営住宅構造別管理戸数】

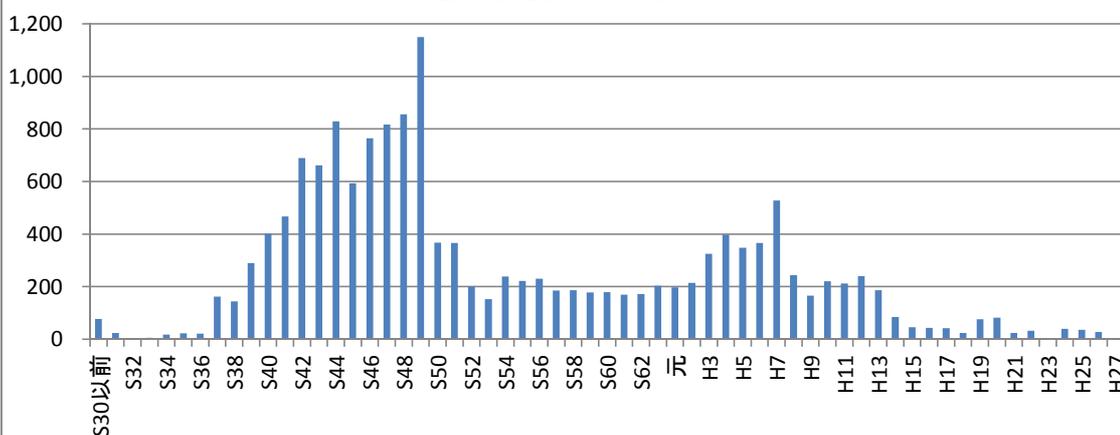
構造	戸数	割合
高層耐火構造	1,695	11.1%
中層耐火構造	7,649	50.2%
木造準耐火構造	137	0.9%
簡易耐火構造2階建	3,301	21.7%
簡易耐火構造平屋建	2,444	16.0%
木造	22	0.1%
計	15,248	—



(H28. 4. 1現在)

現
状
と

県営住宅建設年度別管理戸数



【県営住宅のストックの状況H28.4.1現在】

①建設年度別・構造別管理戸数

・昭和40年代以前に建設された住宅は、7,995戸(52.4%)で、老朽化が進んでいます。

(平成28年4月1日現在)

建設年度/構造	木造	簡平	簡二	木準	中層	高層	合計	
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	構成比(%)
合計	22	2,444	3,301	137	7,649	1,695	15,248	100.0
構成比(%)	0.1	16.0	21.6	0.9	50.2	11.1	100.0	—
昭和20年代		8	40				48	0.3
昭和30年代	4	232	272		208		716	4.7
昭和40年代		2,183	2,367		2,109	572	7,231	47.4
昭和50年代以降	18	21	622	137	5,332	1,123	7,253	47.6

②耐用年数経過等の管理戸数

・耐用年数の1/2を経過した住宅は9,557戸(62.7%)。このうち、耐用年数を経過した住宅は3,948戸(25.9%)となっています。

(平成28年4月1日現在)

耐用年限	木造		簡平		簡二		木準		中耐		高層		計	
	30年				45年				70年				計	
	戸数	(割合%)	戸数	(割合%)	戸数	(割合%)	戸数	(割合%)	戸数	(割合%)	戸数	(割合%)	戸数	(割合%)
耐用年限1/2未経過	4	18.2	0	0.0	0	0.0	137	100.0	4,555	59.6	995	58.7	5,691	37.3%
耐用年限1/2経過	0	0.0	0	0.0	1,815	55.0	0	0.0	3,094	40.4	700	41.3	5,609	36.8%
耐用年限経過	18	81.8	2,444	100.0	1,486	45.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3,948	25.9%
計	22	100.0	2,444	100.0	3,301	100.0	137	100.0	7,649	100.0	1,695	100.0	15,248	100.0

取 組 方 針	診 点 断 検 等 ・	<p>以下の点検の実施を実施します。</p> <p>(1) 随時点検：職員が団地を訪問した際等の機会をとらえて、外観目視により建物の状況把握を行います。</p> <p>(2) 定期点検：以下のとおり点検を実施し、結果を保存します。</p> <p>1) 点検対象建物…木造準耐火構造、中層耐火構造及び高層耐火構造の県営住宅(共同住宅、100㎡超)並びに自動車車庫(100㎡超)</p> <p>2) 点検対象設備</p> <p>① 上記1)に設置されている、換気設備、排煙設備、非常用照明装置、給水設備(受水槽、高架水槽、給水タワー)及び排水設備(合併浄化槽、単独浄化槽)</p> <p>② エレベーター</p> <p>3) 点検時期…原則として、上記(2)の1)は3年毎、上記(2)の2)は1年毎に実施</p>
	修 繕 ・ 管 理 新 ・ 等	<p>県営住宅ストックの維持管理等に関して以下のとおり進めます。</p> <p>(1) 維持管理する団地</p> <p>地域の需要推計と耐用年限を踏まえ、今後も活用が見込まれる以下の住宅を維持管理します。</p> <p>1) 市町村の枠を超え広域的な需要から供給が必要となる団地</p> <p>2) 耐用年限までに残存年数がある団地</p> <p>(2) 建替を実施する団地</p> <p>地域の需要推計を踏まえた市町村内の公営住宅の再編整備を図る観点から、移管協議(建設後25年経過後に無償譲渡)が整った団地において実施します。</p> <p>1) 原則として、建設後25年経過した時点で事業主体変更</p> <p>2) 市町村営住宅と近接した団地など市町村との連携により実施</p> <p>3) 居住環境改善及び管理の効率化を図るため、周辺地域の老朽化した小規模団地等を統合しながら実施</p> <p>(3) リニューアル</p> <p>1) 維持管理が必要な低層住宅から厳選して全面的な改善を実施</p> <p>2) 建設から相当年数が経過した中高層住宅は、子育て世帯等に配慮した間取りや設備とする住戸改善を実施</p> <p>(4) 用途廃止する団地</p> <p>地域の需要推計を踏まえ、老朽化等により活用見込みのない住宅について順次用途廃止し、除却を進めます。</p> <p>1) 耐用年数が経過した団地</p> <p>2) 小規模な団地(50戸未満)</p> <p>3) 耐震性の不足など危険のある住宅</p> <p>4) 利便性の悪い団地(郊外の団地)、集約や廃止を行う住宅等</p> <p>(5) 事業主体変更する団地</p> <p>1) 事業主体変更協議が整った団地</p>
	確 安 保 全	<p>必要に応じ安全性確保型の改善事業を実施</p> <p>(1) アスベストのある住棟においてはアスベスト対策工事を実施します。</p> <p>(2) 防犯性や落下・転倒防止など生活事故防止に配慮した改善を検討します。</p>
	化 耐 震	<p>・ 早期の耐震化率100%を目指します。</p>
	長 寿 命 化	<p>(1) 長寿命化に関する基本的な考え方と意義</p> <p>公営住宅ストックの建替時期の平準化を図り、ライフサイクルコストの縮減のために以下の長寿命化工事を行います。</p> <p>1) 従前の仕様等と比して耐久性が向上するものであること。</p> <p>2) 従前の仕様等と比して躯体への影響が低減されるものであること。</p> <p>3) 従前の仕様等と比して維持管理を容易にするものであること。</p>
	施 設 総 量 の 適 正 化	<p>・ 国土交通省による公営住宅供給量設定支援プログラムにより、平成37年の県内の住宅確保要配慮者世帯数は約14,600戸と推計されます。</p> <p>・ この住宅確保要配慮者世帯数の需要を満たしつつ、団地の用途廃止を円滑に進めていくために必要な県内における公営住宅必要戸数は29,700戸(H37)となり、このうち県営住宅は13,200戸を占めます。</p> <p>・ 小規模で耐用年数が経過した団地を用途廃止するほか、福祉施策との総合的な供給体制や地域の実情に応じた主体的運営が可能となるよう、市町村での一元的な管理を念頭に事業主体変更を進め、施設総量として、15,248戸(H28)を13,200戸(H37)に縮小します。</p>
	体 推 進	<p>・ ファシリティマネジメント基本計画に基づき、所定の手続きを経た上で事業を実施します。</p>

6 インフラ施設

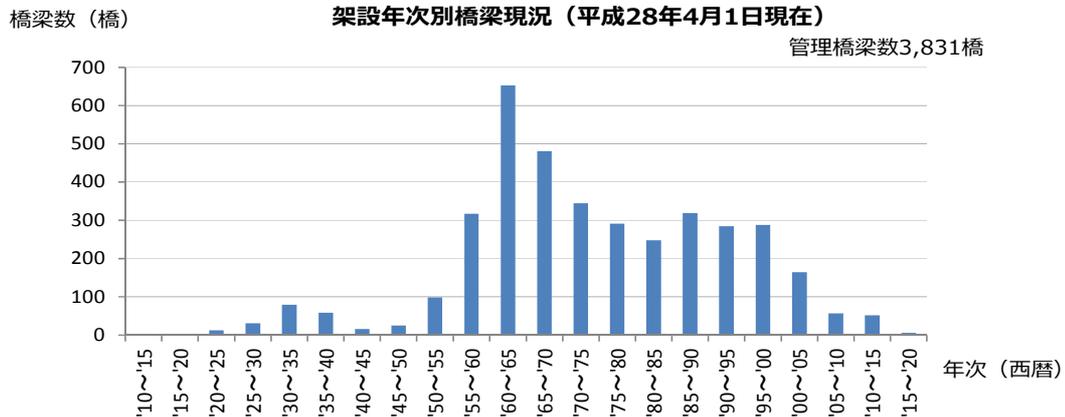
(1) 道路

現
状
と
課
題

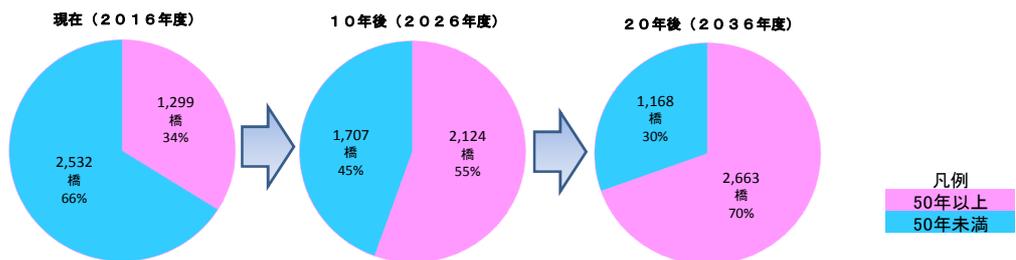
◆県管理道路施設の状況

管理施設	管理数 H28.4.1現在	建設後50年経過した高齢化施設数			
		H28.4.1現在		10年後	
		数	率	数	率
橋梁	3,831橋	1,299橋	34%	2,124橋	55%
舗装	5,532km	—	—	—	—
トンネル	192本	42本	22%	73本	38%
ロックシェッド	52箇所	0箇所	0%	9箇所	17%
スノーシェッド	73箇所	3箇所	4%	6箇所	8%
緊急輸送路吹付法面	719箇所	16箇所	2%	209箇所	29%

《橋梁の場合》



経過50年以上の橋梁数



- ・ 道路は、最も身近な社会資本であり、社会の安全・安定に果たす役割は非常に大きいものです。
- ・ 今後、高度成長期に大量に建設された道路施設の老朽化が急速に進むと予測される中、車両の大型化や交通の質の変化への対応や、多様化・高度化する県民要望に応えるため、的確な道路の健全性、信頼性を維持し次世代に良好な資産として引き継ぐ必要があります。
- ・ 道路の損耗を防ぎ、安全で円滑な交通の確保と沿道環境の保全を図るためには、効率的・効果的な維持修繕を行うことがきわめて重要です。

取 組 方 針	点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋梁、トンネル、大型の構造物については、5年に1回、近接目視による定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断します。点検要領を作成し、定期点検の方法や様式等を定めます。
	維持・管理・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検・診断の結果、劣化予測や構造物の重要度、ライフサイクルコスト等を踏まえた個別施設の長寿命化修繕計画（橋梁、トンネル、舗装、トンネル、ロックシェッド・スノーシェッド、緊急輸送路吹付法面等）に基づき、計画的、効率的な維持管理を行います。
	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検、構造物の健全性の診断結果に基づき、道路の効果的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じます。
	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送路にある橋梁（15m以上）、跨線橋、跨道橋の耐震化については平成29年度までの完了を目指します。 ・ 緊急輸送路上にある要対策落石等危険箇所の対策については、平成32年度までの完了を目指します。
	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物それぞれの性質に応じた適切な維持管理を行うため道路の長寿命化修繕計画を策定しました。この計画に基づき適切な維持管理を行い、社会資本ストックとして道路全体のライフサイクルコストの縮減と維持管理費の平準化を図ります。
	施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路は、国土構造の骨格を形成する高速自動車道や、全国的な幹線道路網を構成する一般国道と地域的な道路網を構成する県道、日常生活の基盤となる市町村道などから構成されており、それぞれが緊密に連携し、ネットワークを形成することにより初めてその機能が発揮されます。そのため、バランスのとれた道路ネットワーク機能が発揮されるよう、きめ細かな日常の維持管理に努めていきます。 ・ 人口減少、土地利用の変化等、社会構造の変化に伴う道路施設の利用状況を踏まえ、必要に応じて施設の集約化や撤去を検討します。
	推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術職員が、各施設の点検要領等を十分に理解し、適切に点検・診断ができるよう、点検に係る研修等を行います。

(2) 河川管理施設

河川管理施設(水門、樋門・樋管、陸閘、堰)

表-1 圏域別施設数

圏域名	水門	樋門・樋管	陸閘	堰	計
北信		11		1	12
長野		11	2		13
高瀬川	2				2
松本	1	7			8
飯田		2			2
諏訪	5	37	1		43
合計基数	8	68	3	1	80

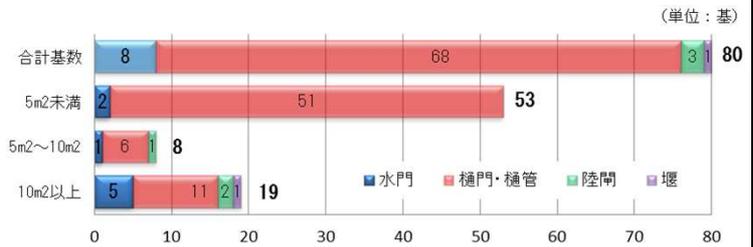


図-1 合計扉体面積別設置数(基)

現
状
と

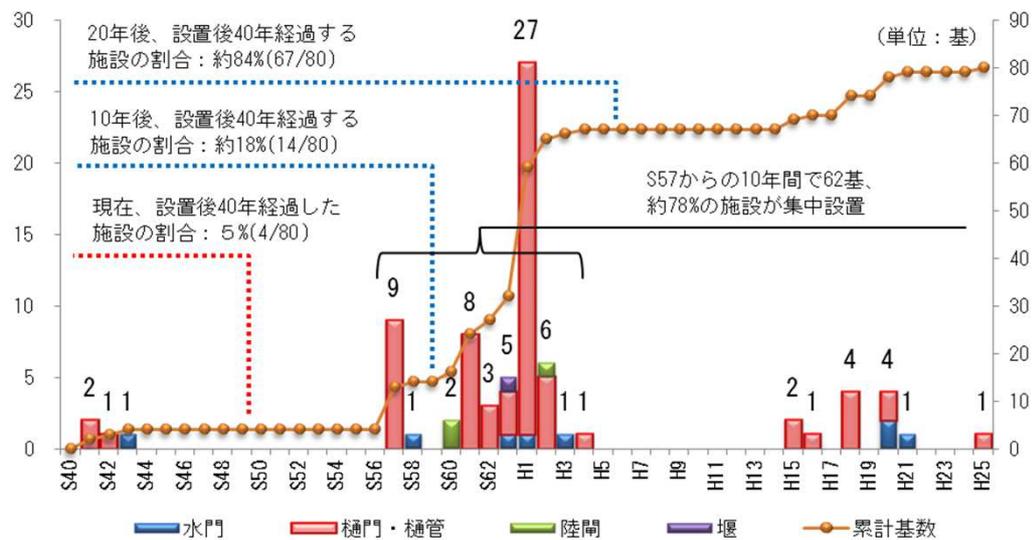


図-2 年度別設置数(基)

課
題

○河川には、河川の縦断方向に連続して設置される堤防や護岸などの構造物のほか、支川、水路等の接続部に設けられる水門、樋門・樋管、河道を横断して設けられる堰、床止め、内水排除のために設けられる排水機場などの構造物があります。

○このうち、水門、樋門・樋管、陸閘、堰(以下、「水門、樋門等」といいます。)は、堤防としての機能を持ち、その背後にある生命財産を洪水等から守るための施設です。また、他に代替えできる手段のない施設であり、洪水が発生した場合、治水としての機能を確実に発揮しなければならないとても重要な施設です。

○県が所有管理する水門・樋門等の河川管理施設(以下、「河川管理施設」という。)は、釜口水門を含め全体で80基あり、河川整備の進捗を踏まえ最適な配置を検討していきます。

○本県における河川管理施設は、扉体の面積の小さい小規模施設が多くを占めます。

○設置後40年を経過する施設は、現在は5%ですが、10年後には約18%、20年後には約84%となり、多くの施設で更新時期を迎えます。

○本県の特徴としては、昭和56～58年にかけての豪雨による被災を受け、昭和57年からの10年間で62基、約78%の施設が集中して建設されています。

○小規模施設が多いものの、施設の重要性は高く持続的に適正な維持管理が必要です。

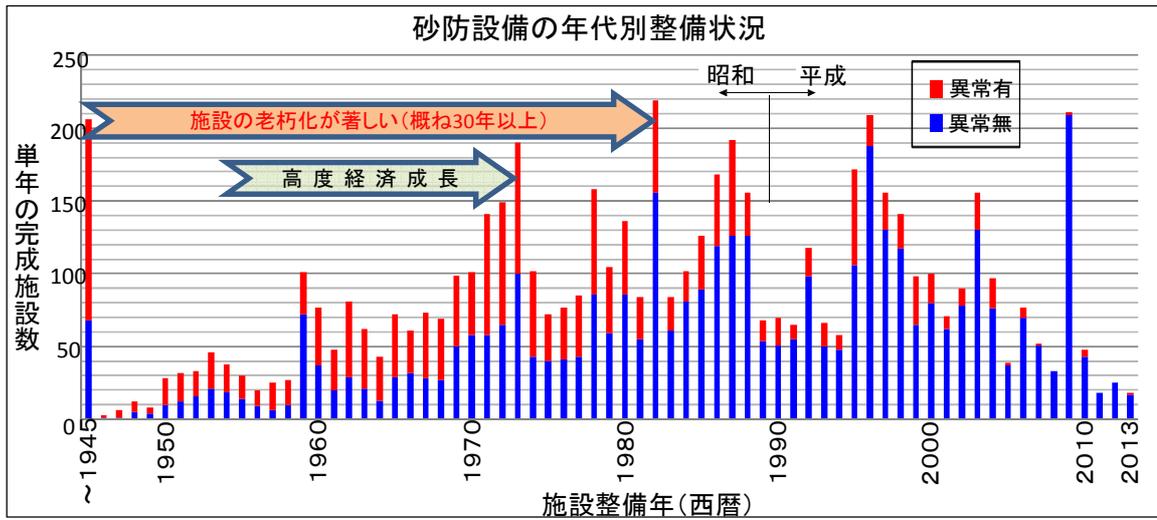
○設置から40年を経過する施設の修繕・更新に備え、あらかじめ、ライフサイクルコストを低減させるための維持管理手法や修繕方法等を検討していく必要があります。

取	診点 断検 等・	<p>■施設点検方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の基本的な維持管理活動として、設備の機能を維持し信頼性を確保すること目的に計画的かつ確実に点検を行う必要があります。 このため、毎年行う点検等に加え、5年毎に詳細な調査を行い、劣化状況の確認、健全性の確認を行うこととします。 点検とは、設備の損傷ないし異常の発見、機能良否等の確認及び記録をいい、目視、触診、機器等による計測、作動テスト等により行い、記録作成、処置立案までの一連の作業をいいます。 一般的な維持管理の流れ(サイクル)は、実操作→点検→整備→実操作、の繰り返しとなります。 								
		<table border="1"> <tr> <td>5年毎の詳細点検と調査</td> <td>■定期点検 (5年毎)</td> <td>【時期】 5年1回 【内容】 全施設の目視点検と健全性の調査 調査結果により長寿命化計画を見直し</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">毎年行う点検</td> <td>■出水前点検 (毎年)</td> <td>【時期】 出水期前 (年度当初) 【内容】 全施設の目視点検、機能の確認</td> </tr> <tr> <td>■出水後点検 (随時)</td> <td>【時期】 出水又は洪水発生後 【内容】 全施設の目視点検、機能の確認</td> </tr> <tr> <td>■月点検 (出水期毎月)</td> <td>【時期】 出水期 (7月～9月) 中、毎月1回以上 【内容】 全施設の目視点検、機能の確認</td> </tr> </table>	5年毎の詳細点検と調査	■定期点検 (5年毎)	【時期】 5年1回 【内容】 全施設の目視点検と健全性の調査 調査結果により長寿命化計画を見直し	毎年行う点検	■出水前点検 (毎年)	【時期】 出水期前 (年度当初) 【内容】 全施設の目視点検、機能の確認	■出水後点検 (随時)	【時期】 出水又は洪水発生後 【内容】 全施設の目視点検、機能の確認
5年毎の詳細点検と調査	■定期点検 (5年毎)	【時期】 5年1回 【内容】 全施設の目視点検と健全性の調査 調査結果により長寿命化計画を見直し								
毎年行う点検	■出水前点検 (毎年)	【時期】 出水期前 (年度当初) 【内容】 全施設の目視点検、機能の確認								
	■出水後点検 (随時)	【時期】 出水又は洪水発生後 【内容】 全施設の目視点検、機能の確認								
	■月点検 (出水期毎月)	【時期】 出水期 (7月～9月) 中、毎月1回以上 【内容】 全施設の目視点検、機能の確認								
組	修繕・ 管理 更新・ 等	<p>■維持管理方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期点検等を行いつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を行うこととします。 								
		<table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■コンクリート等の構造部 ■鋼製部材等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 劣化状態を定期点検等によって把握し、損傷が大きくなる前に対策を行う (状態監視保全) </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■鋼製部材の塗装部等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 劣化予測を行い、劣化の段階と対策工法を加味して最も効果的な対策を行う (時間計画保全) 劣化の段階は定期点検等により確認する </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ■コンクリート等の構造部 ■鋼製部材等 	<ul style="list-style-type: none"> 劣化状態を定期点検等によって把握し、損傷が大きくなる前に対策を行う (状態監視保全) 	<ul style="list-style-type: none"> ■鋼製部材の塗装部等 	<ul style="list-style-type: none"> 劣化予測を行い、劣化の段階と対策工法を加味して最も効果的な対策を行う (時間計画保全) 劣化の段階は定期点検等により確認する 				
<ul style="list-style-type: none"> ■コンクリート等の構造部 ■鋼製部材等 	<ul style="list-style-type: none"> 劣化状態を定期点検等によって把握し、損傷が大きくなる前に対策を行う (状態監視保全) 									
<ul style="list-style-type: none"> ■鋼製部材の塗装部等 	<ul style="list-style-type: none"> 劣化予測を行い、劣化の段階と対策工法を加味して最も効果的な対策を行う (時間計画保全) 劣化の段階は定期点検等により確認する 									
針	安全	<ul style="list-style-type: none"> 出水前、出水後点検及び災害等において施設の破損・損傷が発見され、次期出水への影響が想定される場合は、早急に緊急処置を行い、施設機能を回復させることとします(「緊急保全」といいます)。 								
	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 河川構造物の耐震性能照査における優先度の考え方に基づいて、今後、耐震照査を進めてまいります。 								
	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に河川管理施設の長寿命化計画を策定しており、5か年の修繕計画に基づき修繕を行ってまいります。 今後は、維持管理方針に基づく適正な維持管理サイクルの実施とスパイラルアップにより、傾向管理や劣化予測の精度向上と、継続的な維持管理の改善及び質の向上に努め、施設の延命化と長寿命化対策をブラッシュアップしていきます。 なお、本計画は、5年毎に見直しを行います。 								
	の施設 適正 総量 化量	<ul style="list-style-type: none"> 許可工作物の管理者に対し、施設を的確に維持・修繕するよう指導するほか、不要となった施設の把握に努め、各管理者へ撤去を求めてまいります。 								
	推進体制	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年の河川法改正により、河川管理施設の点検が義務化されました。 毎年行う点検業務は、これまでどおり現下の体制により実施するとともに、ICTの活用により業務の効率化を目指してまいります。 5年毎の詳細点検と調査は、専門家への委託等を活用し進めてまいります。 								

(3) 砂防関係施設

種類	設備数、区域数
砂防設備	18,598 設備
地すべり防止施設	306 区域
急傾斜地崩壊防止施設	737 区域

現
状
と
課
題



- ・県内には、土砂災害のおそれがある危険箇所(土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)が極めて多く、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりに向け砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊防止対策事業の推進に取り組んでいます。
- ・平成24年の中央道笹子トンネルの天井板落下事故を受け、インフラの維持管理に多大な関心が寄せられており、「県民の命を守る」観点から、砂防関係施設の機能が適切に果たせられるよう維持管理、更新を確実に実施することが求められています。
- ・このような背景のもと、砂防関係施設の老朽化等の状況を把握するために、緊急点検を実施しました。
- ・この点検結果に基づき、施設の機能が適切に発揮されるよう策定した砂防関係施設長寿命化計画により、施設の維持、補修、改築更新を計画的に実施していくことが重要です。

○平成25年度に実施した砂防関係施設の緊急点検結果

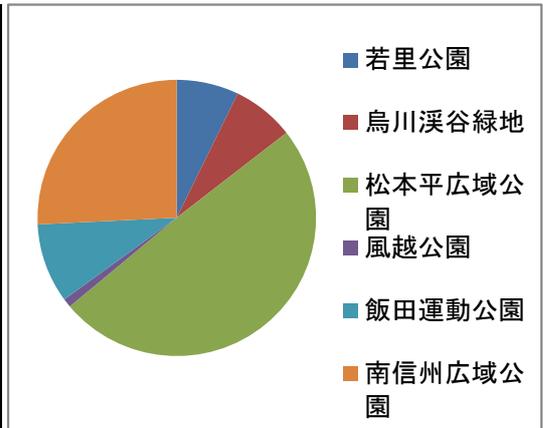
種類	設備数、区域数	点検ランクA	点検ランクB	点検ランクC
砂防設備(設備数)	18,598	1,496	1,105	15,997
地すべり防止施設(区域数)	306	276		30
急傾斜地崩壊防止施設(区域数)	737	319		418

取 組 方 針	診 点 断 検 等	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ客観的な基準で砂防関係施設の点検を実施し、健全度を評価することを目的に「砂防関係施設点検要領(案)」を作成し、定期点検の方法や様式等を定めています。 ・定期点検については、毎年行う巡視点検等に加え、原則5年毎(対策が必要と思われる施設は1年毎)を基本とし、近接点検を行います。 ・緊急点検については、大雨や震度4以上の地震等、事象発生後に行います。 ・点検結果により、部位毎の損傷具合などの変状レベルを評価した上で、施設や区域全体について総合的に健全度を評価します。 ・今後実施する定期点検等の実施結果に基づいて、点検要領及び、長寿命化計画の見直しを行っていきます。
	修 繕 ・ 管 理 ・ 更 新 ・ 等	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の事後保全の維持管理に比べ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕を実施する予防保全へ転換し、長期にわたり施設の機能及び性能を維持することで確実な防災機能を確保します。
	安 全 確 保	<ul style="list-style-type: none"> ・点検結果に基づき判定された健全度から、緊急性や重要度等を総合的に勘案して対策の必要性が高い施設から必要な措置を講じます。
	耐 震 化	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでと同様、最新の技術基準、技術指針等に基づいた設計を行った上で、砂防関係施設の整備を行います。
	長 寿 命 化	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の適切な維持管理を行うため、「砂防関係施設長寿命化計画」を策定しました。これにより、既存の砂防関係施設の健全度等を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保するよう計画的な維持、改築、改築更新の対策を的確に実施することで投資予算とトータルコストの適正化を図ります。
	施 設 総 量 の 適 正 化	<ul style="list-style-type: none"> ・県内には、土砂災害のおそれのある危険箇所が16,021箇所あります。 ・土砂災害危険箇所に対する砂防施設等の整備が行われた土砂災害危険箇所は、全体の2割程度と少ない状況です。 ・このため、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりに向け、新たな砂防施設等の整備とともに、既存施設をできるだけ活用していくための砂防関係施設の長寿命化対策を実施します。
	推 進 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防関係施設の維持管理と効率的な点検を行うため、点検記録の蓄積・活用ができるよう施設緒元情報、点検結果情報、補修履歴などを一体的に且つ、地図データとリンクして表示・管理することができるよう、「砂防関係施設管理システム」を構築し、現地機関と連携してこのシステムを運用します。

(4) 都市公園

現

公園名	棟数	公園開設面積(ha)
若里公園	7	5.80
烏川溪谷緑地	7	49.67
松本平広域公園	48	141.60
風越公園	1	1.80
飯田運動公園	9	12.03
南信州広域公園	25	53.80
計	97	264.70



※棟数については、主な建築物

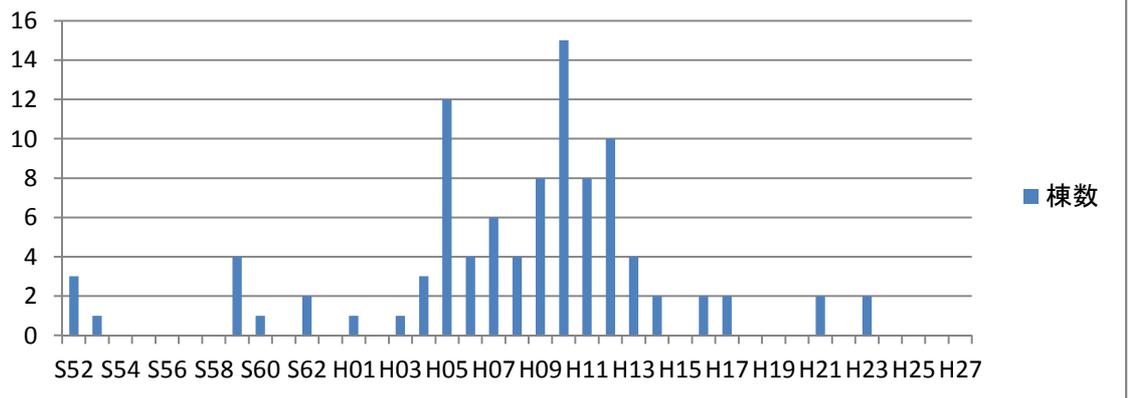
状

と

課

題

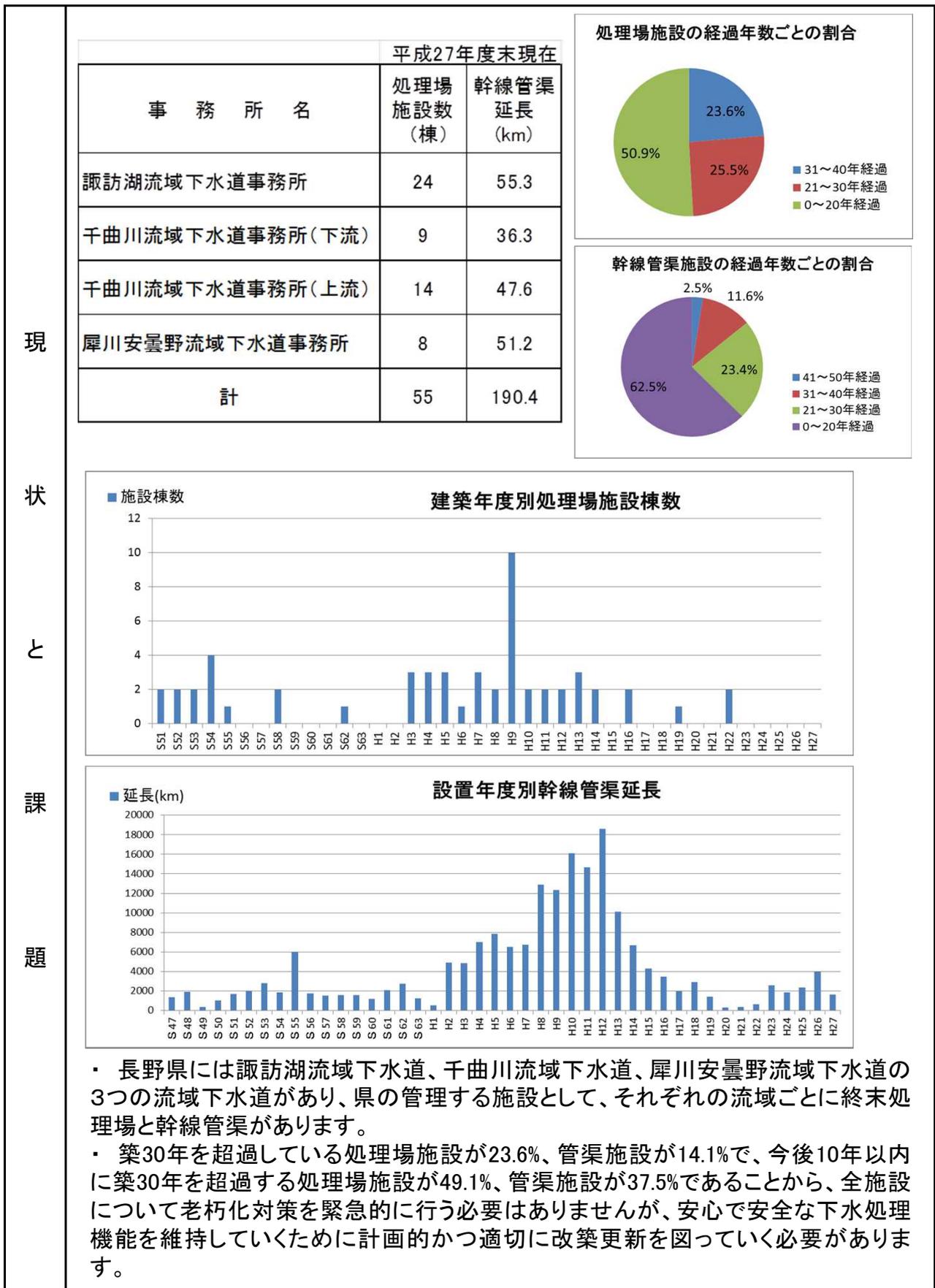
建築年度別棟数



- ・ 上記のうち、4公園は開設から20年を超えており、施設(遊具、運動場、トイレ、ベンチなど)の老朽化が進行しているため、今後、10~20年の間に施設の更新、補修費用の増大が予想されます。
- ・ これからは、計画的に施設の維持管理を行い、施設を健全な状態に保ちつつ長持ちさせることで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・ 平成22年度から公園施設の長寿命化計画の策定に着手し、平成25年度に「長野県公園施設長寿命化計画」を策定しました。

取 組 方 針	点検・ 診断等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者による日常点検、清掃、補修を継続して実施し、施設の劣化や損傷の把握を行います。 ・ 健全度調査済です。(個々の施設を対象に、施設の構造材及び消耗材等の劣化や損傷の状態を確認)
	維持・ 管理・ 更新・ 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新・改修工事の時期や費用等の目安となる「長野県公園施設長寿命化計画」を策定し、計画的に施設の更新・改修工事を実施します。 ・ 今後、更新時期を迎える施設が集中するため、全体のバランスをみながら更新・改修時期を設定し、対策費用の平準化を図ります。
	安全 確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健全度調査の結果を基に判定された緊急度の高い施設から順に対策を講じ、安全を確保します。
	耐 震 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の耐震化については、完了済です。
	長 寿 命 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な維持修繕・更新による安全・安心とコストの平準化を図ります。 ・ 大型建築物の計画的な延命を図ります。
	施設 総量 の 適 正 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分制限期間を経過し、ニーズに適さない施設については別機能への転換、廃止等を検討していきます。 ・ 長野県行政・財政改革方針における県有施設のあり方「利用者の大半が所在市町村の住民であるような施設は、利用者の利便性やサービス向上の観点から引き続き市町村への譲渡を進める」に基づき、広域公園を除く都市公園については、地元市町村等との協議の上、できる限り移管を進めます。
	推 進 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長野県公園施設長寿命化計画に基づき、施設の更新・補修を進めるとともに、引き続き日常点検や長期点検を行い、施設の健全度を把握します。

(5) 下水道



取 組 方 針	点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理場については、処理場ごとに定められた定期点検等を実施します。また、幹線管渠に関しては、定期的な管渠パトロールに加え、必要に応じてテレビカメラ調査等を随時実施します。
	維持・修繕・管理更新等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流域下水道の維持管理担当者を対象に、流域下水道維持管理検討会を年2回程度実施し、適正な維持管理を継続していくための手段や方法等について話し合いを行うとともに、情報の共有化を図り、その内容を日常の維持修繕に反映させます。 ・ また、目指すべきサービス水準や施設の設置、改築更新、維持・修繕に関する計画を策定していきます。
	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検・診断により危険性が認められた施設に関しては、必要な応急対策を講じるとともに、適切な施設改築を実施していきます。
	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理場の管理本館など多数の者が利用する建築物の耐震化については、「県有施設耐震化整備プログラム」により既に完了しています。 また、水槽等その他耐震化が必要な施設に関しては、今後も、国の交付金を活用し、計画的に耐震化を図っていきます。
	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4つの処理場においては、平成25年度までに長寿命化計画を策定済みであり、その計画に従い長寿命化を図っていきます。
	施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の人口予測や水量原単位の実績に基づき、計画水量を的確に設定し、施設規模の適正化を図っていきます。
	推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度から維持管理業務が県直営化され点検結果や修繕状況を即座に把握できる等、業務の迅速化が図れるようになりました。これらの利点を生かしつつ、施設の長寿命化等へも適正に反映できるような体制づくりに努めます。

(6) 林道

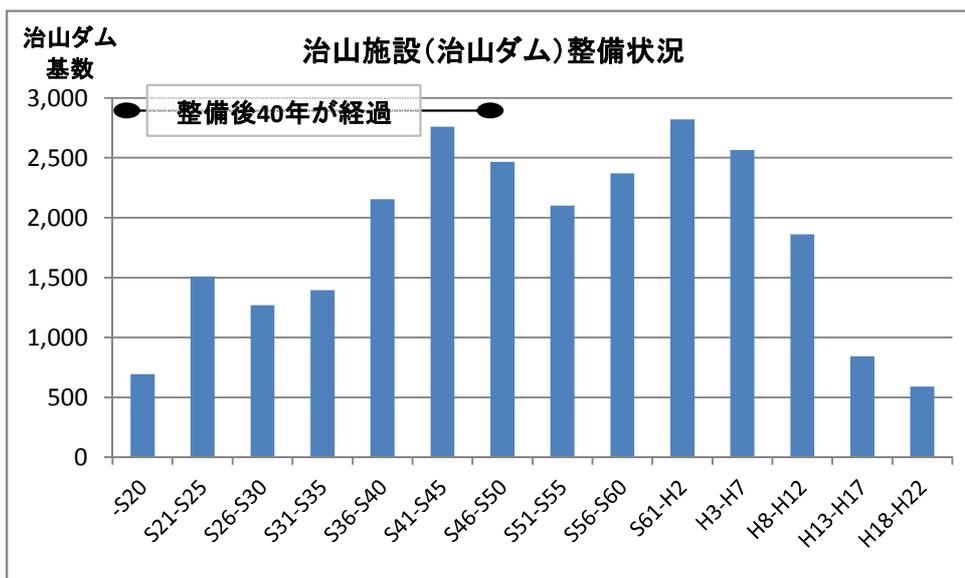
現 状 と 課 題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 25%;">用 途</th> <th style="width: 15%;">路線数</th> <th style="width: 15%;">延 長</th> <th style="width: 45%;">県有林団地数</th> </tr> <tr> <td>県管理林道</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td style="text-align: center;">74,491m</td> <td style="text-align: center;">14</td> </tr> <tr> <td>うち舗装延長</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td style="text-align: center;">74,491m</td> <td></td> </tr> </table>				用 途	路線数	延 長	県有林団地数	県管理林道	34	74,491m	14	うち舗装延長	0	0m		計	34	74,491m	
	用 途	路線数	延 長	県有林団地数																
	県管理林道	34	74,491m	14																
	うち舗装延長	0	0m																	
	計	34	74,491m																	
	長寿命化対象施設																			
	県管理橋梁 (橋長4m以上)		12橋																	
	県管理トンネル		0本																	
	その他重要な施設		なし																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">橋梁設置後50年以上経過している橋</th> </tr> <tr> <th style="width: 33%;">現在 (H27年度末)</th> <th style="width: 33%;">10年後</th> <th style="width: 33%;">20年後</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10橋</td> <td style="text-align: center;">12橋</td> <td style="text-align: center;">12橋</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">83%</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> </table>				橋梁設置後50年以上経過している橋			現在 (H27年度末)	10年後	20年後	10橋	12橋	12橋	83%	100%	100%				
橋梁設置後50年以上経過している橋																				
現在 (H27年度末)	10年後	20年後																		
10橋	12橋	12橋																		
83%	100%	100%																		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県管理林道は、県有林の整備や林業経営に不可欠な基盤施設として整備が進められ、現在14の県有林で34路線74,491m設置されています。 ・ 国が示すインフラ長寿命化計画では、林道分野における長寿命化対象施設は「橋梁」、「トンネル」、「その他重要な施設」と規定されており、現在県が管理する林道において4m以上の橋梁が12橋設置されています。 ・ このうち設置後50年以上経過している橋が10橋(83%)、今後10年以内に設置後50年以上になる橋が12橋(100%)となる状況であり、老朽化対策が喫緊の課題となっており、施設に対する長寿命化も含めた管理方針を検討する必要があります。 ・ ただし、基本的に県管理林道は入口にゲートを設置して、一般の通行を制限しており、第三者への影響が限定的な施設、かつ、もっぱら林業用の山間地の道路であるため、規模が小さく事後的な措置により対応する方が効率的な施設であることを考慮した管理方針としていく必要があります。 																				

取 組 方 針	点検・診断等	・林野庁が策定した林道施設長寿命化対策マニュアル(暫定版)に基づき、定期的な点検等を行い長期的な視点で管理します。
	維持管理・更新等	・点検・診断を着実に実施し、その結果に基づき、施設の補修や更新、機能強化等の必要な対策を適切な時期に、着実に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録・更新していくことで、次期の効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげる「メンテナンスサイクル」の構築を図ります。
	安全確保	・点検・診断により高度の危険性が認められた施設については、補修・機能強化・撤去や通行制限・通行規制・通行止め等、適切に対処します。
	耐震化	・修繕等の機会を捉え、耐震性能等の安全性能についても向上を図るなど、効率的・効果的な対策を検討します。
	長寿命化	・林野庁が策定した林道施設長寿命化対策マニュアル(暫定版)に基づき実施した、点検・診断等の結果を踏まえ、長寿命化計画を策定します。
	施設総量の適正化	<p>県管理林道は、県有林の木材生産及び森林管理のために必要な幹線路網であり、森林資源の循環利用に向けた基盤であります。そのため、作業道を効果的に組み合わせることで機能を発揮させながら、継続的な維持管理を努めていきます。</p> <p>また、今後の県有林の状況に応じて、林道施設の総量について撤去も含めて検討していきます。</p>
	推進体制	・施設の点検・診断から補修・機能強化等に至る一連の技術の向上を図るために、必要な研修等を行います。

(7) 治山施設

治山ダム整備年度区分	基数	割合(%)
S48までに整備(整備後40年が経過)	11,500	44.9%
S49～H24に整備	14,100	55.1%
計	25,600	100.0%

現
状
と



一般的なコンクリートの耐用年数は50年だが、治山ダムは気象条件の厳しい山間部に整備されていることが多いため、補修等が必要と考えられる時期を40年より前とした

課
題

- ・ 治山施設は、森林の維持・造成を通じて山地に起因する災害等から地域の安全・安心の確保等を図るため、昭和初期から、県下民有林内に整備されています。
- ・ 治山施設のうち、コンクリートや鋼材を材料とし一定以上の規模を有する治山ダムについては、持続的な機能発揮が期待され、かつ破損等により第三者への被害が大きくなると考えられるため、継続的なメンテナンスが必要となります。
- ・ これら治山ダムのうち、整備後40年以上経過している施設は、全体の約半数程度存在し、一部施設は、厳しい自然条件などによる経年劣化、損傷がみられます。
- ・ 治山施設の効果の持続的な発揮、適切な時期の補修等の予防保全型維持管理によるコスト削減を図るため、今後、計画的な長寿命化対策が必要となります。
- ・ 一方、これらの施設は、施設ごとに台帳は整備されているものの、その位置や管理状況の情報整備は十分でないため、県下民有林内に広く整備されている施設の状況把握、点検・診断を効率的に行う必要があります。

取 組 方 針	点検・ 診断等	<ul style="list-style-type: none"> 「林野庁インフラ長寿命化計画(行動計画)」(2014 林野庁)に基づき策定する個別施設計画(平成32年度までに策定予定;以下「個別施設計画」という。)により、治山施設の健全性や施設周辺の森林の荒廃状況等を調査し、対策の必要性の有無や、対策の内容を判断します。
	維持・ 管理 更新・ 等	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設計画により、治山施設の機能を維持、回復させるための補修工事や、施設の適切な維持管理を行います。
	安全 確保	<ul style="list-style-type: none"> 点検・診断等により治山施設の機能の発揮に問題が認められた施設については、個別施設計画により、補修、更新、機能強化を実施します。
	耐 震 化	<ul style="list-style-type: none"> 現在のところ、特別に(通常の安全性以上に)耐震性を求める治山施設はありません。
	長 寿 命 化	<ul style="list-style-type: none"> 点検・診断の結果に基づき、補修、更新、機能強化等の必要な対策を適切な時期に実施することにより、治山施設の長寿命化を図ります。
	施設 総量 の 適 正 化	<ul style="list-style-type: none"> 森林の機能維持のために治山事業を計画する場合は、できるだけ既存治山施設の活用を検討します。 調査の結果把握できる治山施設の状況に応じて、次の施設は個別施設計画の対象から除く予定としています。 <ol style="list-style-type: none"> 治山施設の効果により周辺森林が健全に回復し、特段、施設の維持管理等を行わなくても、森林の機能と相まって、施設に期待される効果が持続的に確保されうると考えられるもの。 施設が損傷した場合であっても、第三者へ被害を及ぼす可能性等が極めて低い場合。 施設の規模が小さく、長寿命化(予防的対策)によるトータルコストの削減効果が限定的であり、事後的な措置の方が効率的なもの。
	推 進 体 制	<ul style="list-style-type: none"> 「林野庁インフラ長寿命化計画(行動計画)」(2014 林野庁)に基づき、技術支援、情報交換等の面で国や市町村と密接に連携を図ります。 施設情報の明確化、適切化を図るために、GIS等を活用した台帳情報の整備、電子化などを、外部委託を含めつつ推進します。 地域と行政と協働で行う森林づくりを進めることなどにより、地域住民、山地防災ヘルパー等を交えた、施設の維持管理手法を研究、検討します。

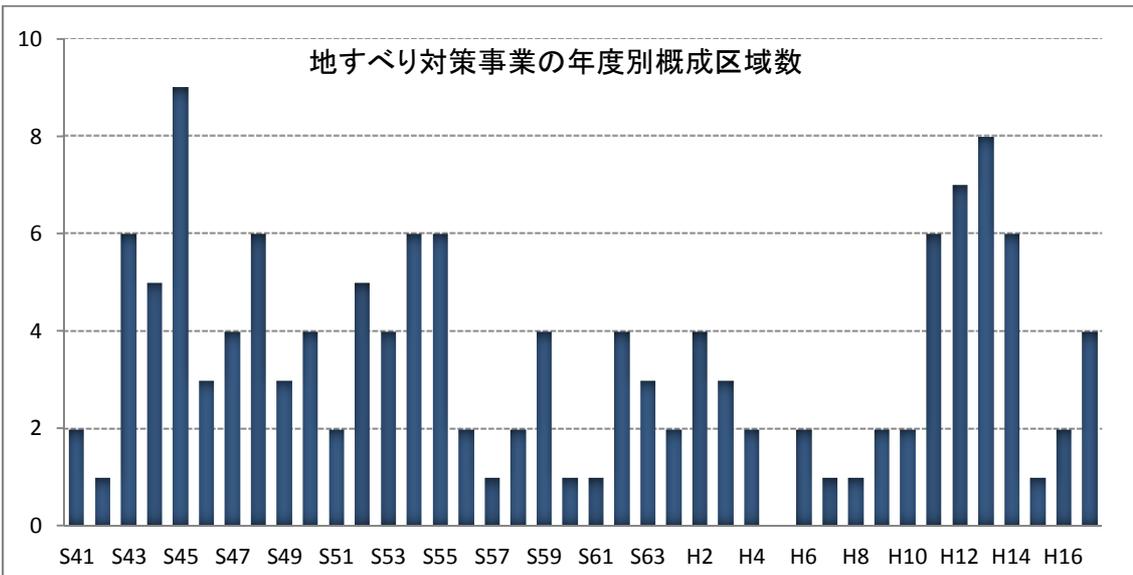
(10) 農業・農村施設

① 地すべり防止施設(農政部所管)

○地すべり防止区域の指定状況

地方事務所	区域数	指定面積(ha)	地方事務所	区域数	指定面積(ha)
上 小	5	169.22	北安曇	20	637.82
上伊那	5	534.81	長 野	41	1,587.83
下伊那	30	1,606.60	北 信	18	1,363.40
松 本	18	492.82	計	137	6,392.50

現
状
と



課
題

- ・ 県内には、農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域が137箇所あり、区域内には、農地や農業用施設、人家、公共施設等を地すべり災害から守るための地すべり防止施設が設置されています。
- ・ 地すべり防止施設は、昭和30年代から、国庫補助事業及び県単独事業により整備されており、近年、施設の補修・修繕が必要となっています。
- ・ 地すべり防止施設は、地すべり等防止法の規定に基づき、県が管理することとなっていますが、日常的な点検・維持補修については、県が直接実施することが困難なため、関係市町村と協議の上、管理委託しています。
- ・ 市町村では、地すべり対策委員会、自治会等に巡視を依頼していますが、地すべりが発生しやすい山間地域では、過疎化や高齢化が深刻化しており、巡視員の確保が困難になりつつあります。
- ・ 今後、地すべり防止施設の機能診断に基づき、施設の補修・更新を計画的に実施するとともに、維持管理費を含めたトータルコストの軽減が必要です。

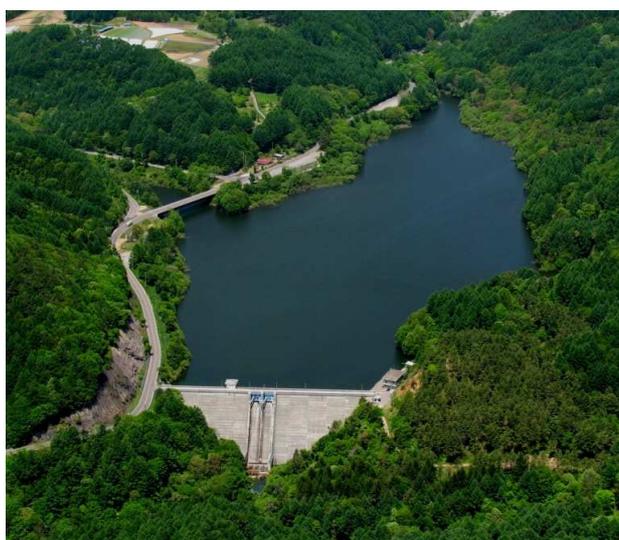
取 組 方 針	点検 診断 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な点検は、市町村への管理委託を継続して実施し、巡視員による施設の現状把握を行います。 ・ 農林水産省農村振興局が策定するマニュアルに基づき、各施設の機能診断及び健全度評価を行い、対策の必要性等を判断します。
	維持 ・ 管理 ・ 更新 ・ 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地すべり防止施設を把握するための施設台帳を随時更新します。 ・ 標柱の位置座標を取得し、GIS等に反映させるとともに、亡失した標柱の早期復元を行います。 ・ 機能診断に基づき策定する「地すべり防止施設の長寿命化計画(個別施設計画)」により、計画的に施設の補修・更新を実施します。
	安全 確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検、機能診断により、危険性が認められた施設については、計画的に補修・更新を行うとともに、地すべりの兆候が確認された区域については、機構解析や応急対策などを実施します。
	耐震 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点で、耐震化の検討が必要な地すべり防止施設はありません。
	長寿 命化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能診断に基づき、平成32年度までに、「地すべり防止施設の長寿命化計画(個別施設計画)」を策定し、必要な補修・更新を適期に実施し、地すべり防止施設の長寿命化を図ります。
	施設 総量 の 適正 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内には、137箇所の地すべり防止区域がありますが、地すべり等防止法の規定に基づき、適正な維持管理に努めます。 ・ 過疎化により、農地、人家、公共施設等の保全対象が極端に減少した地すべり防止区域については、国や市町村等と十分に協議しながら、地すべり防止施設の管理の必要性について検討します。
	推進 体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地すべり防止施設の長寿命化計画(個別施設計画)」に基づき、計画的な補修・更新を実施するため、農林水産省関東農政局と連携し、計画的な補修・更新を実施します。 ・ 巡視員による点検、施設の維持管理等について、問題点の整理を行い、関係市町村を含めた管理体制を整備します。

② ダム(農政部所管)

現
状
と

ダム形式	数量	貯水量
重力式コンクリートダム	1	324.2万m ³

かんがい用水	受益面積	2,000ha
発電用水	発電量	5,400Kw
水道用水	供給量	30,000m ³ /日



課
題

・ 菅平ダムは、上田市真田町に位置し、昭和41年～43年に建設されたかんがい(農政部・長野県神川沿岸土地改良区)、発電(長野県企業局)、水道(上田市上水道)に利用する多目的ダムです。

・ 施設管理費については、管理協定により以下の負担率を定め支出しており、その管理業務は企業局が実施しています。

農政部	長野県企業局	上田市上水道	長野県神川沿岸 土地改良区
64.25%	10.70%	8.80%	16.25%

・ 建設から約50年が経過し、水門や電気設備、水管理設備等は耐用年数を超過していることから補修等に係る経費が増加傾向となり、また施設が老朽化し取水ゲートの操作等、管理に苦慮していることから、更新整備が必要となっています。

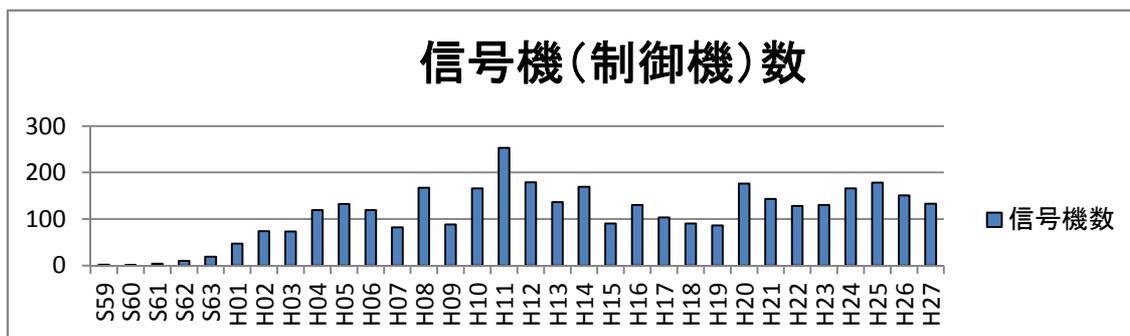
・ また、土砂の堆積が著しく、今後は土砂の搬出経費に多大な費用を要するため、施設全体の維持管理費を軽減できるよう、施設の合理化の検討も進める必要があります。

取 組 方 針	診 断 等 ・ 点 検	<ul style="list-style-type: none"> 長野県企業局において定期的に点検を実施しており、費用については共同事業者（農政部、長野県企業局、上田市、長野県神川沿岸土地改良区）で支出しています。
	修 繕 ・ 管 理 ・ 更 新 ・ 等	<ul style="list-style-type: none"> 耐用年数を超過し、維持管理費が増加傾向にあったことから、取水ゲートや洪水吐ゲート、電気設備、水管理設備等について、平成28年度から修繕・更新事業に着手しました。
	安 全 確 保	<ul style="list-style-type: none"> 通常点検により、適切に対処しています。
	耐 震 化	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に実施している耐震性能照査から耐震化が必要であると判明した場合には、適切な耐震対策を実施します。
	長 寿 命 化	<ul style="list-style-type: none"> 共同事業者間でとりまとめた今後40年間の長期計画に基づき、必要な維持・修繕を計画的に実施し長寿命化対策を図ります。
	施 設 総 量 の 適 正 化	<ul style="list-style-type: none"> 農業用水、発電用水及び上水道用水を確保する重要施設として、適正な維持・保全に努めていきます。 但し、その施設を維持するためには、維持管理費用の節減に努める必要があり、ライフサイクルコストを勘案した施設の修繕・更新計画の策定、対策工事の実施が重要となっています。
	推 進 体 制	<ul style="list-style-type: none"> 昭和44年4月1日、農政部、長野県企業局、上田市、長野県神川沿岸土地改良区において、菅平ダムの管理に関する協定書を締結し、維持管理しています。

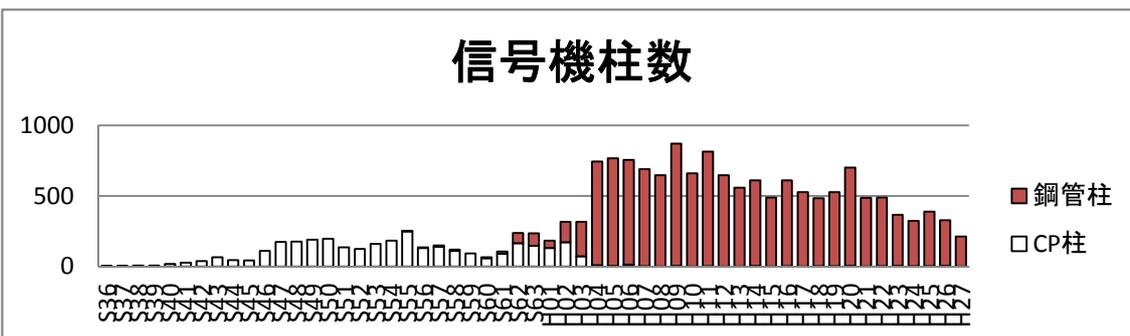
(9) 交通安全施設

用途	数	用途	数	用途	数
信号機(制御機)	3,544基	信号機柱	17,562本	道路標識	92,237本

現



状



と

課

題

- ・ 信号機や道路標識を始めとする交通安全施設は、交通の安全と円滑を確保する上で極めて高い効果を発揮するもので、これまで計画的に整備を行い、交通事故を抑止してきました。
- ・ 平成27年度末の信号機は3,544基で、既に更新基準である19年を経過している制御機が約4分の1を占めている現状にあり、今後大量更新期を向かえ、現状の更新ペースでは10年後には約3分の1が更新基準を超えることとなります。また、17,562本ある信号柱については、倒壊等の事案を防止するためコンクリート柱から鋼管柱への建て替えを進め、約5分の4の信号柱を鋼管柱に更新しましたが、残るコンクリート柱を計画的に更新整備する必要があります。
- ・ 道路延長及び改良等の道路交通環境の変化に対応し、交通安全施設の増加が見込まれる中、県民を交通事故から守るための交通安全施設が、逆に県民の生命・財産を脅かす存在となることがないように、適切な点検と補修履歴等を踏まえ更新の必要性が高いと認められる施設を優先的に更新すると共に、地域の実情を踏まえて必要性等を検討し、必要性が低減したものの移設や撤去を含めた中長期的な整備計画を策定し、交通安全施設の適切な整備及び信号灯器のLED化等により維持管理費等の軽減を図る必要があります。

取 組 方 針	点検 ・ 診断 等 ・	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設の状態を適格に把握するため、必要な点検内容の見直し、非破壊検査の実施及び専門業者による点検等業務の委託を行っています。
	維持 ・ 管理 ・ 更新 ・ 等	<ul style="list-style-type: none"> 将来にわたって交通安全施設の機能を維持し、安全で円滑な交通を確保していくため、中長期的な整備計画を策定して予算の平準化を図るほか、点検結果や補修履歴等を踏まえて適切な時期に更新を行います。 また、関係機関の策定する都市計画などと連携して、一体となった整備を推進します。
	安全 確保	<ul style="list-style-type: none"> 確実に漏れのない点検により危険要素を早期発見し、補修、更新等の対策を適切に実施します。
	耐 震 化	<ul style="list-style-type: none"> 強度計算書に基づく建柱を実施しています。 信号柱を耐震性の高い鋼管柱に更新しています。
	長 寿 命 化	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設の故障、機能低下、倒壊等を未然に防止し、本来の機能を適切に維持するため、周辺環境や使用機材の材質等を踏まえ、強度や防錆効果を高める措置の取組を今後も講じていきます。
	施 設 総 量 の 適 正 化	<ul style="list-style-type: none"> 信号機の設置については、従前どおり真に必要性の高い場所を選定して整備を進め交通の安全と円滑を確保していきますが、バイパスの供用等により必要性が低減した信号機について、移設や撤去を検討するほか、交通規制の見直しや標識設置基準による道路標識の見直しを図ってストック管理を推進します。
	推 進 体 制	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理・更新等に係る専門的な技能又は知識を有する職員を計画的に育成し、長期的な担い手を確保するほか、専門業者による点検等業務の委託を継続します。

(10) 企業会計

① 電気事業設備

(1) 電気事業設備の状況

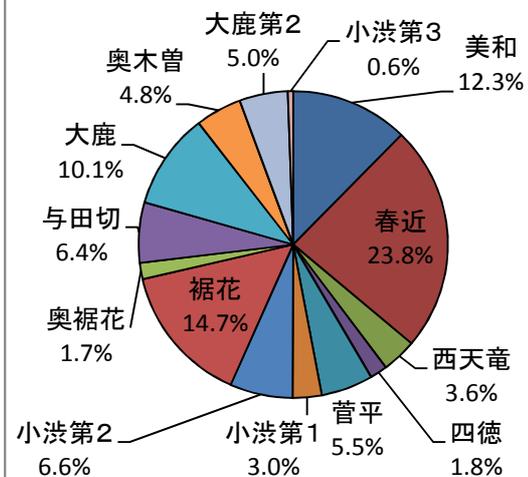
【発電所一覧】

発電所名	建設年	最大出力(KW)
美和	S33.5.26	12,200
春近	S33.7.14	23,600
西天竜	S36.12.1	3,600
四徳	S39.2.7	1,800
菅平	S43.12.1	5,400
小渋第1	S44.4.19	3,000
小渋第2	S44.3.1	6,500
裾花	S44.6.6	14,600
奥裾花	S54.2.1	1,700
与田切	S61.4.11	6,300
大鹿	H2.5.1	10,000
奥木曽	H7.6.27	4,800
大鹿第2	H11.4.1	5,000
小渋第3	H12.4.1	550
高遠	(H29.4.1)	(180)
奥裾花第2	(H29.4.1)	(980)

【ダム一覧】

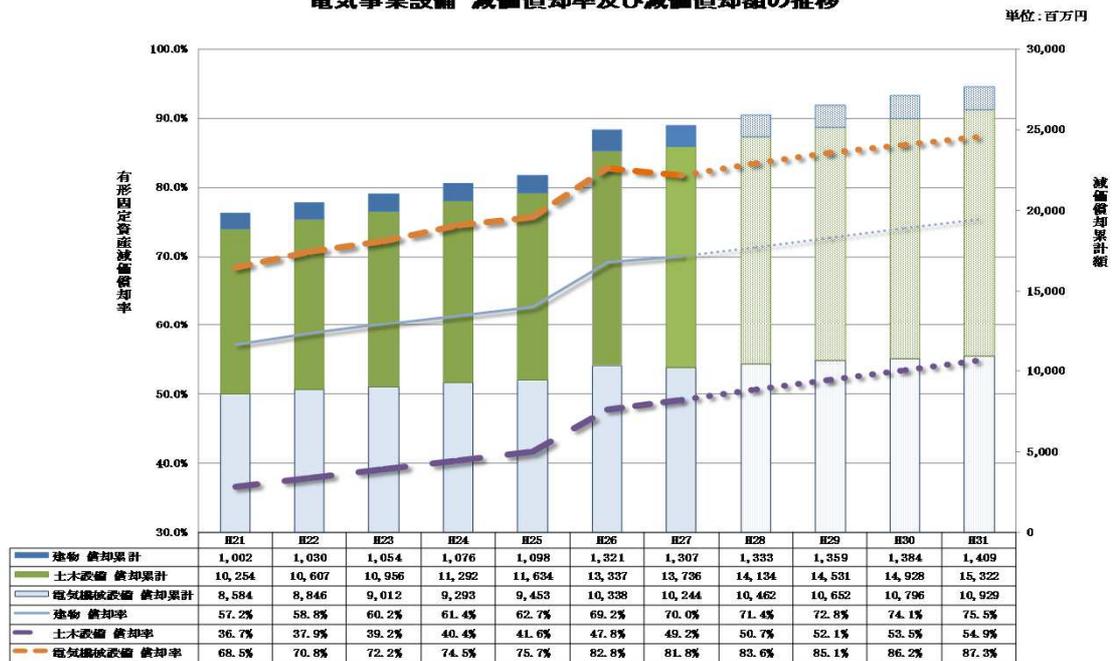
ダム名	建設年	堤長高(m)
高遠	S33.3	30.9
菅平	S43.11	41.8
湯の瀬	S42.5	18.0

発電所別の出力割合



(2) 電気事業設備の老朽化の状況と今後の見込み(設備別償却率)

電気事業設備 減価償却率及び減価償却額の推移

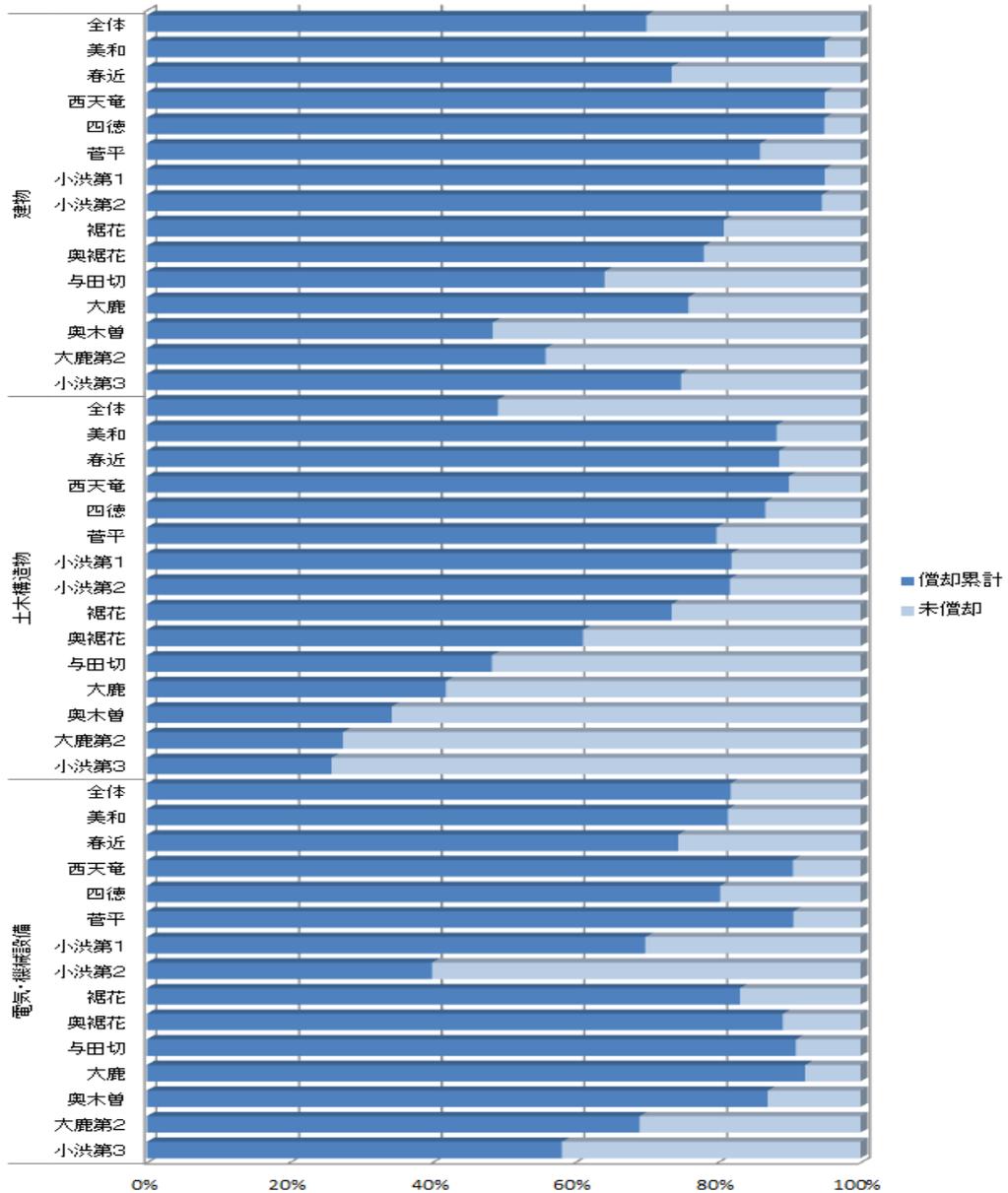


・H21年度からの設備別償却率の推移を見ると、各設備ともに老朽化の進行が顕著となっています。

※有形固定減価償却率: 耐用年数までの到達状況を表し、最大は耐用年数到達時の95%

(3) 設備別の老朽化の状況

企業局発電設備減価償却状況(H27実績)



・設備別にみると、H27年度における発電所全体の電気・機械設備償却率は81.8%であり、老朽化が深刻な状況です。

(4) 課題

- ・建設から40年を経過する発電所が8か所あることから、今後、多額の改修費用が必要になるとともに、改修期間中は料金収入が減収になります。また、建設から40年未満の6発電所を含め、経常的な修繕費用も増加が見込まれます。このため、施設設備の状態を的確に把握したうえで整備区分を設定し、計画的に老朽化対策を推進していく必要があります。
- ・発電所建屋については14か所中4か所で耐震化が未実施であり、早期に対策を講じる必要があります。また、ダム施設及び集落に近い上水槽や水圧管については、耐震性能照査を行い、その結果を踏まえて、必要な対策を検討していく必要があります。
- ・水力発電は「ベースロード電源」として拡大が期待されており、県管理ダムを活用した新規開発に取り組むなど、電力の安定供給と経営安定を図る取組が必要です。
- ・民営化協議を進めていたため、近年は電気職の新規採用を控えていたことから欠員が生じるとともに、年齢構成に偏りが生じています。このため、若手職員の育成や技術の継承が課題となっています。

取組方針	点検等・診断	<ul style="list-style-type: none"> ・電気事業保安規程による点検基準を遵守し、適時的確な巡視・点検を行うとともに点検基準の定期的な見直しを行います。 ・発電施設の運転管理・巡視点検業務について、これまでの南信発電管理事務所に加え、北信発電管理事務所にも拡充して一括して委託をし、より安全な運転管理体制の確保に取り組みます。 																		
	維持・管理・更新等・修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・「長野県公営企業経営戦略」(H28年2月策定、計画期間:H28~H37。以下「経営戦略」という。)における投資・財政計画に基づき、適切な維持管理に努めます。 																		
	リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・想定されるリスク(413項目)を洗い出し、その評価結果に基づきハード・ソフト対策を計画的に実施します。 ・ハード対策:土砂崩落や油漏れによる環境汚染に備え、監視カメラや水位計等を設置等 ・ソフト対策:対応マニュアルの強化、メーカー等との共同訓練の実施など 																		
	老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・建設経過年数と施設設備の状態を考慮し、発電所ごとに整備方針を定め、料金収入が安定して確保できるよう、計画的に老朽化対策を推進し、平成37年度までに完了します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">経過年数</th> <th style="width: 20%;">発電所</th> <th style="width: 60%;">整備方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">50年以上</td> <td>美和</td> <td rowspan="4">大規模改修(リプレース) (春近:多額な改修費用、県内経済への効果を考慮し、PFI導入検討)</td> </tr> <tr> <td>春近</td> </tr> <tr> <td>西天竜</td> </tr> <tr> <td>四徳</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">40年~50年</td> <td>菅平</td> <td rowspan="4">設備改修 (主要設備を改修済のため、機器更新により対応)</td> </tr> <tr> <td>裾花</td> </tr> <tr> <td>小渋第1</td> </tr> <tr> <td>小渋第2</td> </tr> <tr> <td>40年未満</td> <td>奥裾花ほか5力所</td> <td>長寿命化 (適切な周期による点検・修繕)</td> </tr> </tbody> </table>	経過年数	発電所	整備方針	50年以上	美和	大規模改修(リプレース) (春近:多額な改修費用、県内経済への効果を考慮し、PFI導入検討)	春近	西天竜	四徳	40年~50年	菅平	設備改修 (主要設備を改修済のため、機器更新により対応)	裾花	小渋第1	小渋第2	40年未満	奥裾花ほか5力所	長寿命化 (適切な周期による点検・修繕)
	経過年数	発電所	整備方針																	
50年以上	美和	大規模改修(リプレース) (春近:多額な改修費用、県内経済への効果を考慮し、PFI導入検討)																		
	春近																			
	西天竜																			
	四徳																			
40年~50年	菅平	設備改修 (主要設備を改修済のため、機器更新により対応)																		
	裾花																			
	小渋第1																			
	小渋第2																			
40年未満	奥裾花ほか5力所	長寿命化 (適切な周期による点検・修繕)																		
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・地震災害に備えるため、経営戦略に基づき、以下のとおり施設・設備の耐震化を計画的に進めます。 (1) 発電所建屋の耐震化 S56年以前(旧耐震基準)の施設の耐震化(H29年度までに耐震化を完了) (2) 重大な二次災害の発生が懸念される施設(ダム施設、上水槽、水圧管)の耐震性能照査 <ul style="list-style-type: none"> ① 企業局管理の3ダムの耐震性能照査(H28年度までに完了) 高遠ダム(H26本体・H27付帯設備)、湯の瀬ダム(H27)、菅平ダム(H28) ② 集落に近い上水槽・水圧管(菅平・小渋第2)の耐震性能照査(H28年度完了) 																			
施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの普及拡大及び経営基盤の強化を図るため、以下のとおり新規発電所の開発に努めます。 (1) H27年度の資源エネルギー庁の調査において、湯の瀬ダム地点について「開発の可能性ある」との結果を受け、H28年度から課題の整理・検討を開始 (2) 県管理ダム(横川、箕輪、片桐)について、地元関係者等による研究会を設置し開発に向けた課題の整理・検討を実施 横川ダム:H29年度着工(H31年度運転開始予定) 箕輪ダム・片桐ダム:H29年度設計に着手(H32年度運転開始予定) 																			
推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・経営戦略において定めた推進体制により、効果的・効率的な組織運営を図るとともに、本方針による取組を確実に進めてまいります。 ・将来にわたって持続的な安定経営を支える人材の確保・育成を図るため、電気技術職員の計画的な採用や研修の実施による若手職員の育成等、技術の継承を着実に進めてまいります。 																			

② 水道事業設備

(1) 水道事業設備の状況

【末端給水事業(昭和39年5月給水開始)】

区分	H27年度実績	備考
給水戸数	75,835 戸	3市1町(長野市、上田市、千曲市の一部及び坂城町)、約19万人
年間有収水量	1,899 万 m^3	1日平均52,021 m^3 を供給
料金収入	35.3 億円	
有収率	89.5 %	(県平均:83.8%(H26))
取水設備	取水口:1か所(上田水道)、浅井戸:14本(川中島水道)	
浄水設備	急速ろ過池:6池、浄水池:5池	
送配水設備	ポンプ場:35か所(75台)、配水池:52か所(60池)	
送水管等	総延長1,435km(導水管:6km、送水管135km、配水管1,294km)	

現

【用水供給事業(昭和57年4月供給開始)】

区分	H27年度実績	備考
年間有収水量	2,913 万 m^3	供給区域:2市1村(松本市、塩尻市、山形村)
供給料金収入	14.0 億円	1日平均 79,591 m^3 を供給(通常1日 81,000 m^3)
用水供給単価	47.96 円/ m^3	
取水設備	取水口:1か所	
浄水設備	急速ろ過池:16池、浄水池:3池	
送水設備	ポンプ場:4か所(9台)	
送水管等	総延長52km(導水トンネル:3.3km、導水管1.9km、送水管47km)	

状

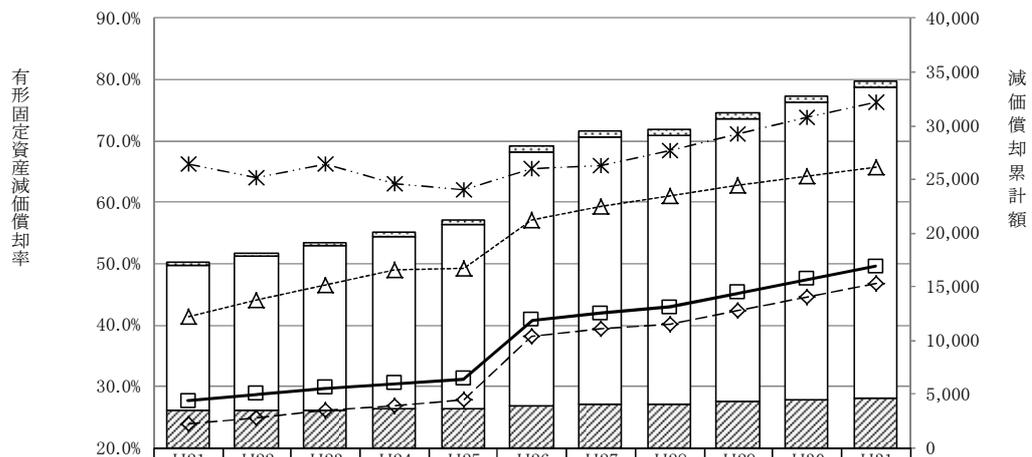
と

(2) 水道事業設備の老朽化の状況と今後の見込み(設備別償却率)

【末端給水事業】

末端給水設備 減価償却率及び減価償却額の推移

単位:百万円



課

題

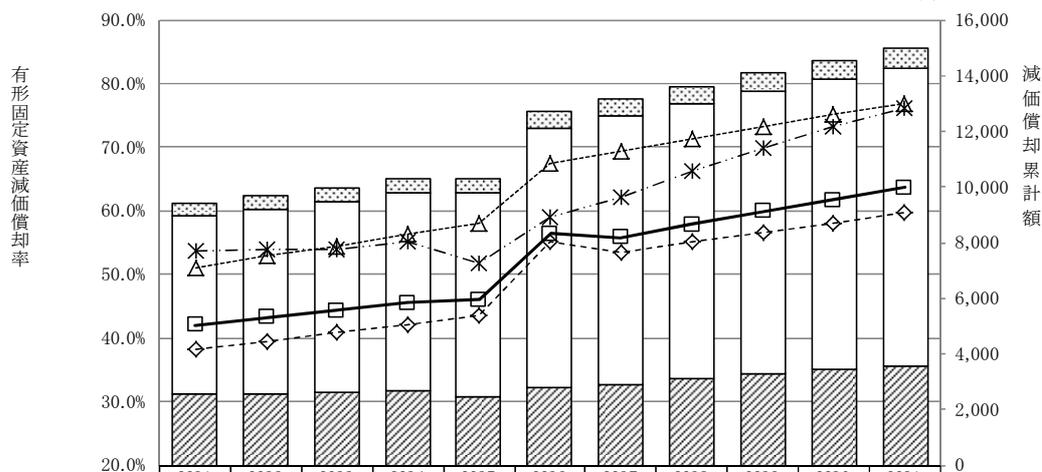
・発足当時、市町村から4つの上水道と35の簡易水道を引き受けたことや、事業創設から50年が経過しており、施設の老朽化が進行しています。

※有形固定資産減価償却率:耐用年数までの到達状況を表し、最大は耐用年数到達時の95%

【用水供給事業】

用水供給設備 減価償却率及び減価償却額の推移

単位:百万円



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
建物 償却累計	451	468	481	497	512	597	614	631	648	664	681
構築物 償却累計	6,394	6,626	6,859	7,077	7,312	9,330	9,615	9,890	10,164	10,438	10,712
機械装置 償却累計	2,549	2,578	2,603	2,694	2,471	2,785	2,914	3,101	3,275	3,428	3,569
用水供給設備償却率	42.1%	43.3%	44.3%	45.6%	46.0%	56.4%	55.9%	57.9%	59.9%	61.8%	63.6%
建物 償却率	51.1%	53.0%	54.5%	56.4%	58.0%	67.5%	69.4%	71.3%	73.2%	75.1%	77.0%
構築物 償却率	38.2%	39.6%	40.8%	42.1%	43.5%	55.1%	53.6%	55.1%	56.6%	58.2%	59.7%
機械装置 償却率	53.6%	54.0%	53.8%	55.2%	51.8%	58.9%	62.2%	66.2%	69.9%	73.1%	76.1%

- ・供給開始から31年以上が経過しており、今後、施設の更新時期を迎えます。
- ※有形固定資産減価償却率:耐用年数までの到達状況を表し、最大は耐用年数到達時の95%

(3) 水道施設の耐震化の状況

区分	項目	基準年度 (H19年度)	実績 (H27年度末)
末端給水事業	基幹管路の耐震適合率※	73.4%	84.9%
用水供給事業	管路の耐震適合率※	76.8%	77.9%

※耐震適合率: 水道の管路総延長に対して、耐震適合性のある管路延長がどの程度あるのかを示す割合

- ・重要性、緊急性の高い基幹施設や管路等の耐震化を計画的に進めています。

(4) 課題

- ・料金収入はほぼ横ばいで推移すると見込まれる一方で、今後、管路の大量更新時期を迎え、投資額の増大が見込まれます。そのため、適切な更新計画を策定し、投資の平準化を図りながら引き続き安心・安全な水道水を安定的に供給していく必要があります。
- ・水道はライフラインの中で最も重要なものであり、災害時でも給水を確保するため取水口や浄水場等の基幹施設及び送水管等の基幹管路について、計画的に耐震化を推進するとともに、人命の安全確保の観点から、病院や避難所となる学校等に至る管路の耐震化を優先的に実施する必要があります。
- ・水道技術職員は、知事部局等の交流人事によって配置されているため在職年数が短く技術の専門性が高まりにくいいため、計画的な技術継承を行っていく必要があります。

取 組 方 針	診 点 検 等	<p>・「水道施設管理マニュアル」による点検基準を遵守し、適時的確な巡視・点検を行うとともに点検基準の定期的な見直しを行います。</p> <p>・水道施設・設備の運転管理・巡視点検業務について、委託内容を事故や災害等への対応を含めた業務内容に拡充し、安全・安心に加え災害にもしっかり対応できる体制を確保します。</p>
	更 新 ・ 管 理 ・ 長 寿 ・ 命 化 ・ 修 繕 等	<p>・「長野県公営企業経営戦略」(H28年2月策定、計画期間:H28~H37。以下「経営戦略」という。)における投資・財政計画に基づき、適切な維持管理に努めます。</p> <p>【末端給水事業】</p> <p>・アセットマネジメント(長期的収支予測に基づく資産管理)の手法の考え方を採り入れ、厚生労働省の手引きの示す基準を参考に管路及び施設・設備の更新基準(法定耐用年数の1.5倍)を定め、適切に更新します。</p> <p>・併せて、管路についてはポリスリーブ巻付^(※)による長寿命化工事を実施することにより、法定耐用年数の1.5倍以上の使用が可能と判断されることから、企業局独自の更新基準を設定し、将来にわたる投資額の平準化を図ります。</p> <p>(※ポリエチレン製スリーブを鋳鉄管に巻き付け、管の腐食を防ぐ工事)</p> <p>【用水供給事業】</p> <p>水質監視・検査機器、薬剤注入装置について、計画的な更新、機能向上を図ります。</p>
	マ リ ス ク メ ン ト	<p>・想定されるリスク(末端212項目、用水106項目)を洗い出し、その評価結果に基づき、ハード・ソフト対策を計画的に実施します。</p> <p>・ハード対策:大規模地震に備えた事業体間の緊急連絡管の整備等</p> <p>・ソフト対策:対応マニュアルの強化、市町村やメーカー等と共同訓練の実施、災害協定の締結</p>
	耐 震 化	<p>・地震災害に備えるため、経営戦略に基づき、以下のとおり施設・設備の耐震化を計画的に進めます。</p> <p>【末端給水事業】</p> <p>・浄水場等の基幹施設や送水管等の基幹管路の耐震化を優先的に推進し、H37年度までに耐震化を完了します。</p> <p>・病院や避難所となる学校を、市町と協議の上、企業局独自に「重要給水施設」として位置付け(全43か所)、そこに至る管路については、耐用年数にかかわらず、H37年度までに耐震化を完了します。</p> <p>・また、地域の避難所となる学校等の「重要給水施設」に、災害時に周辺一帯が断水になっても、そこに行けば水が出る応急給水拠点「安心の蛇口」の整備計画を熊本地震等の状況を踏まえ前倒し(H29:1基→3基)するとともに、全体計画を倍増(H37までに11基→20基)させます。</p> <p>【用水供給事業】</p> <p>・送水幹線を除き、すべての管路及び施設の耐震化をH36年度までに完了します。</p>
	適 施 正 設 化 総 量 の	<p>・経営戦略で策定した水需要の見通しに基づく投資・財政計画による適切な施設整備に努めるとともに、施設および給水エリアなどの広域的な見直しについても、将来の広域化を見据え供給区域の市町村との共同・連携を進めます。</p>
推 進 体 制	<p>・経営戦略において定めた推進体制により、効果的・効率的な組織運営に努めるとともに、本方針による取組を確実に進めてまいります。</p> <p>・将来にわたって持続的な安定経営を支える人材の確保・育成を図るため、水道技術職員のキャリア形成を視野に入れた、知事部局との計画的な人事交流を実施します。</p>	